

ご契約のしおり

THE  カラダの
個人用傷害所得総合保険

普通保険約款および特約



はじめに

内容のご確認



この「ご契約のしおり」は、
損保ジャパンの
THE カラダの保険（個人用傷害所得総合保険）
契約についての大切なことがらが
記載されておりますので、
ご一読のうえ内容をご確認ください。

THE カラダの保険は、「個人用傷害所得総合保険」のペットネームです。

■ 特にご注意いただきたいこと

1 ご契約締結後、1か月以上経過しても保険証券（または保険契約継続証）が届かない場合は、お手数ですが損保ジャパンまでご照会ください。ご照会に際しましては、保険の種類、保険期間（ご契約期間）および取扱代理店名をご連絡ください。

（注）証券確認方法を「WEBで確認する」と選択された場合は、
保険証券（または保険契約継続証）は送付いたしません。

2 保険のご契約者以外に被保険者（保険の対象となる方）がいらっしゃる場合は、その方にもご契約のしおりに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際はご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

3 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

4 ご契約内容についてのご照会等は取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。

保管



ご契約満了まで大切に
保管してくださいますよう
お願いします。

ご質問・ご要望



わかりにくい点、
お気付きの点がございましたら、
ご遠慮なく取扱代理店または
損保ジャパンまで
お問い合わせください。

個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には国外にある事業者等を含みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することができます。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。



目次 INDEX

ページ

普通保険約款・特約一覧表	5
--------------	---

ご契約にあたって

ご契約前にご確認いただきたいこと

1 THE カラダの保険について	7
2 約款とは	9
3 用語のご説明	10
4 THE カラダの保険の補償内容	14
1. 基本的な補償内容（普通保険約款）	
2. 主な特約の概要	
5 被保険者の範囲	27
6 保険料の主な決定要素と支払方法など	28
1. 保険料の主な決定要素	
2. 保険料の支払方法	
3. 保険料の不払い時の取扱い	
7 共同保険	29

ご契約時にご注意いただきたいこと

1 告知義務と告知事項	30
2 始期前の発病や事故による無責の取扱い	30
3 特定疾病等対象外特約について	31
4 保険金額の設定	31
5 死亡保険金受取人の指定について	32
6 ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について	32

ご契約後にご注意いただきたいこと

1 通知義務と通知事項	33
2 通知事項以外の変更を行う場合	33

3	お引受けができる保険の範囲（引受範囲）	34
4	安心更新サポート	34
5	ご契約を解約される場合	35
6	そのほかにご注意いただきたいこと	36
1.	保険金お支払い後の保険金額	
2.	ご契約者が死亡された場合	
3.	保険料の改定があった場合	
4.	「損害保険契約者保護機構」による保険契約者 保護について	
5.	重大事由による解除	
6.	被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）に ついて	
7	保険金支払事由が生じた場合	37
1.	すみやかに取扱代理店または損保ジャパンまでご連 絡ください。	
2.	必ず事前に損保ジャパンまでご相談ください。	
3.	保険金の請求時効について	
4.	保険金のお支払い時期について	
5.	保険金のご請求にあたって	
6.	賠償責任の被害者に対する先取特権について	
7.	保険金の代理請求人制度について	

普通保険約款および特約

普通保険約款	41
特約	59

弁護士費用特約にセットされるサービス	157
苦情・ご相談窓口	158
お客さま向けインターネットサービス	159

普通保険約款・特約一覧表

普通保険約款

ページ

普通保険約款および特約に共通する用語の定義	41
第1章 傷害条項	43
第2章 所得補償条項	46
第3章 基本条項	47

特 約

《被保険者の範囲に関する特約》

特 約 名	ページ
ひ 被保険者の範囲変更特約（傷害条項用）	59

《傷害条項に関する特約》

特 約 名	ページ
か 介護保険金特約	60
き 企業等の災害補償規定等特約	62
こ 後遺障害等級限定特約（第1級～第3級）	62
交通傷害限定特約	63
し 就業中傷害特約	64
重大手術保険金倍率変更特約	64
手術保険金倍率変更特約	65
て 天災補償特約（傷害条項用）	65
と 特定感染症特約（後遺障害、入院および通院）	65
特定感染症特約（葬祭費用）	68
ね 熱中症特約（介護保険金特約用）	69
熱中症特約（傷害条項用）	70
ひ 被害事故保険金特約	70
ほ 保険金受取人指定特約（後遺障害、入院、手術および通院）	80

《所得補償条項に関する特約》

特 約 名	ページ
か 家事従事者特約（所得補償条項用）	80
し 事業一時休止費用特約（事業主費用特約用）	81
事業主費用特約（所得補償条項用）	81
て 天災補償特約（所得補償条項用）	83
と 特定疾病等対象外特約	83
に 入院初期費用特約（所得補償条項用）	83
入院中限定特約（所得補償条項用）	84

《《こどもプラン専用の特約》》

特 約 名		ページ
い	育英費用特約	84
さ	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約（傷害条項用）	87
て	天災補償特約（育英費用特約用）	87

《《ゴルファープラン専用の特約》》

特 約 名		ページ
こ	ゴルフ中傷害特約	87
	ゴルフ中賠償責任特約	88
	ゴルフ用品損害特約	93

《《車いす利用者プラン専用の特約》》

特 約 名		ページ
か	介添者緊急雇入費用特約	96
く	車いす利用者賠償責任特約	100
し	傷害見舞費用特約	106

《《その他の補償などに関する特約》》

特 約 名		ページ
き	救援者費用等特約	108
け	携行品損害特約	112
こ	個人賠償責任特約	117
し	住宅内生活用動産特約	125
へ	弁護士費用特約	132
ほ	ホールインワン・アルバトロス費用特約	144

《《お手続きに関する特約》》

特 約 名		ページ
あ	安心更新サポート特約（自動継続型） <small>(※)</small>	147
い	インターネット特約	148
ほ	保険料一括払特約	148
	保険料一括払特約（即時払）	150
	保険料分割払特約	151

《《その他の特約》》

特 約 名		ページ
き	共同保険特約	154
し	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	154

(※) 保険契約申込書等で表記される名称です。正式名称は安心更新サポート特約です。

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な決定要素と支払方法など

共同保険

ご契約時にご注意

ご契約後にご注意

1 THE カラダの保険について

被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合等に保険金をお支払いします。

基本補償

ケガの補償

- 死亡
- 後遺障害
- 入院・手術
- 通院

所得の補償

- 所得補償（勤労所得）
- 所得補償（家事従事者）
- 事業主費用（給与等の費用・代行者雇入費用）

(注) プランによって基本となる補償は異なります。



追加可能な補償

- 個人賠償責任
 - 携行品損害
 - 被害事故
 - 介護
 - ホールインワン・アルバトロス
 - 熱中症
 - 弁護士費用
- など



各プランごとにご加入の条件やセット可能な特約が異なります。

傷害・所得プラン

ケガの補償や所得の補償など、身近な危険に備えるプランです。

基本補償
(傷害・所得)



セット可能な特約

- 個人賠償責任特約
- 熱中症特約
- 弁護士費用特約

など

まも～るプラン

日常生活を取り巻く様々なリスクに対し備えるシニアの方向けプランです。

基本補償
(傷害)



セット可能な特約

- 個人賠償責任特約
- 傷害入院時サポート特約
- 熱中症特約
- 弁護士費用特約

など

(注)後遺障害等級限定特約(第1級～第3級)、天災補償特約(傷害条項用)、傷害入院一時金特約が自動でセットされます。

こどもプラン

お子さまのケガや万一の場合の養育資金を補償するプランです。

基本補償
(傷害)



セット可能な特約

- 育英費用特約
- 熱中症特約
- 弁護士費用特約

など

(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約(傷害条項用)が自動でセットされます。

役員プラン

経営者・役員の方が、偶然の事故によって傷害を被った場合等の企業リスクを補償するプランです。

基本補償
(傷害・所得)



セット可能な特約

- 被害事故保険金特約
- 個人賠償責任特約
- 熱中症特約

など

ゴルファープラン

ゴルフ中または練習中の事故を補償するプランです。

基本補償
(傷害)



セット可能な特約

- ゴルフ中賠償責任特約
- ホールインワン・アルバトロス費用特約
- 熱中症特約

など

(注)ゴルフ中傷害特約が自動でセットされます。

車いす利用者プラン

<更改契約のみ>

本人のケガの補償を基本とし、本人や補助者等の賠償責任も補償するプランです。

基本補償
(傷害)



セット可能な特約

- 傷害見舞費用特約
- 介添者緊急雇入費用特約
- 熱中症特約

など

(注)車いす利用者賠償責任特約が自動でセットされます。

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な決算方法など

共同保険

いご
ただ約
き時に
て注意

いご
ただ約
き後に
て注意

2 約款とは

お客さまと保険会社のそれぞれの権利・義務など保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

THEカラダの保険（個人用傷害所得総合保険）の約款の構成

1. 普通保険約款

<用語の定義>

第1章 傷害条項

第2章 所得補償条項

第3章 基本条項

第1節 当会社の保険責任

第2節 保険契約の締結に係る保険契約者等の義務および契約内容の変更

第3節 保険契約の解除、取消し、無効および失効

第4節 契約内容の変更等に伴う保険料の取扱い

第5節 事故の発生時の義務等

第6節 保険金の請求等

第7節 その他



2. 特約

○○特約

○○特約

○○特約

自動セット

オプション

特約は、普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので、次の2種類があります。

自動セット の特約：ご契約の内容により必ずセットされる特約

オプション の特約：お客さまのご希望によりセットすることができる特約

主な特約の概要については、19ページ以降をご確認ください。

3 用語のご説明

このご契約のしおりにおいて、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	解説
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
け 契約者	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。
こ 告知義務	ご契約時に、取扱代理店または損保ジャパンに対し、損保ジャパンが重要な事項として求めた事項について知っている正しい事実を告げなければならないという、ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）の義務のことをいいます。
骨髓採取手術	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。 ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
し 自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (注)骨髓採取手術を直接の目的として入院した場合は、支払対象外期間はありません。
支払対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金お支払いの対象となります。 (注)骨髓採取手術を直接の目的として入院した場合は、就業不能が開始した日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
就業不能	次の①または②のいずれかの事由により、被保険者の職業にかかる業務に全く従事できない状態をいいます。 ①身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていること。 ②骨髓採取手術を直接の目的として入院していること。 なお、被保険者が死亡された後もしくは身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては就業不能とはいません。 (家事従事者特約をセットされた場合) 身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していることまたは骨髓採取手術を直接の目的として入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。 (入院中限定特約をセットされた場合) 身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していることまたは骨髓採取手術を直接の目的として入院していることにより、被保険者の職業にかかる業務に全く従事できない状態をいいます。

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な方法など

共同保険

いご
ただ
き約
時
にご
注意

いご
ただ
き約
後
にご
注意

し	就業不能期間 (保険金をお支払 いする期間)	支払対象期間内における被保険者の就業不能の期間 (日数)をいいます。 (注)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、支払対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
	所得	被保険者の職業にかかる業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。 (家事従事者特約をセットされた場合) 家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
	所得補償継続契約	所得補償保険契約の保険期間の終了時 ^(※) を保険期間の開始時とする所得補償保険契約をいいます。 (※)その所得補償保険契約が保険期間の終了時に解除されていた場合は、その解除時とします。
	所得補償初年度契約	所得補償継続契約以外の所得補償保険契約をいい、所得補償保険契約が継続されてきた最初の保険契約をいいます。
	所得補償保険契約	THEカラダの保険普通保険約款所得補償条項に基づく保険契約をいい、損保ジャパンが承認したこの保険契約と支払責任が同一である保険契約または特約を含みます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
	身体障害	ケガ(ケガの原因となった事故を含みます。)および病気をあわせて身体障害といいます。 (注)骨髄採取手術を含みます。
	身体障害を 被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①ケガについては、ケガの原因となった事故発生の時。 ②病気については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常にについては、医師の診断により初めて発見された時。 (注)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、確認検査を受けた時をいいます。
せ	先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)

た	他の保険契約等	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
て	テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、骨髄採取手術を受けることによる就業不能の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることとします。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
ひ	被保険者	保険の対象となる方のことをいいます。
	病気(疾病)	ケガ以外の身体の障害をいいます。
へ	平均月間所得額	就業不能が開始する直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業不能が開始する直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。 (家事従事者特約をセットされた場合) 平均月間所得額は183千円とします。(2020年7月現在)

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な決定要素と支払方法など

共同保険

ご契約時にご注意

ご契約後のご注意

ほ	保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことをいいます。
	保険金額・保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
も	目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。

4 THE カラダの保険の補償内容

1. 基本的な補償内容（普通保険約款）

傷害条項

補償の概要

被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします（「病気」は保険金お支払いの対象となりません。）。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。



急激	突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
偶然	「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
外来	ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注1)靴ずれ、車酔い、熱中症^(※)、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

(注2)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

(※)熱中症特約（傷害条項用）がセットされている場合、日射または熱射による身体の障害の場合も「急激かつ偶然な外来の事故」に含み、お支払いの対象となります。

■ 死亡保険金



お支払いする主な場合

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

お支払いする保険金の額

死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、同一事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

■ 後遺障害保険金



お支払いする主な場合

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

お支払いする保険金の額

その程度に応じて、1回の事故につき後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

要素と支払方法など

共同保険

いご
た契
約時
間にご
注意

いご
た契
約後
にご
注意

■ 入院保険金（入院1日目から補償）



お支払いする主な場合

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合

お支払いする保険金の額

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の入院日数に対し、保険証券記載の日数を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

■ 手術保険金



お支払いする主な場合

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に次の①または②のいずれかの手術を受けた場合

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)

②先進医療に該当する手術^(※2)

(※1)以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

お支払いする保険金の額

入院中に受けた手術は、1回の手術^(※)につき入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。

(※)1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術を受けたものとします。

(注)同一の日に複数回手術を受けた場合は、支払われるべき手術保険金のうち最も高いいずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。

■ 通院保険金（通院1日目から補償）



お支払いする主な場合

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合

お支払いする保険金の額

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いできない主な場合 (傷害条項共通)

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款を参照してください。

- ①故意または重大な過失
 - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
 - ④脳疾患、疾病または心神喪失^(※1)
 - ⑤妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥外科的手術その他の医療処置
 - ⑦誤嚥^(※2)によって生じた肺炎
 - ⑧入浴中の溺水
 - ⑨戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの
 - ⑩地震、噴火またはこれらによる津波^(※3)
 - ⑪頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
 - ⑫ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
 - ⑬自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故
- (※1)「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00~F03またはF05.1に該当する精神障害を除きます。
- (※2)食物、唾液、胃液、胃内容物等が誤って気管に入ることをいいます。
- (※3)天災補償特約(傷害条項用)がセットされている場合は、お支払いの対象となります。

所得補償条項

補償の概要

被保険者が、保険期間中に病気やケガにより働けなくなつた場合に所得の損失を補償します。

お支払いする主な場合

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に次の①または②のいずれかの事由に該当し、その直接の結果として就業不能になった場合、被保険者が被る損失に対して、保険金をお支払いたします。

- ①身体障害(病気またはケガ)を被ること
- ②骨髄採取手術を受けること



お支払いする保険金の額

(1)次の計算式によって算出した金額をお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金の額} = \text{所得補償保険金額(月額)}^{(※1)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} \text{の月数}^{(※3)}$$

$$\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$$

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な決まり方など

共同保険

いごたなごとおこなうことにご注意

いごたなごとおこなうことにご注意

- (※1)保険証券記載の保険金額（月額）をいい、就業不能期間1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。
 - (※2)被保険者の職業にかかる業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から支払対象期間（1年または2年）が始まり、その支払対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。
 - (※3)就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月末満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。
- (注)他の保険契約等をご契約の場合において、他の保険契約等からすでに保険金等が支払われたときは、それらの額の合計額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- (2)支払対象期間（1年または2年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
- (3)原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
- (4)所得補償初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。
- ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額
- (5)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって180日以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。
- ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および支払対象期間を適用します。
- (6)次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
- ①他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
 - ②保険契約申込書等に記載された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ③他の保険契約等がある場合
- など

保険金をお支払いできない主な場合 (所得補償条項)

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款を参照してください。

- (1)次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ①故意または重大な過失
 - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
 - ④妊娠、出産、早産または流産
 - ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
 - ⑥頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの

(2)次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。

①自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転

②ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動

③自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）

④地震、噴火またはこれらによる津波^(※) など

(※)天災補償特約（所得補償条項用）がセットされている場合は、お支払いの対象となります。

(3)次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。

①精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能

②妊娠または出産を原因とした就業不能

(注)精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害
具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99までに規定された内容に準拠します。

参考：「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」

(F 00－F 09) 症状性を含む器質性精神障害

(例) 血管性認知症 など

(F 10－F 19) 精神作用物質使用による精神及び行動の障害

(例) アルコール・大麻・コカイン等の使用による精神及び行動の障害 など

(F 20－F 29) 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害

(F 30－F 39) 気分〔感情〕障害

(例) 躁病、うつ病 など

(F 40－F 48) 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害

(例) 社会恐怖症、外傷後ストレス障害、神経衰弱 など

(F 50－F 59) 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群

(例) 神経性無食欲症、非器質性睡眠障害 など

(F 60－F 69) 成人の人格及び行動の障害

(例) 不安性人格障害、妄想性人格障害 など

(F 70－F 79) 知的障害＜精神遅滞＞

(F 80－F 89) 心理的発達の障害

(例) 自閉症 など

(F 90－F 98) 小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

(例) 抑うつ性行為障害、反抗挑戦性障害 など

(F 99) 詳細不明の精神障害

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な方法など

共同保険

いご
た
だ
約
時
た
い
こ
と
意

いご
た
だ
約
後
た
い
こ
と
意

2. 主な特約の概要

主な特約の概要を掲載しています。補償内容など詳しくは59ページ以降をご確認ください。

自動セット : ご契約の内容により必ずセットされる特約

オプション : お客様のご希望によりセットすることができる特約

重複注意 マークが記載されている特約を複数のご契約^(注)にセットされた場合は、補償が重複することがあります。ご契約にあたっては、他のご契約との補償内容の差異や保険金額などを十分にご確認ください。

(注) THE カラダの保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

《傷害条項に関する特約》

か	介護保険金特約	オプション	60ページ
	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合に、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間に限り介護保険金額をお支払いします。要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。		
こ	後遺障害等級限定特約（第1級～第3級）	オプション	62ページ
	普通保険約款別表3の第1級～第3級に掲げる後遺障害が生じた場合のみ後遺障害保険金をお支払いする特約です。		
	交通傷害限定特約	オプション	63ページ
	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金について、お支払いの対象となるケガを特約に定める「交通事故等によるケガ」に限定する特約です。		
し	就業中傷害特約	オプション	64ページ
	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金について、お支払いの対象となるケガを「職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被ったケガ」に限定する特約です。		
	重大手術保険金倍率変更特約	オプション	64ページ
	重大手術について、普通保険約款傷害条項第5条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の規定にかかわらず、入院保険金日額の40倍を手術保険金としてお支払いする特約です。		
	手術保険金倍率変更特約	オプション	65ページ
	病院または診療所において、ケガの治療を直接の目的として手術を受けたときに、入院中の場合は保険金日額の20倍を、入院中以外の場合は5倍を手術保険金としてお支払いする特約です。		

て	天災補償特約（傷害条項用）	オプション	65ページ
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金特約について、「地震、噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ」をお支払いの対象に含める特約です。			
と	特定感染症特約（後遺障害、入院および通院）	オプション	65ページ
被保険者が特定感染症 ^(※) を発病された場合に、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をお支払いする特約です。			
	特定感染症特約（葬祭費用）	重複注意	オプション 68ページ
	被保険者が特定感染症 ^(※) を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）を保険金としてお支払いする特約です。 (注)300万円を限度とします。		
ね	熱中症特約（介護保険金特約用）	オプション	69ページ
	介護保険金特約について、「日射または熱射による身体の障害」の場合もお支払いの対象に含める特約です。		
	熱中症特約（傷害条項用）	オプション	70ページ
	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金について、「日射または熱射による身体の障害」の場合もお支払いの対象に含める特約です。		
ひ	被害事故保険金特約	重複注意	オプション 70ページ
	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等により、死亡された場合または所定の重度後遺障害が生じた場合、逸失利益や精神的損害等を補償する特約です。 【保険金額】 1事故につき、保険証券記載の金額を限度としてお支払いします。		

(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、または三類感染症をいいます。2023年3月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がペータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

《所得補償条項に関する特約》

か	家事従事者特約（所得補償条項用）	自動セット	80ページ
家事労働に従事する家事従事者が身体障害（病気またはケガ）を被り、その治療のために入院していること等により、家事労働に従事できなくなった場合に保険金を支払う特約です。 (注)家事労働に従事している被保険者の場合、必ずセットされます。			

ご契約前にご確認いただきたいこと

し	事業一時休止費用特約（事業主費用特約用）	重複注意	オプション	81ページ
被保険者が病気またはケガにより就業不能となった結果、事業主が事業を一時的に休止せざるを得ない場合において、事業主が支払い続ける給与等の費用、地代家賃および営業用機器等の賃貸料等の費用を負担した場合に、保険金を支払う特約です。				
事業主費用特約（所得補償条項用）	重複注意	自動セット	81ページ	
被保険者が病気またはケガにより就業不能となった結果、事業主が事業主費用（給与等の費用もしくは代行者の雇い入れ費用）を負担した場合に、保険金を支払う特約です。 (注)事業主費用として、保険金額を設定する場合、必ずセットされます。				
て	天災補償特約（所得補償条項用）	オプション	83ページ	
所得補償について、「地震、噴火またはこれらによる津波」によって被ったケガによる就業不能についても補償する特約です。				
と	特定疾病等対象外特約	自動セット	83ページ	
特定の病気またはケガによる就業不能を保険金支払の対象外とする特約です。 (注)告知していただいた内容により特別な条件付きでお引き受けする場合、必ずセットされます。				
に	入院初期費用特約（所得補償条項用）	オプション	83ページ	
入院が支払対象外期間を超えて継続したときに、被保険者が入院初期費用を負担することにより被った損失を補償する特約です。 【保険金額】3万円				
入院中限定特約（所得補償条項用）				
所得補償保険金のお支払いの対象となる就業不能期間を入院期間に限定する特約です。				

《こどもプラン専用の特約》

い	育英費用特約	重複注意	オプション	84ページ
扶養者（被保険者を扶養する方で保険証券の扶養者情報欄に記載されている方）が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合に、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損害に対して、保険金を支払う特約です。 【保険金額】				
保険証券記載の金額をお支払いします。（1回のみ） (注1)育英費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 (注2)被保険者が独立して生計を営むようになった場合、または被保険者を扶養する特定の個人がいなくなった場合は効力を失います。				

さ	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約（傷害条項用）	自動セット	87ページ
普通保険約款の用語の定義における「ケガ」に細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって被った中毒症状を含む特約です。 (注)こどもプランにご加入の場合、必ずセットされます。			
て	天災補償特約（育英費用特約用）	オプション	87ページ
育英費用特約について、「地震、噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ」により扶養不能状態となられた場合もお支払いの対象に含める特約です。			

《ゴルファープラン専用の特約》

こ	ゴルフ中傷害特約	自動セット	87ページ
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金について、お支払いの対象となるケガを特約に定める「ゴルフの練習、競技または指導中に被ったケガ」に限定する特約です。 (注)ゴルファープランにご加入の場合、必ずセットされます。			
	ゴルフ中賠償責任特約	重複注意	オプション
ゴルフの練習、競技または指導中に発生した偶然な事故により他人 ^(※1) にケガを負わせたり、他人の財物 ^(※2) を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用の合計額を保険金としてお支払いする特約です。 (※1)キャディに対する損害賠償責任を含みます。 (※2)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートによる損害賠償責任を含みます。			
	【保険金額】		
	1事故につき、保険証券記載の金額を限度にお支払いします。		
	ゴルフ用品損害特約	重複注意	オプション
ゴルフ場 ^(※) 敷地内において、被保険者が所有するゴルフ用品の盗難もしくはゴルフクラブの破損または曲損により損害が生じた場合にお支払いする特約です。 (※)有料のゴルフ練習場を含みます。			
	【保険金額】		
	保険期間を通じて、保険証券記載の金額を限度にお支払いします。		

《車いす利用者プラン専用の特約》

か	介添者緊急雇入費用特約	オプション	96ページ
車いす利用者の記名家族（保険証券の記名家族情報欄に記載されている方）が、急激かつ偶然な外来の事故により、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に4日以上入院した場合または死亡した場合に、その方に代わって一時的に介添者を雇い入れたときに被保険者が負担した雇入費用をお支払いする特約です。			
	【保険金額】		
1事故につき、保険証券記載の金額を限度にお支払いします。			

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な決算など

共同保険

いごたな契約時にご注意

いごたな契約後につきご注意

<

車いす利用者賠償責任特約

重複注意

自動セット

100ページ

被保険者（家族被保険者、補助者、または補助者の監督義務者をいいます。）が次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故（※1）により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活における偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合

②誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※2）を運行不能にさせた場合

（※1）補助者の場合、補助行為に起因する偶然な事故にかぎります。

（※2）汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

【保険金額】

1事故につき、保険証券記載の金額を限度にお支払いします。

（注）車いす利用者プランにご加入の場合、必ずセットされます。

>

傷害見舞費用特約

オプション

106ページ

補助行為中の補助者が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、後遺障害が生じた場合または入院した場合において、その傷害に対し、損害賠償金を支払うことなく慣習として支払う見舞金を支払ったときに、その費用を保険金としてお支払いする特約です。

ただし、当社の同意を得て支払ったものにかぎります。

【保険金額】

1事故につき、受傷者1人あたり、次の金額を限度にお支払いします。

死亡	50万円		
後遺障害	2～50万円 (後遺障害の等級による)		
入院	7日以内	2万円	
	8～14日	3万円	
	15～30日	5万円	
	31日以上	10万円	

《その他の補償などに関する特約》

<

救援者費用等特約

重複注意

オプション

108ページ

ご契約者、被保険者またはその親族の方が、保険期間中に次の①から③までのいずれかに該当した場合に負担された費用に対して保険金をお支払いします。

①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合

②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動が必要なことが公的機関により確認された場合

③住宅（※）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合

（※）被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その敷地を含みます。

【保険金額】

保険期間を通じて、保険証券記載の金額を限度にお支払いします。

け

携行品損害特約

重複注意

オプション

112ページ

被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について偶然な事故により損害が生じた場合お支払いする特約です。

（注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。

（注2）以下のものは保険の対象となりません。

船舶（ヨット、モーターボート等を含みます。）、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、義歯、義肢、補聴器、動物、植物、有価証券（小切手は除きます。）、クレジットカード、プリペイドカード、稿本、設計書、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、漁具など

【保険金額】

保険期間を通じて、保険証券記載の金額を限度にお支払いします。

（自己負担額　1事故につき5,000円）

こ

個人賠償責任特約

重複注意

オプション

117ページ

日本国内または国外において、被保険者が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。

①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合

②被保険者の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合

③日本国内で受託した財物（受託品）^(※1)を壊したり盗まれた場合

④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※2)を運行不能にさせた場合

（※1）次のものは「受託品」に含まれません。

携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器、義歯、義肢その他これらに準ずる物、動物、植物、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品、通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物、不動産、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品、山岳登攀、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、データやプログラム等の無体物、漁具、1個もしくは1組または1対で100万円を超える物など

（※2）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

【保険金額】

1事故につき、保険証券記載の金額を限度にお支払いします。

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な決算など

共同保険

いごたな契約時にご注意

いごたな契約後につきご注意

し

住宅内生活用動産特約

重複注意

オプション

125ページ

日本国内に所在する被保険者の居住の用に供される保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する生活用動産(生活の用に供する家具、什器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。)に生じた損害に対して、損害保険金および費用保険金をお支払いする特約です。

(注1)生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。

(注2)貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。

(注3)以下のものは保険の対象となりません。

自動車、船舶、航空機、通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、動物、植物等の生物、稿本、設計書、図案、証書、帳簿、移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、サングラス、

商品・製品等、業務用の什(じゅう)器・備品等、カード、ディスク等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ、その他これらに類する物、ドローンその他の無人航空機および模型航空機など

(注)生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。

(注4)費用保険金は、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用に対して保険金をお支払いします。

【保険金額】

保険金の種類	お支払いする保険金
損害保険金	保険期間を通じて、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 (自己負担額 1事故につき5,000円)
臨時費用保険金	損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。 1事故1敷地内につき100万円が限度となります。
残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用(実費)をお支払いします。 1事故につき損害保険金の10%相当額が限度となります。
失火見舞費用保険金	1被災世帯あたり20万円をお支払いします。 1事故につき保険証券記載の金額の20%相当額が限度となります。

^

弁護士費用特約

重複注意

オプション

132ページ

被保険者が負担された次の費用をお支払いします。

■紛争解決弁護士費用

被保険者が、保険期間中に発生した以下①から③までのいずれかに該当するトラブル^(※1)を解決するために、弁護士などに委任したことにより負担された費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用を保険金としてお支払いします。

①被害事故に関するトラブル

ケガを負わされた、財物を壊されたまたは盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。

②人格権侵害に関するトラブル

不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。ただし、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

③借地または借家に関するトラブル

賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。

【保険金額】

○紛争解決弁護士費用保険金

1事故 1被保険者につき 300万円限度

○紛争解決法律相談・書類作成費用保険金

1事故 1被保険者につき 10万円限度

■刑事弁護士費用

日本国内で自動車等を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガをさせた場合などに、刑事事件（少年事件を含みます。）の対応を行うために支出された弁護士費用^(※3)や、弁護士への法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

【保険金額】

○刑事弁護士費用保険金

1事故 1被保険者につき 150万円限度

○刑事法律相談費用保険金

1事故 1被保険者につき 10万円限度

(※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。

(※2)盗取には詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。

(※3)相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。

(注1)お支払いの対象となる費用の認定は、この特約に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額（紛争解決弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円。）以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

(注2)弁護士などへ委任または相談を行う場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を必要とします。

ほ

ホールインワン・アルバトロス費用特約

重複注意

オプション

144ページ

被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に被る損害^(※)に対して保険金を支払う特約です。
(※)贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀、その他慣習として負担することが適当である社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。）などをいいます。

【保険金額】

1回につき、保険証券記載の金額を限度にお支払いします。

ご契約前にご確認いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な決まり方など

共同保険

いご
た
だ
約
時
に
ご
こ
と
意

いご
た
だ
約
後
に
ご
こ
と
意

《お手続きに関する特約》

あ	安心更新サポート特約（自動継続型）	自動セット	147ページ
所定の日までに損保ジャパンまたはご契約者のいずれかから継続契約を締結しないなどの意思表示がないかぎり、満期日のご契約と同等の内容で毎年自動的に保険契約を継続する特約です。 詳細は34ページをご確認ください。 (注)ご契約の内容により、セットできない場合もあります。詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。			

《その他の特約》

し	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	自動セット	154ページ
テロ行為全般を補償の対象とする特約です。 (注1)テロ行為ではない軍事力による戦争、外国の武力行使や内乱などは保険金のお支払いの対象となりません。 (注2)すべてのご契約に必ずセットされます。			

5 被保険者の範囲 傷害条項

補償の対象となる被保険者は「被保険者の範囲変更特約」で変更することができます。ご希望の補償対象者にあわせて、被保険者の型をご選択ください。この特約をセットしない場合、補償の対象となる方は保険証券記載の記名被保険者のみとなります。

◆被保険者の範囲変更特約（傷害条項用）

普通保険約款傷害条項および基本条項^(※)における被保険者を保険証券記載の被保険者の型にしたがい、下表の被保険者とします。

被保険者の型	被保険者
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者対象外）	①および⑤

①記名被保険者

②記名被保険者の配偶者

③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤記名被保険者の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

(※)傷害条項に係る部分にかぎります。

(注)記名被保険者またはその配偶者との統柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

6 保険料の主な決定要素と支払方法など

1. 保険料の主な決定要素

保険料は、保険金額、保険期間、補償範囲（プランや特約）等によって決定されます。実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、保険契約申込書等でご確認ください。

2. 保険料の支払方法

保険料につきましては、次のような支払方法があります。お客様のご希望にそった支払方法をご選択ください。

ただし、ご契約の内容によりご選択いただけない支払方法があります。

主な支払方法	払込期日	払込方法	
		分割払	一括払
口座振替	保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。	保険期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日 ^(※1) （分割払の場合は、以降毎月の振替日）	○ ○
クレジットカード	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法 ^(※2) です。	保険期間の初日の属する月の翌月末（分割払の場合は、以降毎月の末日） ^(※3)	○ ○
払込票	ご契約後、ご契約者に送付する払込票 ^(※4) を、ゆうちょ銀行（郵便局）、損保ジャパン所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy（ペイジー）利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	保険期間の初日の属する月の翌月末	× ○
請求書	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書 ^(※4) で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	保険期間の初日の属する月の翌月末（分割払の場合は、以降毎月の末日）	○ ○

(※1)原則26日（一部の金融機関は27日となる場合があります。）となります。なお、払込期日が金融機関の休業日に該当し、保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(※2)ご契約者が個人の場合は、ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカードにかぎります。ご契約者が法人の場合は、原則としてご契約者と同一名義のクレジットカードとします。

ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただいていない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきやマイページ等により、ご自身でクレジットカード

ご契約前にご確認いただきたいこと

情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券（または保険契約継続証）とは別にお届けします。

(※3) クレジットカード会社からお客様への請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

(※4) 払込票、請求書は保険証券（または保険契約継続証）とは別にお届けします。

(注1)一括払の保険料は、払込方法に応じて分割払から最大5%の割引が適用されています。

(注2) それぞれの支払方法の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 保険料の不払い時の取扱い

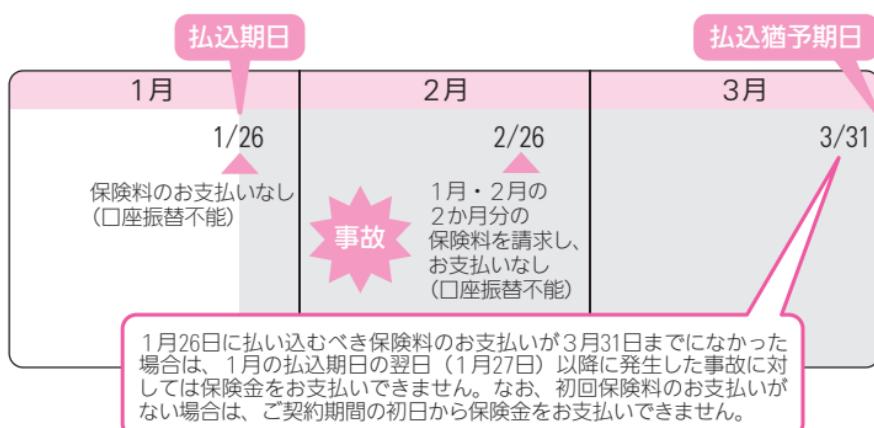
払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日^(*)の属する月の翌々月の末日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した保険金支払事由（初回保険料の場合は、保険期間の初日以降に発生した保険金支払事由）に対しては保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。（払込猶予期日までの間に保険契約が失効した場合は解除の対象とはなりません。）

(※)「払込期日」については、「2. 保険料の支払方法」(28ページ)をご確認ください。

〈例〉 払込猶予とご契約の関係（分割払契約の場合）

(注) 保険料のお支払いがなかったことが故意による場合を除きます。故意による場合の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末になります。



7 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券（または保険契約継続証）の発行、保険金支払などの業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

ご契約時にご確認いただきたいこと

THE カラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THE カラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

要素と支払方法など

共同保険

いご
た
た
き
た
い
こ
注
意
と
こ
と

1 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について、事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。告知事項については、保険契約申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。口頭での告知または資料の提示だけでは、告知していただいたことにはなりません。

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

告知事項
他の保険契約等の加入状況
被保険者ご本人の職業または職種 ^(※1)
被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態 ^(※2)

(※1) ゴルファープランおよび車いす利用者プランの場合は、告知事項ではないため、告知いただく必要はありません。

(※2) 傷害・所得プランおよび役員プランで所得の補償を含むご契約の場合にのみ告知してください。

【傷害・所得プランおよび役員プランで所得の補償を含むご契約の場合の注意点】

(1) 告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、告知してください。

(2) 所得補償初年度契約の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、所得補償初年度契約の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、所得補償初年度契約の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合は、その補償を拡大した時をいいます。

(3) 告知していただいた内容により、特定の疾病群について補償対象外とする特定疾病等対象外特約をセットする場合や、ご契約をお断りする場合があります。

(4) 所得補償継続契約で、継続の際に保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。この場合も、お手続き時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2 始期前の発病や事故による無責の取扱い 所得補償条項

所得補償初年度契約の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した病気・発生した事故によるケガを原因とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご契約された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、所得補償初年度契約の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した

いご
た
た
き
た
い
こ
注
意
と
こ
と

30

ご契約時にご注意いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

要素と支払方法など

共同保険

いご
た
いた
約
約
時
に
に
い
こ
と
い
こ
と

いご
た
いた
約
約
後
に
に
い
こ
と
い
こ
と

病気または発生した事故によるケガを原因とする就業不能（保険金の支払事由）であっても、所得補償初年度契約の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いします。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注1)特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、就業不能となった時が、所得補償初年度契約の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。

3 特定疾病等対象外特約について 所得補償条項

(1)告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。

特別な条件付きでお引き受けする場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでお引き受けします。

(注)例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

(2)「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、所得補償継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(3)ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、所得補償継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- ・補償対象外とする疾病群が複数の場合
- ・告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の病気）が補償対象外となっている場合

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 保険金額の設定 所得補償条項

ご契約いただく所得の補償の保険金額については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

また、他の保険契約等をご契約の場合は、ご契約いただける保険金額を制限することがあります。この場合において、他の保険契約等からすでに保険金等が支払われたときは、それらの額の合計額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

(注)家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額（月額）は15万円が限度となります。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例、個人事業主）	85%以下
健康保険（例、給与所得者）	50%以下 ＊健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合（例、公務員）	40%以下

5 死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお伝えください。

6 ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金を適正にお支払いするため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。

損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

ご契約後にご注意いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料と支払方法など

共同保険

いご
た
だ
約
時
に
ご
注
意

1 通知義務と通知事項

ご契約者または被保険者には、通知事項に該当する変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。

通知事項の変更について遅滞なくご連絡いただいた場合は、その変更の事実が発生した日からご契約内容を変更します^(※)。

遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続きいただけない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご通知いただいた内容により、この保険のお引受けの対象外となる場合は、ご契約を解除させていただきますので、あらかじめご了承ください。

(※)ご契約の変更により、保険料が返還になる可能性があります。

通知事項

- ・被保険者がこの保険契約の引受対象外職業^(※1)に就かれた場合
- ・所得補償条項において、職業に就いていた被保険者がその職業をやめられた場合^(※2)

(※1)プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、オートテスター（テストライダー）、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業をいいます。

(※2)家事従事者特約をセットされたご契約については、被保険者が家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている専業主婦（夫）や配偶者控除の対象となる方ではなくなった場合を含みます。

(注)ゴルファープランおよび車いす利用者プランの場合は、通知事項ではないため、通知いただく必要はありません。

2 通知事項以外の変更を行う場合

ご契約後やご契約期間の途中に次のような通知事項以外の変更を行う場合^(※1)

(※2)は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

なお、ご契約内容の変更手続き前（ご契約条件の変更手続きに伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお支払いいただく前）に発生した保険金支払事由については、保険金をお支払いできない場合や、変更前のご契約内容が適用される場合がありますのでご注意ください。

(※1)ご契約の変更により、保険料が追加または返還になる可能性があります。

(※2)ご契約条件の変更日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

変更内容

- ・ご契約者または被保険者の住所、氏名が変更となる場合
 - ・保険金額の増額や特約をセットするなど、ご契約内容の変更を希望する場合^(※)
 - ・所得の平均月間額が減少した場合（所得の補償をご契約した場合）
 - ・扶養者が変更となった場合（育英費用特約をセットした場合）
- (※)変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約を解約し、ご希望の内容で再度ご契約いただく場合があります。

【通知事項以外の変更を行う場合に、特にご注意いただきたい事項】

転居や改姓等により、ご契約者または被保険者の住所、氏名が変更となる場合、正しくご通知をいただけませんと、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、ご注意ください。

3 お引受けができる保険の範囲（引受範囲）

前記「**1 通知義務と通知事項**」(33ページ) のとおり、ご契約後に通知事項について、次の「引受範囲から外れる場合」に該当する変更が生じた場合は、ご契約を継続することができません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受範囲から外れた場合、その変更が生じたとき以降に発生した事故については保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただきます。

引受範囲から外れる場合

- 下記の職業に変更された場合

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（フリーを含みます。）、力士、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、オートテスター（テストライダー）、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業。

4 安心更新サポート

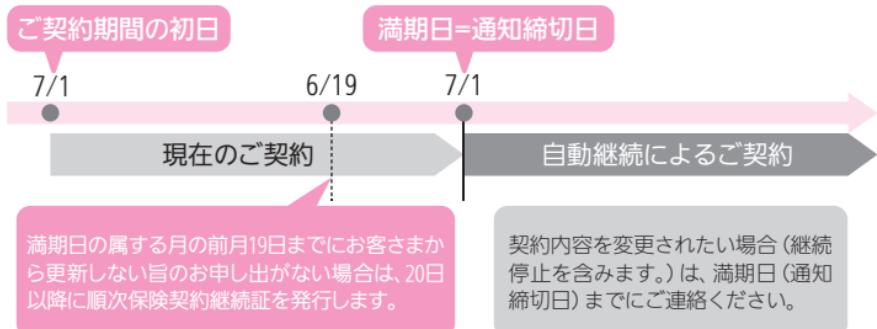
一部のご契約を除き、安心更新サポート特約（自動継続型）が必ずセットされます。この特約では、保険期間が満了する日（満期日）の属する月の前月19日までに、お客さまから更新しない旨のお申し出がないかぎり、満期日のご契約と同等の内容（※）で毎年自動的に保険契約を更新します。自動継続された保険契約の初日は継続前契約の満期日となります。ただし、次の場合には自動継続が中止となります。

- ・保険金請求が多発した場合
- ・【傷害・所得プラン】満期時の被保険者「本人」の年齢が満70歳以上となる場合（所得の補償を含むご契約は満55歳以上となります。）
- ・【こどもプラン】満期時の被保険者の年齢が満22歳以上となる場合
- ・【ゴルファープラン】満期時の被保険者の年齢が満80歳以上となる場合など

なお、保険契約継続証等は満期日の属する月の前月20日以降に順次送付しますが、契約内容を変更されたい場合（継続停止を含みます。）は、満期日（通知締切日）までに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご契約者がお申し出を行い損保ジャパンがこれを承認した場合は、お申し出いただいた内容で更新します。

（※）普通保険約款・特約の改定（新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。）、保険引受に関する制度（保険金額等）、保険料および払込方法などの改定があった場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

〈例〉ご契約期間の初日が7月1日のご契約の場合



ご契約後にご注意いただきたいこと

THE カラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THE カラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

要素と支払方法など
の主な決定

共同保険

いた契約時にご注意
ください

いた契約後
にご注意
ください

5 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解約日はお申し出日以降となります。損保ジャパンの定めるところにより計算した保険料を返還または請求する場合がありますが、返還される場合であっても、多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。ご契約内容によっては解約返れい金がないこともあります。

詳しくは、解除または失効の場合の保険料の取扱い一覧（155ページ）をご確認ください。

（注）ご契約後、被保険者が死亡された場合、または、保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは、従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います（保険契約の失効）。事実が発生した時を失効日としてご契約は終了しますが、お支払いいただくべき保険料に未払込み分がある場合は、失効後であっても保険料を請求させていただきます。

□座振替払、クレジットカード払でご契約いただいている場合、解約後でも保険料を請求（□座振替、クレジットカード請求）することができます。

1 解約手続きを行った時点で未払込みの保険料がある場合

お支払いいただくべき保険料に未払込み分がある場合は、解約後であっても保険料を請求させていただきます。この保険料が領収できないときは、ご契約を解除させていただくことがあります。

2 保険料請求の停止が間に合わなかった場合

□座振替・クレジットカード請求の停止が間に合わず、お支払いいただくべき保険料より多く引き落としされますことがあります。その場合は、後日保険料を返還させていただきます。

（注）□座振替払の場合は、振替月の翌月末に振替□座に返還させていただきます。クレジットカード払の場合は、振替月の翌々月以降にご登録のクレジットカード会社を通じての返金とさせていただきます。（解約手続きの状況によっては、遅れる場合があります。）

（上記1の例）ご契約期間の初日が1月1日のご契約（分割払・□座振替払）を5月20日に解約した場合

保険契約の解約日が5月20日ですので、5月分までのお払込が必要となります。4月分の□座振替請求日は5月26日、5月分の□座振替請求日は6月26日ですので、解約日以降の□座振替日に保険料が引き落とされます。

ご契約期間の初日

1/1

解約日

5/20

満期日

1/1

保険料
引き落とし
スケジュール

2/26 (1月分) 3/26 (2月分) 4/26 (3月分) 5/26 (4月分) 6/26 (5月分)



この場合の必要となる保険料は5か月分であるため、6/26の引き落としまで保険料が必要になります。

6 そのほかにご注意いただきたいこと

1. 保険金お支払い後の保険金額

保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。ただし、特約によってはそのかぎりではありません。詳細は各特約(59ページ以降)をご確認ください。

2. ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合は、この保険契約および特約に関する権利および義務が、ご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。

3. 保険料の改定があった場合

ご契約期間中に、損保ジャパンにおいて保険料の改定を行った場合でも、ご契約期間の初日時点における保険料率を適用しますので、保険料の変更はありません。

また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。(2023年4月現在)

補償内容	経営破綻した場合等のお取り扱い
傷害条項	保険金・解約返れい金等の8割まで補償されます。(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)
所得補償条項	保険金・解約返れい金等の9割まで補償されます。

5. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります

- (1)ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の受取について詐欺を行った場合
- (3)ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4)(1)～(3)と同程度に損保ジャパンの信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

6. 被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

7 保険金支払事由が生じた場合

1. すみやかに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

保険金支払事由が生じた場合は、下記の事項についてただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- ①証券番号
 - ②事故にあわれた方の氏名、住所、電話番号、職業
 - ③事故が起きた日時、場所
 - ④事故の原因、状況
 - ⑤病名または傷害の原因、部位、症状
 - ⑥身体障害発生日^(※)・就業不能開始日
 - ⑦医療機関名、住所、電話番号
 - ⑧他の保険契約等の有無
- (※)身体障害発生日とは、病気について医師の診断による発病日、傷害については傷害の原因となった事故発生日をいいます。

(注)ご契約内容により、ご通知いただく事項が異なります。

2. 必ず事前に損保ジャパンまでご相談ください。

(1)個人賠償責任特約、ゴルフ中賠償責任特約、車いす利用者賠償責任特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士へ委任をおこなったり、賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。

(注)個人賠償責任特約、ゴルフ中賠償責任特約、車いす利用者賠償責任特約をセットした場合、日本国内において発生したお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(2)弁護士費用特約をセットされたご契約において、被保険者が弁護士などへ法律相談および委任をおこなわれる場合は、事前に損保ジャパンまでご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士などへ法律相談および委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

3. 保険金の請求時効について

保険金請求権につきましては、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、保険金請求権の発生時期の翌日から起算します。

4. 保険金のお支払い時期について

被保険者等が所定の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 保険金のご請求にあたって

保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンからご案内する書類を提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票の写し（コピーではありません。）など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、事故の内容を確認できる客観的資料など
③	ケガの程度、就業不能の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	<p>①被保険者の身体のケガまたは病気に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など</p> <p>②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）など</p> <p>③ホールインワン・アルバトロスを達成した場合 後記、「ホールインワン・アルバトロスを達成したら」をご確認ください。</p> <p>④法律相談費用等または弁護士費用等を負担した場合 弁護士などへの法律相談または委任の発生日時、所要時間、事案の内容を確認できる客観的書類およびその金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類など</p>

ご契約後にご注意いただきたいこと

THEカラダの保険について

約款とは

用語のご説明

THEカラダの保険の補償内容

被保険者の範囲

保険料の主な方法など

共同保険

いご
た
契
だ
き
時
た
に
ご
注
意

④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することができる書類	示談書 ^(※) 、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）事故の内容またはケガ・病気の程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ホールインワン・アルバトロスを達成したら

ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書

同伴競技者1名^(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名^(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書

2. 費用支払を証明する書類

3. アテスト済のスコアカード（写）

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

（※1）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

（※2）ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出してくださいことが必要です。

①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員^(※3)

②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員

③同伴競技者以外の第三者^(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者

④ビデオ映像（ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）

（※3）そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

（※4）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

6. 賠償責任の被害者に対する先取特権

個人賠償責任特約等において、所定の要件を満たす場合、被害者には他の債権者に優先して、損保ジャパンに対して損害賠償額を請求することができる権利（先取特権）があります。

7. 保険金の代理請求人制度について

被保険者の方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者^{(※1) (※2)}や、配偶者^{(※1) (※2)}がいらっしゃらないときは3親等内のご親族^{(※1) (※3)}など、損保ジャパン所定の条件を満たす方が代理請求人として保険金を請求することができます。代理請求となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

(※1)同居または生計を共にしている場合にかぎります。

(※2)法律上の配偶者にかぎります。内縁の相手方および同性パートナーは含みません。

(※3)法律上の親族にかぎります。

個人用傷害所得総合保険普通保険約款

普通保険約款および特約に共通する用語の定義

<用語の定義（五十音順）>

普通保険約款および特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用語	定義
ア 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医科診療報酬点数表
	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
カ 医師	次のいずれかに該当する者であって、被保険者以外の者をいいます。 ① 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師 ② 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に定める歯科医師 ③ 日本国において被保険者が診察、治療または診断を受けた場合は、その地および時における①または②の者に相当する資格を有する者
	確認検査
	骨髄採取手術を受けるために、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型の適合等を確認するための検査のうち最初に行なったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナー登録時の検査を除きます。
	競技等
契約年齢	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
	保険期間の初日現在の満年齢で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。
	後遺障害
後遺障害保険金額	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	保険証券記載の後遺障害保険金額をいいます。
	航空機
公的医療保険制度	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）およびジャイロプレーンをいいます。 (注) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
	告知事項
	危険（注）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 (注) 危険 傷害、疾病、損害または損失の発生の可能性をいいます。
	骨髄採取手術
	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合を除きます。
	サ 齢科診療報酬点数表
サ 疾病	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	傷害以外の身体の障害をいいます。
	自動車等
	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払事由
	傷害条項第1条（保険金を支払う場合）、所得補償条項第1条（保険金を支払う場合）またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する保険金を支払う事由をいいます。
	支払責任額
	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	支払対象外期間
支払対象期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しても、当会社は保険金を支払いません。
	支払対象期間終了日の翌日から起算した保険証券記載の期間をいいます。ただし、骨髄採取手術を受けることによる就業不能の場合は、就業不能が開始した日から起算した保険証券記載の期間とします。
死亡保険金額	保険証券記載の死亡保険金額をいいます。

就業不能	<p>次のいずれかの状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても、この所得補償条項においては、就業不能とはいません。</p> <p>① 身体障害を被り、次のいずれかの事由により被保険者の職業にかかる業務に全く従事できない状態 ア. その身体障害の治療のため、入院していること。 イ. ア. 以外で、その身体障害に対して、医師の治療を受けていること。</p> <p>② 骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、被保険者の職業にかかる業務に全く従事できない状態</p>
就業不能期間	<p>次のいずれかの日数をいいます。</p> <p>① 身体障害を被ることによる就業不能の場合は、支払対象期間内における被保険者の就業不能の日数。なお、就業不能の日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。</p> <p>② 骨髄採取手術を受けることによる就業不能の場合は、支払対象期間内における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数</p> <p>（注） 処置 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p>
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療に該当する診療行為（注2）</p> <p>（注1） 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2） 先進医療に該当する診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
傷害	<p>急激かつ偶然な外來の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。</p> <p>（注） 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p>
乗用具	<p>自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>（注） モーターボート 水上オートバイを含みます。</p>
所得	<p>被保険者の職業にかかる業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得にかかる総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかからず得られる収入は除かれます。</p>
所得補償継続契約	<p>所得補償保険契約の保険期間の終了時（注1）を保険期間の開始時（注2）とする所得補償保険契約をいいます。</p> <p>（注1） 保険期間の終了時 その所得補償保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合はその解除時とします。</p> <p>（注2） 保険期間の開始時 所得補償保険契約における保険期間の初日をいいます。</p>
所得補償初年度契約	所得補償継続契約以外の所得補償保険契約をいい、所得補償保険契約が継続されてきた最初の保険契約をいいます。
所得補償保険金額	保険証券記載の所得補償保険金額をいい、就業不能期間1か月についての額とします。
所得補償保険契約	個人用傷害所得総合保険普通保険約款所得補償条項に基づく保険契約をいい、当会社が承認したこの保険契約と支払責任が同一である保険契約または特約を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

身体障害	傷害および疾病をあわせて身体障害といい、傷害にはその傷害の原因となつた事故を含みます。	
身体障害を被った時	次のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、その傷害の原因となった事故発生の時 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発生の時。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時	
先進医療	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。	
タ	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
	通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
ナ	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、骨髄採取手術を受けることによる就業不能の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることとします。
	入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
ハ	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	被保険者	保険証券の被保険者欄に記載されている者をいいます。
	平均月間所得額	就業不能が開始する直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業不能が開始する直前12か月において休業等（注1）を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、次のいずれかの期間における平均月間額とします。 ① 休業等（注1）を取得している期間に就業不能が開始する場合 支払対象外期間が開始する時に取得している休業等（注1）の開始日の直前12か月間のうち、被保険者の所得がある期間 ② ①以外の場合 就業不能が開始する直前12か月間のうち、被保険者の所得がある期間 (注1) 休業等 次のいずれかに該当する休業およびこれらに相当する休業をいいます。 ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に定める産前産後の休業 ② 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に定める育児休業または介護休業 ③ 企業等（注2）の休暇規定等（注3）に定める従業員等の産前産後の休業、育児休業または介護休業 (注2) 企業等 保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。 (注3) 休暇規定等 企業等（注2）が従業員等の休暇等に関して定めた規定をいいます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険契約申込書等	保険契約申込書その他の保険契約締結のために必要な当会社の定める書類（注）をいいます。 (注) 当会社の定める書類 電子媒体によるものも含みます。
	保険証券	保険契約の成立の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に保険証券を交付しないことについての合意がある場合は、契約内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を保険証券とみなします。
	補償条項	傷害条項または所得補償条項をいいます。

第1章 傷害条項

第1条（保険金を支払う場合）

この傷害条項において、支払事由とは、被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によってその身体に傷害を被ったことをいい、当会社は、その傷害に対して、この傷害条項および基本条項の規定に従い保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の

受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失（注3）
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑫ ⑧から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
- ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ⑤ 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間（注6）
- ⑥ 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、ウ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ、法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間

(3) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者の誤嚥（注8）によって生じた肺炎に対しては、誤嚥（注8）の原因がいかなる場合であっても保険金を支払いません。

(5) 当会社は、被保険者の入浴中の溺水に対しては、保険金を支払いません。ただし、入浴中の溺水の原因が、当会社が保険金を支払うべき傷害による場合は、保険金を支払います。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 脳疾患、疾病または心神喪失

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）

準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00～F03またはF05.1に該当する精神障害を除きます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質（注4）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 職業に従事している間

通勤途上を含みません。

(注7) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注8) 誤嚥

食物、唾液、胃液、胃内容物等が誤って気管に入ることをいいます。

第3条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 基本条項第7節第2条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 基本条項第7節第2条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 死亡保険金額の全額

同一事故により、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払った後遺障害保険金の合計額を控除した残額とします。

第4条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

(2) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、後遺障害保険金額に次の保険金支

払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、後遺障害保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

- 別表3に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

= 適用する割合

- (5) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療をする状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第五条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数 (注1)}} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複としては入院保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、被保険者が病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に手術を受けた場合は、1回の手術（注3）につき、次の表の額を、手術保険金として被保険者に支払います。

手術の種類	支 払 額
① 入院中（注4）に受けた手術	入院保険金日額の10倍
② ①以外の手術	入院保険金日額の5倍

- (5) 被保険者が同一の日に複数回手術を受けた場合は、(4)の規定により支払われるべき手術保険金のうち最も高いいずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。

(注1) 入院した日数

保険証券記載の入院保険金支払限度日数を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注3) 1回の手術

1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術を受けたものとします。

(注4) 入院中

第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

- ## 第六条（通院保険金の支払）
- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数 (注)}} = \boxed{\text{通院保険金の額}}$$

- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (3) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複としては通院保険金を支払いません。

(注) 通院した日数

保険証券記載の通院保険金支払限度日数を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

第七条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第八条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が

治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第2章 所得補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

この所得補償条項において、支払事由とは、次のいずれかの事由に該当し、その直接の結果として就業不能になったことをいい、当会社は、被保険者が被る損失に対して、この所得補償条項および基本条項の規定に従い保険金を支払います。

- ① 被保険者が身体障害を被ること。
- ② 被保険者が骨髄採取手術を受けること。

第2条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合にかぎり、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が所得補償初年度契約である場合において、次のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

- ① 前条①の事由により就業不能になった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるとき。

- ② 前条②の事由により就業不能になった場合は、就業不能になった時が保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が所得補償継続契約である場合において、次のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

- ① 前条①の事由により就業不能になった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時が所得補償初年度契約の保険期間の開始時より前であるとき。ただし、その所得補償初年度契約の保険期間の開始時から起算して1年を経過した後に就業不能が開始した場合を除きます。

- ② 前条②の事由により就業不能になった場合は、就業不能になった時が所得補償初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被った身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額にかぎります。

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- ④ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。

- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑧ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑨ ⑥から⑧までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被った傷害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

- ア、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

- イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

- ウ、被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

- エ、被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間（注5）

- オ、被保険者が次のいずれかに該当する間

- ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、(ア)に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間にについては、保険金を支払います。

- イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、(イ)に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間にについては、保険金を支払います。

- ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間

- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ③ ②に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによる就業不能に対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害（注7）を被り、これが原因として生じた就業不能

- ② 被保険者の妊娠または出産を原因として生じた就業不能

- (注1) 保険契約者

- 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (注2) 保険金を受け取るべき者

- 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (注3) 核燃料物質

- 使用済燃料を含みます。

- (注4) 核燃料物質（注3）によって汚染された物

- 原子核分裂生成物を含みます。

- (注5) 職業に従事している間

- 通勤途上を含みません。

- (注6) 頸部症候群

- いわゆる「むちうち症」をいいます。

- (注7) 精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害

具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99までに規定された内容に準拠します。

第4条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、就業不能期間に対し、保険金を被保険者に支払います。
(2) (1)の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{所得補償保険金額}} \times \boxed{\text{就業不能期間の月数 (注)}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- (3) (2)に規定する保険金の計算にあたって、平均月間所得額が所得補償保険金額より小さい場合は、平均月間所得額を(2)の算式の所得補償保険金額として算出します。
(4) (2)に規定する保険金の計算にあたって、所得補償初年度契約の締結の後に保険金の支払条件の変更があった場合は、次の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。ただし、就業不能の原因となった身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能が開始した場合を除きます。
① 被保険者が身体障害を被った時または確認検査を受けた時の支払条件により算出された保険金の額
② 被保険者が就業不能になった時の支払条件により算出された保険金の額
(5) 当会社は、いかなる場合においても、支払対象期間を経過した後の期間に対しては、保険金を支払いません。
(6) 当会社は、原因または時を異にして発生した身体障害または骨髄採取手術により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて保険金を支払いません。
(注) 就業不能期間の月数
就業不能期間が1か月に満たない場合は就業不能期間に1か月末満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により決定します。

第5条（他の身体障害の影響）

- (1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する就業不能期間を決定して保険金を支払います。
(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）の身体障害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業不能期間が延長した場合も、(1)および(2)と同様の方法で支払います。

第6条（就業不能の再発の取り扱い）

- (1) 身体障害を被ることによる就業不能において、支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに支払対象外期間および支払対象期間の規定を適用しません。
(2) (1)の規定にかかわらず、就業不能が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに支払対象外期間および支払対象期間の規定を適用します。

第3章 基本条項

第1節 当会社の保険責任

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険契約者は、この保険契約に付帯される特約の規定に従い、この保険契約に定められた保険料を当会社に払い込まなければなりません。
(注) 初日の午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第2条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内または国外において支払事由またはその原因が発生した場合に、保険金を支払います。

第2節 保険契約の締結に係る保険契約者等の義務および契約内容の変更

第1条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注1）を解除することができます。
(3) 所得補償条項において、この保険契約が所得補償継続契約である場合は、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。
(4) (3)にかかわらず、所得補償初年度契約の締結の後にこの保険契約の支払条件について当会社の保険責任を加重する場合は、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知事項とします。この場合において、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつたときは事実と異なることを告げたときは、当会社は、この保険契約のうち当会社の保険責任を加重した部分を(2)と同様に解除することができます。
(5) (2)および(4)の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。
① (2)または(4)に規定する事実がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結の際、(2)または(4)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注2）
③ 保険契約者または被保険者が、支払事由またはその原因が発生する前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときには、これを承認するものとします。
④ 当会社が、(2)または(4)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
⑤ 所得補償条項において、保険期間の開始時（注3）から起算して1年以内に、被保険者の身体障害を原因とする支払事由がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約

に生じなかった場合

- (6) (2)または(4)の規定による解除が支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (7) (6)の規定は、(2)または(4)に規定する事実に基づかず発生した支払事由またはその原因については適用しません。
- (8) 当会社は、保険契約締結の際に、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めるることができます。
- (注1) 保険契約
　　事実を告げなかつた事項または事実と異なることを告げた事項に関わる補償条項に基づく保険契約にかぎります。
- (注2) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合
　　当会社のためには保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (注3) 保険期間の開始時
　　この保険契約が所得補償継続契約である場合は、所得補償初年度契約の保険期間の開始時をいいます。ただし、保険契約の支払条件について、当会社の保険責任を加重した場合は、保険責任を加重した時をいいます。

第2条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- ① 被保険者がこの保険契約の引受対象外職業（注1）に就くこと。
- ② 所得補償条項において、職業に就いていた被保険者がその職業をやめること（注2）。
- (2) 当会社は、被保険者の職業に変更の事実（注3）が生じ、(1)のいずれかに該当した場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定による解除が支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者の職業に変更の事実（注3）が生じた時から解除がなされた時までに支払事由またはその原因が発生した場合は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注1) 引受対象外職業
　　この保険契約を引き受けることができない職業として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (注2) 職業に就いていた被保険者がその職業をやめること
　　主として被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に従事すること、または主としてそれらの家の事務に従事することをやめることを含みます。
- (注3) 変更の事実
　　(1)のいずれかの変更の事実をいいます。

第3条（保険契約者の住所等変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第4条（保険金額の調整）

- (1) 所得補償条項において、保険契約締結の際、所得補償保険金額が保険期間の始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 所得補償条項において、保険契約締結の後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、所得補償保険金額について、通知するときの直前12か月における被保険者の所得の平均月間額に至るまでの減額を請求することができます。

第5条（契約内容の変更）

- (1) 保険契約者は、第1条（告知義務）から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 当会社が(1)の請求を承認した場合は、その契約内容の変更を行います。
- (3) (2)の場合において、当会社が書面等を受領するまでの間に支払事由またはその原因が発生した場合は、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第3節 保険契約の解除、取消し、無効および失効

第1条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第2条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として支払事由またはその原因を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力（注1）を不當に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る死亡保険金額、後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
 ② 被保険者に生じた支払事由に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③のいずれかに該当すること。
 (3) (1)または(2)の規定による解除が支払事由またはその原因(注3)が発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、当会社は、(1)①から⑤までまたは(2)①もしくは②のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに支払事由またはその原因(注3)が発生した場合は保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注1) 反社会的勢力
 暴力団、暴力団員(注5)、暴力団準備構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 (注2) 保険契約
 その被保険者に係る部分にかぎります。
 (注3) 支払事由またはその原因
 (2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者が被った支払事由またはその原因をいいます。
 (注4) 保険金
 (2)②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③のいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。
 (注5) 暴力団員
 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第3条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第5条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。
 (2) 傷害条項において、保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注1)に、その被保険者の同意を得なかつたときは、保険契約(注2)は無効とします。
 (注1) 死亡保険金受取人を定める場合
 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。
 (注2) 保険契約
 傷害条項およびこれに付帯される特約をいいます。

第6条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。
 (2) 所得補償条項において、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となつた身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなつた、または従事できなくなつた場合は、その事実が発生した時に保険契約(注)はその効力を失います。
 (注) 保険契約
 所得補償条項およびこれに付帯される特約をいいます。

第7条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
 ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第2条（重大事由による解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第2条(1)③のいずれかに該当する場合
 ④ 第2条(1)④に規定する事由が生じた場合
 ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
 (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
 (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
 (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
 (注) 保険契約
 その被保険者に係る部分にかぎります。

第4節 契約内容の変更等に伴う保険料の取扱い

第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）

次のいずれかに該当する場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、保険料の返還または追加保険料の請求について、それぞれ下表およびこの保険契約に付帯される特約に定めるところにより取り扱います。

区分	保険料の返還または追加保険料の請求方法
① 第2節第1条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合(注1)。ただし、同条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。

<p>② 第2節第2条（通知義務）(1)により職業に変更の事実が生じた場合。ただし、同条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。</p>	<p>次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\text{変更前の保険料} \times \frac{\text{未経過月数 (注2)}}{\text{保険期間月数 (注3)}}$</p>
<p>③ 第2節第5条（契約内容の変更）(2)の承認をする場合</p>	<p>ア. 次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\text{変更前の保険料} \times \frac{\text{未経過月数 (注2)}}{\text{保険期間月数 (注3)}}$</p> <p>イ. ア. の規定にかかわらず、保険期間を変更する場合は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。</p>

(注1) 第2節第1条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合
その事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないときを含みます。

(注2) 未経過月数
変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取り扱います。

区分	未経過月数の取扱い
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 保険期間月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第2条（保険料の取扱い－解除の場合）

- (1) 当会社がこの保険契約を解除した場合または保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、別に定めるところに従い保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (2) 保険契約者がこの保険契約を解除したことに伴い、当会社が、この保険契約に付帯される特約の規定により保険料を請求した場合において、保険契約者が請求された保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第3節第1条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第3条（保険料の取扱い－取消しの場合）

第3節第4条（保険契約の取消し）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第4条（保険料の取扱い－無効の場合）

- (1) 第3節第5条（保険契約の無効）(1)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第3節第5条（保険契約の無効）(2)の規定により、この保険契約（注）が無効となる場合は、当会社は、この保険契約（注）の保険料の全額を返還します。

（注） 保険契約
傷害条項およびこれに付帯される特約をいいます。

第5条（保険料の取扱い－失効の場合）

第3節第6条（保険契約の失効）(1)または(2)の規定により、この保険契約（注）が失効となる場合は、当会社は、別に定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

（注） 保険契約
第3節第6条(2)の規定による失効の場合は、所得補償条項およびこれに付帯される特約をいいます。

第6条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）

- (1) 第2節第4条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第2節第4条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、当会社は、次の算式により算出された保険料を返還します。

$$\text{減額する保険金額に相当する保険料} \times \frac{\text{未経過月数 (注1)}}{\text{保険期間月数 (注2)}}$$

(注1) 未経過月数
1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。

(注2) 保険期間月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第5節 事故の発生時の義務等

第1条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、支払事由が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

	事故発生時の義務	控除額
傷害条項	<p>① 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。</p> <p>② 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況および傷害の程度 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名</p> <p>③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う傷害の調査に協力すること。</p>	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
所得補償条項	<p>① 就業不能開始の日時および就業不能の概要を遅滞なく当会社に通知すること。</p> <p>② 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。</p> <p>③ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。</p> <p>④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う身体障害または就業不能の調査に協力すること。</p>	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額

(2) この保険契約が傷害条項に規定する死亡保険金を補償する場合において、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第6節 保険金の請求等

第1条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次のいずれかに該当した時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時
① 傷害条項に係る保険金	ア. 死亡保険金 被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金 被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険金 被保険者が被った傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に達した時または事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した時のいずれか早い時
	エ. 手術保険金 被保険者が傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
	オ. 通院保険金 被保険者が被った傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に達した時または事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した時のいずれか早い時
② 所得補償条項に係る保険金	次のいずれか早い時 ア. 就業不能が終了した時 イ. 就業不能の期間が支払対象期間を超えて継続した場合は、支払対象期間を経過した時 ウ. 被保険者が、支払対象期間の初日から支払対象期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の内払を請求する場合は、当会社が承認した場合にかぎり、保険金の内払を行います。

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者

- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、事故の内容、傷害の程度、身体障害の内容、就業不能の状況および程度、損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)、(4)または(6)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)、(4)または(6)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注1) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第2条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故または発病の原因、事故発生または発病の状況、傷害または損害発生の有無、就業不能発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害もしくは身体障害および就業不能の程度または損害の額（注2）、支払事由とその原因との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、取消し、無効または失効の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(3)および(4)またはこの保険契約に付帯される特約の保険金の請求の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険金額を含みます。

(注3) それぞれ下表に定める日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第3条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、事故発生時の義務の規定による通知または保険金の請求の規定による請求を受けた場合は、傷害もしくは身体障害および就業不能の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に對し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求ることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
- (注1) 死体の検査
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2) 費用
収入の喪失を含みません。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 所得補償条項において、他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、所得補償条項において、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{平均月間所得額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から就業不能期間1か月につき支払われた保険金または共済金の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

第5条（代 位）

- (1) 当会社が、傷害条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- (2) 所得補償条項に規定する損失が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損失に対して、所得補償条項の規定に従い保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損失の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 $\boxed{\text{被保険者が取得した債権の額}} - \boxed{\text{損失の額のうち保険金が支払われていない額}}$

- (3) (2)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(2)または(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するため必要な費用は、当会社の負担とします。

第7節 その 他

第1条（時 効）

保険金請求権は、保険金請求権発生の時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第2条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更是、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- （注）死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人
法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第3条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面等をもってその旨を当会社に申し出、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第4条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第5条（契約年齢誤りの取扱い）

- (1) 保険契約申込書等に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のいずれかにより取り扱います。
- ① 保険期間の初日における実際の年齢が、当会社の定める引受対象年齢の範囲外であった場合は、この保険契約（注1）は無効とし、既に払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。
 - ② 保険期間の初日における実際の年齢が、当会社の定める引受対象年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。この場合において、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
- (2) (1)(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注2）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に支払事由またはその原因が発生した場合は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 保険契約
引受対象年齢の範囲外となる補償条項およびこれに付帯される特約にかぎります。
- (注2) 追加保険料の支払を怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第6条（所得補償条項における支払事由の原因の読み替え）

支払事由が、所得補償条項第1条（保険金を支払う場合）②による就業不能である場合は、この条項を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2節第1条（告知義務）(5)(3)の規定中「その原因が発生する」とあるのは「確認検査を受ける」
- ② 第2節第2条（通知義務）(3)、第3節第2条（重大事由による解除）(3)および第7節第5条（契約年齢誤りの取扱い）(3)の規定中「その原因が発生した」とあるのは「確認検査を受けた」

第7条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会（注）に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 死亡保険金額、後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額および被保険者の同意の有無
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会（注）に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にできるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会（注）および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪搜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合の公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会（注）に照会することができます。
- (注) 協会
一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第8条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第9条（準拠法）

この普通保険契約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 傷害条項第2条（保険金を支払わない場合）(2)④および所得補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(2)①ウ、の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登はん
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（注5）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦
職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライド等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

(注5) ロッククライミング
フリークライミングを含みます。

別表2 傷害条項第2条（保険金を支払わない場合）(2)⑤および所得補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(2)①工、の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート（注2）競争選手、猛獣取扱者（注3）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注4）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) オートテスター
テストライダーをいいます。

(注2) モーターボート
水上オートバイを含みます。

(注3) 猛獣取扱者
動物園の飼育係を含みます。

(注4) ローラーゲーム選手
レフリーを含みます。

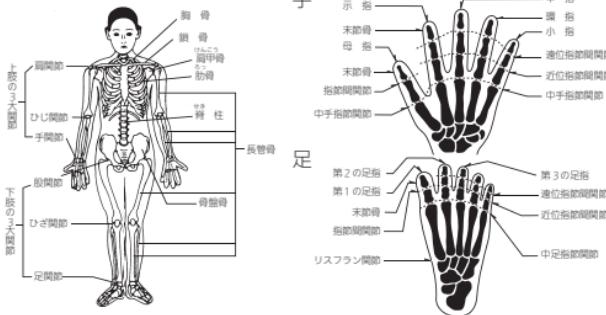
別表3 後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストランゲン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	42%
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%

第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で復視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまづげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
注2 関節等の説明図



別表4 保険金請求書類

提出書類	保険金種類		傷害条項に係る保険金					所得補償 条項に係 る保険金
	死亡	後遺 障害	入院	手術	通院			
1. 保険金請求書	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
2. 保険証券	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
3. 当会社の定める傷害状況報告書	<input type="radio"/>							
4. 当会社の定める就業不能状況報告書								<input type="radio"/>
5. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
6. 死亡診断書または死体検案書	<input type="radio"/>							<input type="radio"/>
7. 後遺障害、傷害もしくは疾病の程度または手術の内容を証明する医師の診断書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
8. 身体障害の内容および就業不能を証明する医師の診断書								<input type="radio"/>

9. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 所得を証明する書類						<input type="radio"/>
11. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書						<input type="radio"/>
12. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	<input type="radio"/>					
13. 被保険者の印鑑証明書		<input type="radio"/>				
14. 被保険者の戸籍謄本	<input type="radio"/>					
15. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかつた場合）	<input type="radio"/>					
16. 保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書	<input type="radio"/>					
17. その他当会社が基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	<input type="radio"/>					

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

特 約

被保険者の範囲に関する特約

被保険者の範囲変更特約（傷害条項用）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
家族	第1条（被保険者の範囲）(1)①から④までのいずれかに該当する者をいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。

第1条（被保険者の範囲）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款傷害条項および基本条項（注1）における被保険者を、保険証券記載の被保険者の型に従い、下表の右欄記載の被保険者とします。
- ① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
⑤ 記名被保険者の同居の親族および別居の未婚（注2）の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者対象外）	①および⑤

(2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、支払事由の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) 保険契約締結の後、記名被保険者が普通保険約款傷害条項第3条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注3）は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。

- ① 家族のうち新たに記名被保険者となる者の同意を得て、記名被保険者をその者に変更すること。
② この保険契約を解除すること。

(4) (3)の事由によって記名被保険者が死亡した場合であっても、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別によるものとします。

- (注1) 基本条項
傷害条項に係る部分にかぎります。

- (注2) 未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- (注3) 死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合
第6条（普通保険約款の読み替え）③により読み替えられた普通保険約款基本条項第3節第6条（保険契約の失効）(1)の規定に該当する場合を除きます。

第2条（個別適用）

普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第3条（記名被保険者である被保険者に係る部分の解除の特則）

(1) 第7条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(2)④の規定により記名被保険者である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注）、記名被保険者から同条項第3節第7条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)に規定する解除があった場合、または記名被保険者により同条(3)の規定による解除請求があった場合は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。

- ① 家族のうち新たに記名被保険者となる者の同意を得て、記名被保険者をその者に変更すること。
② この保険契約を解除すること。

(2) 第7条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(2)④の規定により記名被保険者である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注）または同条項第3節第7条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により記名被保険者が解除を行った場合であっても、(1)の手続きが行われるまでの間、第1条（被保険者の範囲）(1)および(2)の規定の適用は、その記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別によるものとします。

- (注) 記名被保険者である被保険者に係る部分の解除が行われた場合

保険契約締結の後、記名被保険者が普通保険約款傷害条項第3条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

第4条（保険料の取扱い一記名被保険者の変更の場合）

(1) 第1条（被保険者の範囲）(3)①の場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③の規定により取り扱います。

(2) 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、第1条（被保険者の範囲）(3)の規定による記名被保険者の変更の事実があった後に生じた事故による普通保険約款傷害条項に規定する傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- (注1) 変更前料率
変更前の記名被保険者に対して適用された保険料率をいいます。

- (注2) 変更後料率
変更後の記名被保険者に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第5条（保険料の取扱い一解除の場合）

(1) 第1条（被保険者の範囲）(3)②または第3条（記名被保険者である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合、または第7条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(2)①または

③の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、別に定めるところに従い保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

- (2) 普通保険約款基本条項第3節第7条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、記名被保険者以外の被保険者について、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合は、当会社は保険料を返還しません。
- (3) 普通保険約款基本条項第3節第7条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合は、当会社は保険料を返還しません。

（注）保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 基本条項第2節第2条（通知義務）(1)①の規定中「被保険者」とあるのは「記名被保険者」
- ② 同条項第3節第5条（保険契約の無効）(2)の規定中「保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約」とあるのは「この保険契約の被保険者となること」、「その被保険者」とあるのは「保険契約者以外の被保険者」、同条（注1）の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」
- ③ 同条項第3節第6条（保険契約の失效）(1)の規定中「被保険者が死亡した場合は」とあるのは「被保険者が死亡し、第1条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合は」
- ④ 同条項第6節第1条（保険金の請求）(1)、同条項第7節第2条（死亡保険金受取人の変更）(2)および(9)の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」、同条(7)の規定中「被保険者の同意」とあるのは「その被保険者の同意」

第7条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(2)、(3)および（注2）から（注4）までの規定を次のとおり読み替えて、この特約に適用します。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

① 記名被保険者が、(1)③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

② 記名被保険者以外の被保険者が、(1)③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた支払事由に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)③のいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた支払事由に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

（3）(1)または(2)の規定による解除が支払事由またはその原因（注3）が発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、当会社は、(1)①から⑤までまたは(2)①から④までのいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに支払事由またはその原因（注3）が発生した場合は保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注2）保険契約

（2）②または④の事由がある場合は、その被保険者に係る部分にかぎります。

（注3）支払事由またはその原因

（2）②から④までの規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた支払事由またはその原因をいいます。

（注4）保険金

（2）②または④の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③のいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

傷害条項に関する特約

介護保険金特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
重度後遺障害による要介護状態	別表に掲げる介護が必要な状態をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
要介護期間	事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、次に掲げる条件をすべて満たす場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、要介護期間に対して、1年間につき保険金額を、保険金として被保険者に支払います。要介護期間に1年未満の端日数があるときは、1年を365日とした日割計算により保険金の額を決定します。

① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表3の第1級から第3級までに掲げる後遺障害（注1）が生じること（注2）。

② 医師の診断により重度後遺障害による要介護状態と認められること。

(2) 当会社は、いかなる場合においても、重度後遺障害による要介護状態でなくなった日以降の期間に対しては、保険金を支払いません。

(3) 被保険者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

（注1）別表3の第1級から第3級までに掲げる後遺障害

普通保険約款傷害条項第4条（後遺障害保険金の支払）(2)の規定に基づき、これらの後遺障害に該当するとみなされるものを含みます。

(注2) 後遺障害(注1)が生じること

普通保険約款傷害条項第4条(後遺障害保険金の支払)(3)の規定を適用する場合の保険金支払割合または同条(4)の規定を適用する場合の割合が普通保険約款別表3の第2級に対する保険金支払割合以上であるときを含みます。

第2条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれかに該当した日から発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 事故の発生の日からその日を含めて181日目
 - ② ①の日以降被保険者が継続して重度後遺障害による要介護状態にある場合は①の日の1年ごとの応当日
 - ③ ①の日以降被保険者が重度後遺障害による要介護状態でなくなった日
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関(注1)の事故証明書
 - ⑤ 後遺障害または傷害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑥ 当会社の定める要介護状況報告書
 - ⑦ 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細(注2)
 - ⑧ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書
 - ⑨ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑩ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
 - ⑪ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注4)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注5)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注4)または②以外の親族(注5)のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合
- (注1) 公の機関
やむを得ない場合は、第三者とします。
- (注2) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細
当会社の定める様式とします。
- (注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。
- (注4) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注5) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 介護が必要な状態

終日就床しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。

1. 歩行の際に、補助用具(注)を用いても、下表の(1)に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
 2. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(注)を用いても、それぞれ下表の(2)から(5)までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
 - ① 食事
 - ② 排せつ
 - ③ 入浴
 - ④ 衣類の着脱
- (注) 補助用具
義手、義足、車いす等をいいます。

<表>

(1) 歩行	①両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。 ②自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。 ③自分では全く移動することができない。
(2) 食事	①食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。 ②自分では全く食事ができない(注)。
(3) 排せつ	①自分では拭取りの始末ができない。 ②自分では座位を保持することができない。 ③かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 ④医師から絶対安静を命じられているため、しごん等を使用している。
(4) 入浴	①自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。 ②自分では浴槽の出入りができない。 ③自分では全く入浴ができない。
(5) 衣類の着脱	衣類を工夫をしても自分では全く手足を衣類に通せない。 (注)自分では全く食事ができない 身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食にかぎられている場合を含みます。

企業等の災害補償規定等特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
企業等	保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。
災害補償規定等	企業等が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。

第1条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款または付帯された他の特約の規定にかかわらず、企業等を死亡保険金受取人とします。
 (2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または付帯された他の特約の規定に従います。ただし、次に掲げる額(注1)を限度とします。
 ① 保険金の請求書類が次条①の場合
 遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 ② 保険金の請求書類が次条②の場合
 受給者が企業等から受領した金銭の額
 ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
 企業等が受給者へ支払った金銭の額
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、企業等が次条に掲げる書類を提出できない場合は、当会社は被保険者の法定相続人に死亡保険金受取人とします。
 (4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または付帯された他の特約の規定に従います。ただし、遺族補償額(注2)を限度とします。

(注1) 次に掲げる額

 災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。

(注2) 遺族補償額

 災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。

第2条（保険金の請求）

- 企業等が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または付帯された他の特約に定められた書類のほか、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。
 ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
 ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
 ③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第3条（保険料の返還）

第1条（死亡保険金の支払）(2)のただし書または同条(4)のただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合は、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

後遺障害等級限定特約（第1級～第3級）

当会社は、この特約により、被保険者に、後遺障害保険金額に普通保険約款別表3の第3級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額が支払われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通保険約款傷害条項第4条（後遺障害保険金の支払）の規定に従い、後遺障害保険金を支払います。

交通傷害限定特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 （注1） 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 （注2） 訓練 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 （注3） 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕耘機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第3条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当する傷害にかぎり、普通保険約款傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
 - ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外來の事故によって被った傷害
 - ③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害
 - ④ 被保険者が、交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害
- （注1） 交通乗用具
これに積載されているものを含みます。
- （注2） 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注3） 搭乗している被保険者
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
- （注4） 乗客
入場客を含みます。
- （注5） 乗降場構内
改札口の内側をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1） 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、普通保険約款傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 被保険者が次のいずれかに該当する間
ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ、に該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
- ② 船舶乗組員、漁業從事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれら者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
- ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注1）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
- ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
ア. グライダー
イ. 飛行船
ウ. 超軽量動力機
エ. ジャイロプレーン

（2） 当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに從事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、普通保険約款傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 交通乗用具への荷物等（注2）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注2）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注2）の整理作業
- ② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業
（注1） 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機
定期便であると不定期便であるとを問いません。
- （注2） 荷物等
荷物、貨物等をいいます。

第3条（交通乗用具の範囲）

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具（注1）	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト

軌道を有しない陸上の乗用具（注2）	自動車（注3）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注4）
空の乗用具（注5）	航空機
水上の乗用具（注6）	船舶（注7）
その他の乗用具（注8）	エレベーター、エスカレーター、動く歩道

- (注1) 軌道上を走行する陸上の乗用具
　　ジェットコースター、メリーゴーランド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- (注2) 軌道を有しない陸上の乗用具
　　作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注9）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
- (注3) 自動車
　　スノーモービルを含みます。
- (注4) 歩行補助車
　　原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。
- (注5) 空の乗用具
　　ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
- (注6) 水上の乗用具
　　幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
- (注7) 船舶
　　ヨット、モーターボート（注10）およびボートを含みます。
- (注8) その他の乗用具
　　立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は除きます。
- (注9) キックボード
　　原動機を用いるものを含みます。
- (注10) モーターボート
　　水上オートバイを含みます。

第4条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合）(2)④から⑥までの規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

就業中傷害特約

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害にかぎり、普通保険約款傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

（注） 職業または職務に従事している間
　　通勤途上を含みます。

重大手術保険金倍率変更特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
重大手術	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 開頭手術（穿頭術を含みます。） ② 開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③ 四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第5条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の手術保険金を支払う場合で、その手術が重大手術に該当するときは、同条項第5条(4)の規定にかかわらず、1回の手術（注1）につき、次の表の額を、手術保険金として被保険者に支払います。

手術の種類	支払額
① 入院中（注2）に受けた手術	入院保険金日額の40倍
② ①以外の手術	入院保険金日額の40倍

(2) 当会社は、(1)の手術保険金を支払う場合は、普通保険約款傷害条項第5条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)に規定する手術保険金は支払いません。

（注1） 1回の手術

1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日にしき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術を受けたものとします。

（注2） 入院中

普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第2条（手術保険金倍率変更特約が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に手術保険金倍率変更特約が付帯されており、かつ、普通保険約款傷

害条項第5条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の手術保険金を支払う場合で、その手術が重大手術に該当するときは、前条の規定にかかわらず、前条(1)または手術保険金倍率変更特約の規定のいずれか高い額を手術保険金として支払います。

(2) 当会社は、(1)の規定により前条(1)の手術保険金を支払う場合は、普通保険約款傷害条項第5条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)に規定する手術保険金は支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

手術保険金倍率変更特約

当会社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第5条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(4) 当会社は、被保険者が病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に手術を受けた場合は、1回の手術（注3）につき、次の表の額を、手術保険金として被保険者に支払います。」

手術の種類	支払額
① 入院中（注4）に受けた手術	入院保険金日額の20倍
② ①以外の手術	入院保険金日額の5倍

天災補償特約（傷害条項用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合）(1)⑨および⑩の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、普通保険約款傷害条項、介護保険金特約および傷害入院一時金特約の規定に従い保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(2)のほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

（注） 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第6節第1条（保険金の請求）

③および④の規定による手続きを完了した日をいいます。

特定感染症特約（後遺障害、入院および通院）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
後遺障害	身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となつた特定感染症がなおった後のものをいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の発病の認定は、医師の診断によります。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者に対する刑の執行

⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらとの特性による事故

⑧ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

⑨ ⑤から⑧までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

（注1） 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4） 核燃料物質（注3）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を

支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合は、適用しません。

第4条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{普通保険約款別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

(2) 普通保険約款別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 普通保険約款別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

(4) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病し、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、後遺障害保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{普通保険約款別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{普通保険約款別表3に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \boxed{\text{適用する割合}}$$

(5) (1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(6) 同一の特定感染症について、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(5)までの規定による額とし、後遺障害保険金額を限度とします。

第5条（入院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数 (注1)}} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされるる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(注1) 入院した日数

保険証券記載の入院保険金支払限度日数を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされるる処置を含みます。

第6条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数 (注) }} = \boxed{\text{通院保険金の額}}$$

(2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注) 通院した日数

保険証券記載の通院保険金支払限度日数を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

第7条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の特定感染症を発病した後にその特定感染症と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の特定感染症が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかつたときに相当する金額を支払います。

(2) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）の特定感染症が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

(1) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

(2) 第5条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第9条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が特定感染症を発病したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 特定感染症の発病および経過を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
② ①のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う疾病の調査に協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

第10条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時
① 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
② 入院保険金	被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて1,000日を経過した時のいずれか早い時
③ 通院保険金	被保険者が被った第1条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて1,000日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- ④ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑦ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
(注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第11条（代 位）

当会社が、この特約の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、普通保険約款傷害条項の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

特定感染症特約（葬祭費用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、保険証券記載のこの特約の保険金額を限度としてその費用の負担者に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の発病の認定は、医師の診断によります。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性
その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨ ⑤から⑧までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質（注3）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合は、適用しません。

第4条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が特定感染症を発病し、死亡した場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 特定感染症の発病および経過を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
② 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。	
③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかつた場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第5条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

- ② 保険証券
- ③ 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度を証明する医師の診断書
- ④ 死亡診断書または死体検査書
- ⑤ 被保険者の戸籍謄本
- ⑥ 善祭費用の支出を証明する書類
- ⑦ 保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- ⑧ 保険金を受け取るべき者の戸籍謄本
- ⑨ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑩ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、特定感染症の程度および費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造または変造した場合

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害の額 (注)}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第7条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより、保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 $\boxed{\text{保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額}} - \boxed{\text{損害のうち保険金が支払われていない額}}$

- (2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、(1)の規定により移転した債権の保全および債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するため必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第8条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、普通保険約款傷害条項の規定は適用しません。

第9条（重大事由による解除に関する特則）

- (1) 当会社は、普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(2)および(注2)の規定を次のとおり読み替えて、この特約に適用します。

「(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

② 保険金を受け取るべき者が、(1)③のいずれかに該当すること。

(注2) 保険契約

「(2)①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。」

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)③のいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた損害については適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

熱中症特約（介護保険金特約用）

当会社は、この特約により、介護保険金特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害には日射または熱射による身体の障害も含むものとします。

熱中症特約（傷害条項用）

当会社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害には日射または熱射による身体の障害も含むものとします。

被害事故保険金特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
対人賠償保険等	自動車等の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
賠償義務者	被害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故 ② 運行中（注）の自動車等に搭乗していない被保険者が、運行中（注）の自動車等との衝突、接触等の交通事故または運行中（注）の自動車等の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、その事故を生じさせた自動車等の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合にかぎります。 (注) 運行中 自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
保険金請求権者	被害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被害事故が保険期間中に発生し、その直接の結果として、被保険者が死亡することまたは被保険者に普通保険約款別表3の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じた場合は、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注）に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害

第5条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合ーその1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性
その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （注1）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- （注2）核燃料物質（注1）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合ーその2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為によって生じた損害
- ③ 被保険者に対する刑の執行

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する行為を行った場合は、保険金を支払いません。

- ① 当該被害事故を教唆または助長する行為
- ② 当該被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該被害事故を誘発する行為
- ④ 当該被害事故に関連する著しく不正な行為

- (4) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社はその者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、保険金を受け取るべき者が次のいずれかに該当する行為を行った場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- ① 当該被害事故を教唆または助長する行為
- ② 当該被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該被害事故を誘発する行為
- ④ 当該被害事故に関連する著しく不正な行為

（注）頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、被害事故の発生時において、その被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の親族のうち3親等内の者
- ④ 被保険者の同居の親族

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が普通保険約款別表3の第1級から第4級に掲げる後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別表に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を下回るときは、自賠責保険等によって支払われる金額とします。
- (2) 賠償義務がある場合は、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)の区分ごとに別表に定める算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。
- (3) (2)の場合は、第13条（代位）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。
- （注）自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第6条（費用用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第9条（事故の通知）(2)①に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ② 同条(2)②に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用

（注）費用
収入の喪失を含みません。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社が1回の被害事故につき支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第5条（損害額の決定）(1)の規定により決定された損害の額}} + \boxed{\text{前条の費用の合計額}} - \boxed{\text{次の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償事業によって既に給付が決定または支払われた金額
② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
④ 労働者災害補償制度（注1）によって給付が受けられる場合は、その給付される額（注2）
⑤ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）によって給付が受けられる場合は、その給付される額
⑥ 第5条（損害額の決定）(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
⑦ ①から⑥までのほか、第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われるその他の給付（注3）で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第5条（損害額の決定）(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第5条（損害額の決定）(2)の規定により決定された損害の額}} + \boxed{\text{前条の費用の合計額}} - \boxed{\text{次の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ① 労働者災害補償制度（注1）によって給付が受けられる場合は、その給付される額（注2）
② 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律によって給付が受けられる場合は、その給付される額
③ 第5条（損害額の決定）(2)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
④ ①から③までのほか、第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われるその他の給付（注3）で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

（注1）労働者災害補償制度
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

（注2）給付される額
社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

（注3）その他の給付
保険金および共済金を含みません。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の損害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の損害を被った後にその原因となった被害事故と関係なく発生した障害もしくは疾病的影響により同条の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条（事故の通知）

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者は保険金請求権者は、被害事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日時、場所、事故の概要および身体の障害の程度について、遅滞なく当会

社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者はまたは保険金請求権者は、(1)に該当する場合は次の事項を履行しなければなりません。

- ① 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
② 被害事故によって生じた損害の発生および拡大の防止につとめること。
③ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。

- ④ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
⑤ ①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出することおよびその他当会社が行う損害の調査に協力すること。

- (3) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者はまたは保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)③から⑤までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (4) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者はまたは保険金請求権者が正当な理由がなく(2)①または(2)②の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (2)①に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
② (2)②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

（注）他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第10条（被害事故発生時の義務）

- (1) 被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面等によって当会社に通知しなければなりません。

- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
② 対人賠償保険等の有無およびその内容
③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
④ 保険金請求権者が、第1条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
⑤ 被害事故の原因となった自動車等がある場合、その自動車等の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

- (2) (1)のほか、保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

- (3) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (4) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

- (5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差引いて保険金を支払います。

- (6) 当会社は、賠償義務者または第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行なう者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することができます。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してものみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{損害の額} - \text{他の保険契約等の保険金または共済金の合計額} = \text{保険金の額}$$

第12条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者に普通保険契約別表3の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じた時または死亡した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める傷害状況報告書
④ 公の機関（注1）の事故証明書
⑤ 死亡診断書または死体検案書
⑥ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
⑦ 保険金請求権者の印鑑証明書
⑧ 保険金請求権者の戸籍謄本
⑨ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）

- ⑩ その他当会社が普通保険契約基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険金請求権者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行なうものとします。

- (5) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険金請求権者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
② 保険金請求権者が、(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
③ 保険金請求権者が、(2)または(3)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

(注2) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

第13条 (代) 位

- (1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害が生じたことにより保険金請求権者が保険金請求権者債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その保険金請求権者債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは次のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 保険金請求権者債権(注)の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険金請求権者債権(注)の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害のうち保険金が支払われていない額</div>

(2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する保険金請求権者債権(注)は、当会社に移転した保険金請求権者債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険金請求権者は、(1)により取得した保険金請求権者債権(注)を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 保険金請求権者債権

損害賠償請求権その他の債権をいい、保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を含みます。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 保険金の算定基準

第1 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は普通保険約款別表3によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた得べかりし経済的利益の損失のうち症状固定後に生じたものをいい、原則として、次の算式により計算します。

$$\boxed{\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}}$$

なお、「収入額」、「労働能力喪失率」、「労働能力喪失期間」および「ライブニッツ係数」は、次のとおりとします。

(1) 収入額

被保険者区分別に次のとおりとします。なお、付表1に定める年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の症状固定時の年齢に対応する平均給与額とします。

被保険者区分	収入額
① 家事従事者以外の有職者	現実収入額 ただし、次のとおりとします。 ア. 現実収入額とは、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額をいい、事故前年または後遺障害確定前年の確定申告書、市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 イ. 退職後1年を経過していない失業者については、「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。ただし、定年退職者等を除きます。 ウ. 就労して間もない若年の有職者で、現実収入額の立証が可能な者については、将来の収入額増加の蓋然性を考慮し、付表1に定める全年齢平均給与額とすることができます。 ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年齢に対応する付表1に定める年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合を除きます。 エ. 現実収入額が付表1に定める年齢別平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の将来の収入額(注)のうち同時点の被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額を上回るものがあるときは、現実収入額に替えて年齢別平均給与額とします。 ただし、ウ. の規定により、収入額を全年齢平均給与額とする場合を除きます。 オ. 次のいずれかに該当する場合は「付表1に定める18歳平均給与額」または「付表1に定める年齢別平均給与額の50%」のいずれか高い額とします。 (ア) 現実収入額について、ア. に定める公的な税務資料による立証が困難な場合 (イ) 現実収入額が「付表1に定める18歳平均給与額」または「付表1に定める年齢別平均給与額の50%」のいずれか高い額を下回る場合

② 家事従事者	付表1に定める全年齢平均給与額
③ 幼児、児童、生徒または学生	付表1に定める全年齢平均給与額
④ ①から③まで以外の十分働く意思と能力を有している無職者	次のいずれか高い額 ア. 付表1に定める18歳平均給与額 イ. 付表1に定める年齢別平均給与額の50%

(2) 労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニット係数

用語	取扱い
① 労働能力喪失率	付表2に定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。
② 労働能力喪失期間	付表3に定める年齢別就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。
③ ライブニット係数	付表4によります。

(注) 将来の収入額

労働の対価として将来得べかりし収入額をいいます。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に次の金額を基準とします。

後遺障害等級	父母、配偶者または子のいずれかがいる場合	左記以外
第1級	1,800万円	1,600万円
第2級	1,500万円	1,200万円
第3級	1,300万円	1,000万円
第4級		900万円

3. 将來の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、次の算式により計算します。

$$\boxed{\text{介護料および諸雑費}} \times 12 \times \boxed{\text{介護期間に対応するライブニット係数}}$$

なお、「介護料および諸雑費」、「介護期間」および「ライブニット係数」は、次のとおりとします。

(1) 介護料および諸雑費

後遺障害の区分		介護料および諸雑費
① 普通保険約款別表3の第1級(3)または(4)に該当する後遺障害の場合		1ヶ月につき15万円
② 普通保険約款別表3の第1級((3)および(4)を除きます。)、第2級または第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合		1ヶ月につき7.5万円

(2) 介護期間およびライブニット係数

用語	取扱い
① 介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表5に定める平均余命の範囲内で決定します。
② ライブニット係数	付表4によります。

第2 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。ただし、同一事故で後遺障害による損害に対して保険金の支払を受けている場合は、既に保険金の支払を受けた後遺障害による損害の額を控除します。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

(1) 死亡により生じた得べかりし経済的利益の損失をいい、原則として、次の算式により計算します。

$$(\boxed{\text{収入額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニット係数}}$$

なお、「収入額」、「生活費」、「就労可能年数」および「ライブニット係数」は、次のとおりとします。

① 収入額

被保険者区分別に次のとおりとします。なお、付表1に定める年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の死亡した時の年齢に対応する平均給与額とします。

被保険者区分	収入額
ア、家事従事者以外の有職者	<p>現実収入額 ただし、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 現実収入額とは、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額をいい、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。</p> <p>なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。</p> <p>(イ) 退職後1年を経過していない失業者については、「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。ただし、定年退職者等を除きます。</p> <p>(ウ) 就労して間もない若年の有職者で、現実収入額の立証が可能な者については、将来の収入額増加の蓋然性を考慮し、全年齢平均給与額とすることができます。</p> <p>ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合を除きます。</p> <p>(エ) 現実収入額が付表1に定める年齢別平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の将来の収入額(注1)のうち同時点の被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額を上回るものがあるときは、現実収入額に替えて年齢別平均給与額とします。</p> <p>ただし、(エ)の規定により、収入額を全年齢平均給与額とする場合を除きます。</p> <p>(オ) 次のいずれかに該当する場合は「付表1に定める18歳平均給与額」または「付表1に定める年齢別平均給与額の50%」のいずれか高い額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 現実収入額について、(ア)に定める公的な税務資料による立証が困難な場合 b. 現実収入額が「付表1に定める18歳平均給与額」または「付表1に定める年齢別平均給与額の50%」のいずれか高い額を下回る場合
イ、家事従事者	付表1に定める全年齢平均給与額
ウ、児童、生徒または学生	付表1に定める全年齢平均給与額
エ、ア、からウ、まで以外の十分働く意思と能力を有している無職者	<p>次のいずれか高い額</p> <p>(ア) 付表1に定める18歳平均給与額</p> <p>(イ) 付表1に定める年齢別平均給与額の50%</p>

② 生活費、就労可能年数およびライブニッツ係数

用語	取扱い	
ア、生活費	被扶養者の人数に応じ、収入額に対する次の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に実際に扶養されていた者をいいます。	
	被扶養者の人数	割 合
	被扶養者がない場合	50%
	1人	40%
	2人	35%
	3人以上	30%
イ、就労可能年数	付表3によります。	
ウ、ライブニッツ係数		

(2) 被保険者が年金等の受給者(注2)である場合は、(1)の額に加えて、次の算式により算出された額を加えるものとします。

$$\boxed{\text{年金等の額}} - \boxed{\text{生活費}} \times \boxed{\text{死亡時の年齢における平均余命年数に対応するライブニッツ係数}} - \boxed{\text{死亡時の年齢における就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$$

なお、「生活費」、「平均余命年数に対応するライブニッツ係数」および「就労可能年数に対応するライブニッツ係数」は、次のとおりとします。

用語	取扱い
① 生活費	(1)(2)に定めるところによります。
② 平均余命年数に対応するライブニッツ係数	付表4および付表5によります。
③ 就労可能年数に対応するライブニッツ係数	付表3によります。

(注1) 将来の収入額

労働の対価として将来得べかりし収入額をいいます。

(注2) 年金等の受給者

各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を実際に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。

3. 精神的損害

被保険者区分別に次の金額を基準とします。

被保険者区分		金額
(1) 被保険者が一家の支柱である場合		2,000万円
(2) 被保険者が一家の支柱でない場合で65歳以上とのとき。		1,500万円
(3) 被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき。		1,600万円

付表1 年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢 歳	男子 円	女子 円	年齢 歳	男子 円	女子 円
全年齢平均	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

付表2 労働能力喪失率表

後遺障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100

付表3 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表

年 齢	幼児、学生または十分働く意思と 能力を有している無職者		有 職 者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数（注） (法定利率：3%)	就労可能年数	ライブニッツ係数（注） (法定利率：3%)
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

(2) 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数(注) (法定利率: 3%)	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数(注) (法定利率: 3%)
歳	年		歳	年	
18	49	25.502	58	12	9.954
19	48	25.267	59	12	9.954
20	47	25.025	60	12	9.954
21	46	24.775	61	11	9.253
22	45	24.519	62	11	9.253
23	44	24.254	63	10	8.530
24	43	23.982	64	10	8.530
25	42	23.701	65	10	8.530
26	41	23.412	66	9	7.786
27	40	23.115	67	9	7.786
28	39	22.808	68	8	7.020
29	38	22.492	69	8	7.020
30	37	22.167	70	8	7.020
31	36	21.832	71	7	6.230
32	35	21.487	72	7	6.230
33	34	21.132	73	7	6.230
34	33	20.766	74	6	5.417
35	32	20.389	75	6	5.417
36	31	20.000	76	6	5.417
37	30	19.600	77	5	4.580
38	29	19.188	78	5	4.580
39	28	18.764	79	5	4.580
40	27	18.327	80	5	4.580
41	26	17.877	81	4	3.717
42	25	17.413	82	4	3.717
43	24	16.936	83	4	3.717
44	23	16.444	84	4	3.717
45	22	15.937	85	3	2.829
46	21	15.415	86	3	2.829
47	20	14.877	87	3	2.829
48	19	14.324	88	3	2.829
49	18	13.754	89	3	2.829
50	17	13.166	90	3	2.829
51	16	12.561	91	2	1.913
52	15	11.938	92	2	1.913
53	14	11.296	93	2	1.913
54	14	11.296	94	2	1.913
55	14	11.296	95	2	1.913
56	13	10.635	96	2	1.913
57	13	10.635	97	2	1.913
			98	2	1.913
			99	2	1.913
			100	2	1.913
			101～	1	0.971

(注) ライブニッツ係数

事故の発生の日における民法(明治29年法律第89号)第404条(法定利率)に規定する法定利率に基づき算出しています。

付表4 ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数(注) (法定利率: 3%)	期間	ライブニッツ係数(注) (法定利率: 3%)
年 1	0.971	年 46	24.775
2	1.913	47	25.025
3	2.829	48	25.267
4	3.717	49	25.502
5	4.580	50	25.730
6	5.417	51	25.951
7	6.230	52	26.166
8	7.020	53	26.375
9	7.786	54	26.578
10	8.530	55	26.774
11	9.253	56	26.965
12	9.954	57	27.151
13	10.635	58	27.331
14	11.296	59	27.506
15	11.938	60	27.676
16	12.561	61	27.840
17	13.166	62	28.000
18	13.754	63	28.156
19	14.324	64	28.306
20	14.877	65	28.453
21	15.415	66	28.595
22	15.937	67	28.733
23	16.444	68	28.867
24	16.936	69	28.997
25	17.413	70	29.123
26	17.877	71	29.246
27	18.327	72	29.365
28	18.764	73	29.481
29	19.188	74	29.593
30	19.600	75	29.702
31	20.000	76	29.808
32	20.389	77	29.910
33	20.766	78	30.010
34	21.132	79	30.107
35	21.487	80	30.201
36	21.832	81	30.292
37	22.167	82	30.381
38	22.492	83	30.467
39	22.808	84	30.550
40	23.115	85	30.631
41	23.412	86	30.710
42	23.701	87	30.786
43	23.982	88	30.860
44	24.254	89	30.932
45	24.519	90	31.002

(注) ライブニッツ係数

事故の発生の日における民法（明治29年法律第89号）第404条（法定利率）に規定する法定利率に基づき算出しています。

なお、幼児、18歳未満の学生または十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超えるときの係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす18歳までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

付表5 第20回生命表による平均余命

(単位:年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男女	78 85	77 84	76 83	75 82	74 81	73 80	72 79	71 78	70 77	69 76
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男女	68 75	67 74	66 73	65 72	64 71	63 70	62 69	62 68	61 67	60 66
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男女	59 65	58 64	57 63	56 62	55 62	54 61	53 60	52 59	51 58	50 57
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男女	49 56	48 55	47 54	46 53	45 52	44 51	43 50	42 49	41 48	40 47
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男女	39 46	38 45	37 44	37 43	36 42	35 41	34 40	33 39	32 38	31 37
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男女	30 36	29 35	28 34	27 34	27 33	26 32	25 31	24 30	23 29	22 28
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男女	22 27	21 26	20 25	19 24	18 23	18 23	17 22	16 21	15 20	15 19
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男女	14 18	13 18	13 17	12 16	11 15	11 14	10 14	9 13	9 12	8 11
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男女	8 11	7 10	7 9	6 9	6 8	5 7	5 7	5 6	4 6	4 5
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男女	4 5	3 5	3 4	3 4	2 3	2 3	2 3	2 2	2 2	2 2
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男女	2 2	1 2	1 2	1 2	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男女	1 1	1 1	— 1	— 1	— 1					

保険金受取人指定特約（後遺障害、入院、手術および通院）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第4条（後遺障害保険金の支払）から第6条（通院保険金の支払）までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金については下欄記載の者に支払います。

保険契約者

(2) この特約においては、普通保険約款基本条項第7節第2条（死亡保険金受取人の変更）(9)の規定は適用しません。

(3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

所得補償条項に関する特約

家事従事者特約（所得補償条項用）

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、この特約により、普通保険約款および特約に共通する用語の定義に規定する「就業不能」「所得」「平均月間所得額」をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。
「

用語	定義
就業不能	次のいずれかの状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても、この所得補償条項においては、就業不能とはいいません。 ① 身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く從事できない状態 ② 骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く從事できない状態

所得	家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
平均月間所得額	別表に定める金額とし、普通保険約款の各条項においては、この額を適用するものとします。

第2条（普通保険約款の適用除外）

この特約において、普通保険約款別表4の10. の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

別 表

(注)

(注) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第16条の3に規定する支払基準に定める傷害による損害における休業損害の額の30日分とします。

事業一時休止費用特約（事業主費用特約用）

当会社は、この特約により、事業主費用特約（所得補償条項用）の＜用語の定義（五十音順）＞に規定する「事業主費用」を次のとおり読み替えて適用します。

「

用語	定義
事業主費用	<p>次のいずれかに規定する費用をいいます。</p> <p>① 事業主が代行者の雇い入れのために要した費用</p> <p>② 被保険者が就業不能となった結果、事業主が事業を一時的に休止せざるを得ない場合において、事業を休止した日から事業を再開した日までの間に支出を要した事業主が支払い続ける次のア、およびイ、の費用。なお、事業主が事業を再開しなかった場合は、この費用に対しては、当会社は保険金を支払いません。</p> <p>ア、給与等の費用</p> <p>イ、地代家賃および営業用機器等の賃貸料等の費用</p>

事業主費用特約（所得補償条項用）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
事業主	保険証券の事業主情報欄に記載されている者をいいます。
事業主費用	事業主が被保険者に支払い続ける給与等の費用または事業主が代行者の雇い入れのために要した費用のうち、保険証券記載のものをいいます。
代行者	就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる者をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部について支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が普通保険約款所得補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払うべき就業不能に該当した結果、事業主が事業主費用を負担することにより被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金の支払）

- 当会社は、支払対象期間内に発生した事業主費用に対して、事業主に保険金を支払います。
- 当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は、1回の就業不能につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載のこの特約の保険金額}} \times \boxed{\text{支払対象期間内における就業不能期間の月数(注)}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(3) (2)に規定する保険金の計算にあたって、所得補償初年度契約の締結の後に保険金の支払条件の変更があった場合は、次の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。ただし、就業不能の原因となつた身体障害を被った時または確認検査を受けた時から起算して1年を経過した後に就業不能が開始した場合を除きます。

- 被保険者が身体障害を被った時または確認検査を受けた時の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が就業不能になった時の支払条件により算出された保険金の額

(4) 当会社は、いかなる場合においても、支払対象期間を経過した後の期間に対しては、保険金を支払いません。

(注) 就業不能期間の月数

就業不能期間が1ヶ月に満たない場合は就業不能期間に1か月末満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により決定します。

第3条（雇用、委任等の契約関係の消滅）

当会社は、被保険者と事業主との間に締結されていた雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に被る損失に対しては、この特約に規定する保険金を支払いません。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対し

でのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{損失の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から就業不能期間 1か月につき 支払われた保険金または共済金の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

第5条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が就業不能に該当したことにより支払対象期間における事業主が負担する事業主費用の額が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 事業主が保険金の内払を請求する場合は、当会社が承認した場合にかぎり、保険金の内払を行います。
- (3) 事業主が保険金の支払を請求する場合は次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める就業不能状況報告書
 - ④ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑤ 身体障害の内容および就業不能を証明する被保険者および事業主以外の医師の診断書
 - ⑥ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ⑦ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書
 - ⑧ 事業主費用の支出を証明する書類
 - ⑨ 死亡診断書または死体検査書
 - ⑩ 事業主の印鑑証明書
 - ⑪ 被保険者が在籍していることまたは委任されていることを証明する書類
 - ⑫ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または事業主に対して、(3)に掲げるものの外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または事業主が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または事業主が、正当な理由がなく(3)または(4)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または事業主が、正当な理由がなく(3)または(4)の書類または証拠を偽造または変造した場合
- （注）公の機関
やむをえない場合は、第三者とします。

第6条（代 位）

- (1) 損失が生じたことにより事業主が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損失の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 事業主が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 $\boxed{\text{事業主が取得した 債権の額}} - \boxed{\text{保険金が支払われていない 損失の額}}$

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに事業主が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および事業主は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するためには必要な費用は、当会社の負担とします。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 所得補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)③の規定中「被保険者の」とあるのは「保険契約者または被保険者の」
- ② 基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)③の規定中「保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害もしくは身体障害および就業不能の程度または損害の額（注2）、支払事由とその原因との関係、治療の経過および内容」とあるのは「保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害および就業不能の程度、身体障害と就業不能との関係、就業不能と事業主費用との関係、治療の経過および内容、事業主費用の額、同案(1)⑤の規定中「被保険者」とあるのは「事業主、同案（注1）の規定中「前条(3)および(4)またはこの保険契約に付帯される特約の保険金の請求の規定による手続き」とあるのは「この特約第5条（保険金の請求）(3)の規定による手続き」

第8条（重大事由による解除に関する特則）

- (1) 当会社は、普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(2)および（注2）の規定を次のとおり読み替えて、この特約に適用します。

- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。

- ② 保険金を受け取るべき者が、(1)③のいずれかに該当すること。

- （注2）保険契約

（2）①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、（2）②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)(3)のいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)(3)のいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた損害については適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

天災補償特約（所得補償条項用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款所得補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(2)(2)および(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって被った傷害による就業不能に対しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(2)のほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第6節第1条（保険金の請求）

(3)および(4)の規定による手続きを完了した日をいいます。

特定疾病等対象外特約

当会社は、この特約により、被保険者の就業不能が、保険証券記載の疾病および傷害による就業不能である場合は、保険金を支払いません。

入院初期費用特約（所得補償条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
支払対象外期間	入院が開始した日から起算して、継続して入院している保険証券記載の日数をいい、入院がこの期間を超えて継続しなかった場合は、当会社は、保険金を支払いません。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院した場合は、その入院がこの特約の支払対象外期間を超えて継続したときにかぎり、被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の入院の日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に入院した場合にかぎり、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が所得補償初年度契約である場合において、入院の原因となつた身体障害を被った時が、保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が所得補償継続契約である場合において、入院の原因となつた身体障害を被った時が、所得補償初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第3条（保険金の支払）

当会社は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院した場合は、その入院がこの特約の支払対象外期間を超えて継続した場合にかぎり、保険証券記載のこの特約の保険金額を保険金として被保険者に支払います。

第4条（再入院の取扱い）

(1) この特約の支払対象外期間を超える入院が終了した後、被保険者がその入院の原因となった身体障害により再び入院場合は、後の入院については、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する支払対象外期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能となり入院した場合は、後の入院について、新たにこの特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第5条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院し、その入院がこの特約の支払対象外期間を超えて継続した時から発生し、これを行使できるものとします。

第6条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、普通保険約款所得補償条項第5条（他の身体障害の影響）および同条第6条（就業不能の再発の取扱い）の規定は適用しません。

第7条（普通保険約款の読み替え）

普通保険約款の規定中「就業不能」とあるのは「入院」と読み替えて適用します。ただし、普通保険約款および特約に共通する用語の定義の「就業不能」、所得補償条項第2条（保険期間と支払責任の関係）

および基本条項第6節第1条（保険金の請求）(1)の規定を除きます。

第8条（他の特約の読み替え）

この特約においては、特定疾病等対象外特約の規定中「就業不能」とあるのは「入院」と読み替えて適用します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

入院中限定特約（所得補償条項用）

当会社は、この特約により、普通保険約款および特約に共通する用語の定義に規定する「就業不能」を次のとおり読み替えて適用します。

「

用語	定義
就業不能	次のいずれかの状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても、この所得補償条項においては、就業不能とはいいません。 ① 身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより被保険者の職業にかかる業務に全く従事できない状態 ② 骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、被保険者の職業にかかる業務に全く従事できない状態

」

こどもプラン専用の特約

育英費用特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
医師	次のいずれかに該当する者であって、被保険者または扶養者以外の者をいいます。 ① 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師 ② 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に定める歯科医師 ③ 日本国において被保険者が診察、治療または診断を受けた場合は、その地および時における①または②の者に相当する資格を有する者
後遺障害	身体の一部を失いましてはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。ただし、扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券の扶養者情報欄に記載されている者をいいます。
扶養不能状態	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が普通保険約款別表3の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合 ③ ①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表3の第3級に掲げる後遺障害が生じた場合
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、扶養不能状態になった場合は、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

(2) 普通保険約款別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合の保険金支払割合は、次に掲げるものとします。

- ① 普通保険約款別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

(4) 既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合とします。

普通保険約款別表3に掲げる
加重後の後遺障害に該当する
等級に対する保険金支払割合

－ 普通保険約款別表3に掲げる既に
あつた後遺障害に該当する等級に
対する保険金支払割合

= 適用する割合

(5) (1)の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定します。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害を直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
 - ③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
 - ④ 扶養者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
 - ⑧ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑬ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当会社は、扶養者の誤嚥（注5）によって生じた肺炎によって扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、誤嚥（注5）の原因がいかなるときであっても保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、扶養者が入浴中の溺水によって扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、溺水の原因が、当会社が保険金を支払うべき傷害による場合は、保険金を支払います。
- (4) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合は、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質（注3）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 誤嚥
食物、唾液、胃液、胃内容物等が誤って気管に入ることをいいます。

第3条（保険金の支払額）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づいて保険金を支払う場合は、保険証券記載のこの特約の保険金額を保険金として被保険者に支払います。

第4条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第5条（扶養者の変更）

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者がその旨を当会社に通知したときは、新たに保険証券の扶養者情報欄に記載された者について、この特約を適用します。

第6条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況および傷害の程度 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名	
④ 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、行方不明または遭難発生の状況を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。	
⑤ 他人に損害賠償の請求（注1）をできる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合またはその他の費用を支出する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。	損害賠償責任がないと認められる額

⑦ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害額
⑧ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑨ ①から⑧までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める傷害状況報告書

④ 公の機関（注1）の事故証明書

⑤ 死亡診断書もしくは死体検査書または後遺障害の程度を証明する医師の診断書

⑥ 被保険者の印鑑証明書

⑦ 扶養者の戸籍謄本

⑧ 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類

⑨ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

⑩ の他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注3）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の親族（注3）のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

(注2) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注3) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第8条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第6条（事故発生時の義務）の通知または第7条（保険金の請求）の請求を受けた場合は、傷害または損害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し、当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してもみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{支払限度額（注）}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 支払限度額

それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。

第10条（特約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次の事由のいずれかが生じた場合は、この特約は効力を失います。

- ① 当会社が保険金を支払った場合
- ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
- ③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

(2) この特約が失効となる場合は、当会社は、別に定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

第11条（代 位）

当会社が、この特約の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその損害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条（安心更新サポート特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯される保険契約に安心更新サポート特約が付帯された場合は、同特約の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となるときは、この保険契約は継続されないものとします。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約（傷害条項用）

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、普通保険約款傷害条項においては、普通保険約款および特約に共通する用語の定義の表における傷害の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「急激かつ偶然な外來の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

（注）中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

」

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に特定感染症特約（後遺障害、入院および通院）が付帯されている場合は、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、この特約に基づく後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

天災補償特約（育英費用特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、育英費用特約第2条（保険金を支払わない場合）(1)①および③の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(2)のほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

（注）請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が育英費用特約第7条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

ゴルファープラン専用の特約

ゴルフ中傷害特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言または監督等を行うことをいいます。

ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、いかなる場所かを問わず、クラブ等（注1）を使用してくり返しスイング（注2）を行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 （注1） クラブ等 ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。 （注2） スイング クラブ等（注1）を動かす意思でクラブ等（注1）を前後方向へ動かすことをいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフ（注1）の練習、競技または指導（注2）中に被った傷害にかぎり、普通保険約款傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

（注1） ゴルフ
　ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。

（注2） ゴルフ（注1）の練習、競技または指導
　ゴルフ（注1）の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

第2条（普通保険約款の適用除外）

この特約においては、普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

ゴルフ中賠償責任特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地（注）をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 （注） 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言または監督等を行うことをいいます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、いかなる場所かを問わず、クラブ等（注1）を使用してくり返しスイング（注2）を行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 （注1） クラブ等 ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。 （注2） スイング クラブ等（注1）を動かす意思でクラブ等（注1）を前後方向へ動かすことをいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、第3条（被保険者）(1)①に規定する被保険者が行うゴルフ（注1）の練習、競技または指導（注2）中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（注1） ゴルフ
　ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。

（注2） ゴルフ（注1）の練習、競技または指導
　これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊（注2）によって負担する損害賠償責任（注3）については保険金を支払います。
 - ② 次条に定める者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任については保険金を支払います。
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 排水または排気（注4）によって生じた損害賠償責任
 - ⑥ 自動車（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ゴルフカートの損壊
ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しょく、さびその他の自然消耗または故障損害（注6）を除きます。
- (注3) ゴルフカートの損壊（注2）によって負担する損害賠償責任
直接である間接であると問わず、被保険者がそのゴルフカートを使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注7）については、保険金を支払いません。
- (注4) 排水または排気
煙または蒸気を含みます。
- (注5) 自動車
ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- (注6) 故障損害
偶然な外來の事故に直接起因しない電気的損害または機械的損害をいいます。
- (注7) そのゴルフカートを使用不能にしたことに起因する損害賠償責任
収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者（注）。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
- (2) 記名被保険者と(1)②に規定する被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをおいています。
- (注) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者
記名被保険者の親族にかぎります。

第4条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

名称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第6条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	第6条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
④ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 示談交渉費用	次の費用 ア. 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 イ. 第8条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア. 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ. その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

第5条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払う保険金の額は、次の額の合計額とします。

- ① 前条①の額。ただし、保険金額を限度とします。
- ② 前条②から⑥までの費用の合計額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額とします。

$$\boxed{\text{前条⑤または⑥の費用}} \times \boxed{\text{保険金額}} = \boxed{\text{前条⑤または⑥の費用に対する支払額}}$$

$$\boxed{\text{前条①の損害賠償金}}$$

第6条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、

当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかっただ場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第7条（当会社による援助）

被保険者が日本国内において発生した事故（注）にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行つ折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

(注) 日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第8条（当会社による解決）

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注1）を行います。

- ① 被保険者が日本国内において発生した事故（注2）にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件について合意している場合
- ② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注1) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き

弁護士の選任を含みます。

(注2) 日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 日本国内において発生した事故（注1）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

- (3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} = \boxed{\text{損害賠償額}}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使できるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。

① (2)④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注1) 日本国において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注3) 法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第10条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができまするものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 損害を証明する書類

⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑥ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

⑦ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行なうために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4条（支払保険金の範囲）① の損害賠償金（注）および同条 ②から⑥までの費用の合計額	-	他の保険契約等の保険金または 共済金の額の合計額	=	保険金の額
---	---	-----------------------------	---	-------

(注) 第4条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第12条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 損害賠償額の請求書

② 損害を証明する書類

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

④ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

⑤ のその他当会社が(5)に定める必要な確認を行つるために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) (1)の請求について、当会社は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行ふことを求めることができます。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合

② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(5) 当会社は、第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から、普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）の規定を準用して損害賠償額を支払います。

(6) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者

(7) (6)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

(注1) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第13条（損害賠償請求権の行使期限）

第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行ふことはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第14条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第7条（当会社による援助）または第8条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額の範囲内（注1）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け

② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託

③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第5条（保険金の支払額）①のただし書

② 第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のただし書

③ 第9条(7)のただし書

(4) (1)の供託金（注2）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注2）の限度で、(1)の当会社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 第10条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額の範囲内

同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

第15条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行なったことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を買取の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)(1)または(4)の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注） 保険金請求権

第4条（支払保険金の範囲）の②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第16条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被保険者が取得した債権の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害額のうち保険金が支払われていない額</div>

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注） 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第17条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)(3)のいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、次のいずれかに該当する損害については適用しません。

- ① 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)(3)ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)(3)ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた第4条（支払保険金の範囲）①に規定する損害賠償金の損害

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

ゴルフ用品損害特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	固いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地（注）をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 (注) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
再調達価額	損害が生じた地および時に於て保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、ゴルフ場敷地内において、被保険者が所有するゴルフ用品について、次に掲げる事由により生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 盗難（注）。ただし、ゴルフボールの盗難（注）については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。

② ゴルフクラブの破損または曲損

(注) 盗難

盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 火災の際ににおける不法侵入者または盗賊によってなされた盗難
- ③ ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質その他類似の事由
- ④ ゴルフ用品の置き忘れ（注2）または紛失（注3）
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性
その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。

(注3) 置き忘れ（注2）または紛失

置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質（注4）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (損害額の決定)

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、次の算式によって定めます。

区分	損害額
① 損害の生じたゴルフ用品について、修理が不可能な場合	再調達価額
② ①以外の場合	次の算式により算出された額。ただし、(1)から(3)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じたゴルフ用品の再調達価額を超える場合は、その再調達価額をもって損害額とします。 修理費（注1） - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

(2) 盗難によって生じた損害については、盗取されたこの特約のゴルフ用品を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。

(3) ゴルフ用品の格落損（注2）は損害額に含みません。

(注1) 修理費

損害が生じた地および時ににおいて、ゴルフ用品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。

(注2) 格落損

価値の下落をいいます。

第4条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が1回の事故につき支払う保険金の額は、前条の損害額とします。

(2) (1)の損害額のうち、回収金（注）がある場合は、その金額を(1)の保険金の額から差し引きます。

(注) 回収金

第三者が負担すべき金額で、被保険者のためにすでに回収されたものをいいます。

第5条 (支払保険金の限度)

当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条 (事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができると認められる損害の額
② 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 損害発生の日時、場所、損害状況および損害の程度 イ. ア. の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ ゴルフ用品が盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出ること。	
④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額

<p>⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。</p> <p>⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。</p> <p>⑦ ゴルフ用品を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当てを行う場合を除きます。</p> <p>⑧ ①から⑦までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な説明を求めた場合は、これに協力すること。</p>	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
---	----------------------------

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事實を告げなかった場合または事實と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事實を記載しなかった場合、事實と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。

第7条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盜難届出証明書にかぎります。

⑤ ゴルフ用品の損害の程度を証明する書類

⑥ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者が保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注3）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者が保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の親族（注3）のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事實と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

(注2) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注3) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第8条（被害物の調査）

ゴルフ用品について損害が生じた場合は、当会社は、ゴルフ用品および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があり、それぞれの支払責任額の合計額が、第3条（損害額の決定）に規定する損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

第3条（損害額の決定）に規定する損害額（注1）

- 再調達額基準の他の保険契約等（注2）によって既に支払われている保険金または共済金の額

- 時価額基準の他の保険契約等（注3）によって支払われるべき保険金または共済金の額

= 保険金の額

(注1) 第3条（損害額の決定）に規定する損害額

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己

負担額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

(注2) 再調達価額基準の他の保険契約等

再調達価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

(注3) 時価額基準の他の保険契約等

時価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

第10条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取されたゴルフ用品を発見した場合は、回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第11条（所有権の帰属）

損害が生じたゴルフ用品について、当会社が保険金を支払った場合は、そのゴルフ用品の所有権その他の物権は、当会社が取得しない旨の意思表示をしないかぎり、保険金のゴルフ用品の再調達価額に対する割合によって当会社に移転します。

第12条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div>被保険者が取得した 債権の額</div><div>—</div><div>損害額のうち保険金が 支払われていない額</div></div>

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するため必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

車いす利用者プラン専用の特約

介添者緊急雇入費用特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
介添者	車いすの移動の手助けおよび車いすへの乗降の手助けならびに炊事、掃除、洗濯等の家事全般を行うことを職業とする者をいいます。なお、いかなる場合も医療行為を行う者を含みません。
記名家族	次のいずれかに該当する者のうち、保険証券の記名家族情報欄に記載されている者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注）の子 (注) 未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
車いす	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の3に規定するものをいいます。
事故	急激かつ偶然な外來の事故をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
雇入費用	介添者の紹介料および交通費を含みます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、日本国内において記名家族が、事故によってその身体に被った傷害により、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に4日以上入院した場合または死亡した場合に、その者に代わる介添者を被保険者が雇い入れたときは、その費用を負担したことによって被保険者が被った損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の傷害は保険期間中に記名家族が被った傷害にかぎります。

- (3) (1)の費用とは、被保険者が負担した介添者の雇入費用をいいます。ただし、(1)の事故の発生の日からその日を含めて30日以内に介添者の雇い入れを開始した場合の費用にかぎります。
- (4) (3)の規定にかかるわらず、記名家族が入院した場合における介添者の雇入費用については、入院期間中の介添者の雇入費用にかぎります。ただし、入院中に死亡した場合を除きます。
- (5) 被保険者の扶養義務者が負担した費用は被保険者が負担した費用とみなします。
- (6) (1)の入院の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条 (保険金を支払わない場合ーその1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって記名家族が身体に傷害を被った場合の雇入費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 記名家族の故意
 - ③ 記名家族の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 記名家族の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 記名家族の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 記名家族に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
 - ⑧ 記名家族に対する刑の執行
 - ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震、噴火または津波
 - ⑪ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑬ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、記名家族が頸部症候群(注4)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条(保険金を支払う場合)(1)に該当したことにより生じた雇入費用に対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、記名家族の誤嚥(注5)によって生じた肺炎によって第1条(保険金を支払う場合)(1)に該当したことにより生じた雇入費用に対しては、誤嚥(注5)の原因がいかなるときであっても保険金を支払いません。

(4) 当会社は、記名家族の入浴中の溺水によって第1条(保険金を支払う場合)(1)に該当したことにより生じた雇入費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、溺水の原因が、当会社が保険金を支払うべき傷害による場合は、保険金を支払います。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質(注2)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注5) 誤嚥

食物、唾液、胃液、胃内容物等が誤って気管に入ることをいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は次に掲げる間に記名家族が身体に傷害を被った場合の雇入費用に対しては、保険金を支払いません。

① 記名家族が別表1に定める運動等を行っている間

② 記名家族の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、記名家族がその職業に従事している間

③ 記名家族が次のいずれかに該当する間

ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間についてでは、保険金を支払います。

イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、ウ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間

第4条 (被保険者)

この特約における被保険者は、記名被保険者をいいます。

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、雇入費用の額とします。ただし、1回の事故につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。

保険証券記載のこの 特約の支払限度日額	×	介添者の雇入日数	=	保険金の支払限度額
------------------------	---	----------	---	-----------

(2) (1)の「介添者の雇入日数」は、記名家族が入院をした場合における介添者の雇い入れについては、入院日数を限度とします。ただし、入院中に死亡した場合を除きます。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ次の算式によって算出した額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載のこの特約の支払限度日額}} \times \boxed{\text{保険証券記載のこの特約の支払限度日数}} = \boxed{\text{保険金の支払限度額}}$$

(4) 被保険者が雇用費用について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合は、その支払を受けた額を雇用費用の額から控除するものとします。

第6条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

（注1） 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2） 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行えることができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める傷害状況報告書

④ 介添者を雇い入れたことおよびその期間を証明する書類

⑤ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

⑥ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内のもの

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内のもの

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合
- (注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害の額 (注)}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- (注) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第9条 (代 位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額			
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額			
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">被保険者が取得した債権の額</td><td style="padding: 5px;">-</td><td style="padding: 5px;">損害の額のうち保険金が支払われていない額</td></tr></table>	被保険者が取得した債権の額	-	損害の額のうち保険金が支払われていない額
被保険者が取得した債権の額	-	損害の額のうち保険金が支払われていない額		

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

- (注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合ーその2）①の運動等

- 山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) 山岳登はん
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（注5）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 操縦
職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) 超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライド等のパラシート型超軽量動力機を除きます。
- (注5) ロッククライミング
フリークライミングを含みます。

別表2 第3条（保険金を支払わない場合ーその2）②の職業

- オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート（注2）競争選手、猛獣取扱者（注3）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注4）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (注1) オートテスター
テストライダーをいいます。

- (注2) モーターボート
水上オートバイを含みます。
- (注3) 猛獣取扱者
動物園の飼育係を含みます。
- (注4) ローラーゲーム選手
レフリーを含みます。

車いす利用者賠償責任特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 (注) 情報の流布 特定の者への伝達を含みます。
家族被保険者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注1）の子 ⑤ 記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者（注2）。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。 ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 (注1) 未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。 (注2) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者 記名被保険者の親族にかぎります。 (注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者 その責任無能力者の親族にかぎります。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすりリフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
車いす	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の3に規定するものをいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅（注1）または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅（注1）をいい、住宅敷地内（注2）の動産および不動産を含みます。 (注1) 居住の用に供される住宅 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。 (注2) 住宅敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地（注3）で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。 (注3) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
補助行為	記名被保険者に対する次の行為をいいます。ただし、いかなる場合も医療行為を含みません。 ① 車いすの移動を手助けする行為 ② 車いすへの乗降を手助けする行為
補助者	補助行為を行う者をいい、家族被保険者を除きます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、第4条（被保険者）(1)①に規定する被保険者が次のいずれかに該当する偶然な事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故
 - (2) 当会社は、第4条（被保険者）(1)②または③に規定する被保険者についての(1)の事故は、補助行為に起因する偶然な事故に起因する損害にかぎり、保険金を支払います。
- (注) 日常生活
住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれら者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれららの特性に起因する事故
 - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 環境汚染（注4）に起因する事故
 - ⑦ ②から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ② 第4条（被保険者）に定める者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の使用者人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用者人が被保険者の家事使用人または補助者である場合は保険金を支払います。
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ⑥ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶および車両（注6）または銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。
 - (注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
 - (注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
 - (注4) 環境汚染
流出、いっしょもしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
 - (注5) 不動産
住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。
 - (注6) 船舶および車両
次のいずれかに該当するものを除きます。
 - ① 主たる原動力が人力であるもの
 - ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
 - ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
 - (注7) 銃器
空気銃を除きます。

第3条（交差責任）

- 当会社は、被保険者が相互に法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。
- ① 第4条（被保険者）(1)②および③に規定する被保険者間で相互に負担する法律上の損害賠償責任
 - ② 家族被保険者が第4条(1)②および③に規定する被保険者に対して負担する法律上の損害賠償責任

第4条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 家族被保険者
 - ② 補助者
 - ③ ②の補助者の監督義務者
- (2) (1)①の家族被保険者に規定する記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第5条（個別適用）

- この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）に規定する保険金額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

名 称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第8条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	第8条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

④ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急救手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 示談交渉費用	次の費用 ア. 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 イ. 第10条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア. 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ. その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

第7条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払う保険金の額は、次の額の合計額とします。

- ① 前条①の額。ただし、保険金額を限度とします。
- ② 前条②から⑥までの費用の合計額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額とします。

$$\boxed{\text{前条⑤または⑥の費用}} \times \boxed{\text{保険金額}} = \boxed{\text{前条⑤または⑥の費用に対する支払額}} \\ \boxed{\text{前条①の損害賠償金}}$$

第8条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 他人に損害賠償の請求（注1）をできる場合、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急救手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条（当会社による援助）

被保険者が日本国内において発生した事故（注）にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

(注) 日本国において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第10条（当会社による解決）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟

の手続き（注1）を行います。

- ① 被保険者が日本国内において発生した事故（注2）にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件について合意している場合
- ② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (注1) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き
弁護士の選任を含みます。
- (注2) 日本国において発生した事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 日本国において発生した事故（注1）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を使用しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して 負担する法律上の損害賠償責任の額	-	被保険者が損害賠償請求権者に対し て既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
---------------------------------------	---	------------------------------------	---	-------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が保険金額を超えると認められる時以降、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を使用することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を使用できるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。
- (注1) (2)(4)に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注1) 日本国において発生した事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (注2) 支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (注3) 法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第12条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、④については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し

出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{第6条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金（注）および同条②から⑥までの費用}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 第6条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第14条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 損害を証明する書類

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑤ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

⑥ その他当会社が(5)に定める必要な確認を行るために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) (1)の請求について、当会社は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うことを求めることができます。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合

② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(5) 当会社は、第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から、普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）の規定を準用して損害賠償額を支払います。

(6) 損害賠償請求権者が損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者

(7) (6)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

(注1) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第15条（損害賠償請求権の行使期限）

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第16条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第9条（当会社による援助）または第10条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額の範囲内（注1）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け

② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託

③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

(2) (1)(3)により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第7条（保険金の支払額）①ただし書

② 第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）②ただし書

③ 第11条⑦ただし書

(4) (1)の供託金（注2）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注2）の限度で、(1)の当会社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 第12条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額の範囲内

同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

第17条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次のいずれかが該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を買取の目的とし、または②③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第6条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第18条（代 位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被保険者が取得した債権の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害額のうち保険金が支払われていない額</div>

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求める場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第19条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)(3)のいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、次のいずれかに該当する損害については適用しません。

① 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)(3)ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)(3)ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた第6条（支払保険金の範囲）①に規定する損害賠償金の損害

第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯

された他の特約の規定を準用します。

傷害見舞費用特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
車いす	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の3に規定するものをいいます。
事故	急激かつ偶然な外來の事故をいいます。
受傷者	被保険者の補助行為中の事故によって身体に傷害を被った補助者をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
補助行為	被保険者に対する次の行為をいいます。ただし、いかなる場合も医療行為を含みません。 ① 車いすの移動を手助けする行為 ② 車いすへの乗降を手助けする行為
補助者	補助行為を行う者をいい、次のいずれかに該当する者を除きます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注1）の子 ⑤ 記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者（注2）。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。 ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 (注1) 未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。 (注2) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者 記名被保険者の親族にかぎります。 (注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者 その責任無能力者の親族にかぎります。
見舞金	弔慰金を含みます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、日本国内において補助者が、補助行為中の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、後遺障害が生じた場合または入院した場合において、その傷害に対し被保険者が見舞金を支払ったときは、その費用を負担したことによって被保険者が被った損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の費用は、被保険者が損害賠償金を支払うことなく慣習として支払う見舞金をいいます。ただし、当会社の同意を得て支払ったものにかぎります。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補助者が身体に傷害を被った場合の見舞金に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 見舞金を受け取るべき者（注2）の故意
- ③ 被保険者または見舞金を受け取るべき者（注2）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 受傷者の同居の親族または別居の未婚の子の行為
- ⑤ 受傷者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 受傷者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 受傷者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 航空機、船舶および車両（注3）または銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑫ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑬ ⑫以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑭ ⑩から⑯までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑮ 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
- ⑯ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注7）の所有、使用または管理に起因する事故

(2) 当会社は、受傷者が頸部症候群（注8）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条（保険金を支払う場合）(1)に該当したことにより生じた見舞金に対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、受傷者の誤聴（注9）によって生じた肺炎によって第1条（保険金を支払う場合）(1)に該当したことにより生じた見舞金に対しては、誤聴（注9）の原因がいかなるときであっても保険金を支払いません。

(4) 当会社は、受傷者の入浴中の溺水によって第1条（保険金を支払う場合）(1)に該当したことにより生

じた見舞金に対しては、保険金を支払いません。ただし、溺水の原因が、当会社が保険金を支払うべき傷害による場合は、保険金を支払います。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 見舞金を受け取るべき者

受傷者を含みます。

(注3) 船舶および車両

主たる原動力が人力であるものを除きます。

(注4) 銃器

空気銃を除きます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質 (注5) によって汚染されたもの

原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注8) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注9) 誤嚥

食物、唾液、胃液、異内容物等が誤って気管に入ることをいいます。

第3条 (被保険者)

この特約における被保険者は、記名被保険者をいいます。なお、記名被保険者が責任無能力者の場合はその監督義務者をいいます。

第4条 (保険金の支払額)

第1条 (保険金を支払う場合)に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき受傷者1人について下表に記載する保険金額をもって限度とします。

項目		保険金額
① 死亡した場合		50万円
② 後遺障害が生じた場合		50万円に普通保険約款別表3の第1級から第14級までに掲げる保険金支払割合を乗じた額
③ 入院した場合	入院した期間	
	31日以上	10万円
	15日以上30日以内	5万円
	8日以上14日以内	3万円
	7日以内	2万円

第5条 (支払保険金の競合)

(1) 当会社は、同一の事故により同一の受傷者に対して支払うべき、入院に係る保険金と後遺障害に係る保険金とが競合した場合または入院に係る保険金と死亡に係る保険金とが競合した場合は、その合計額を支払います。

(2) 当会社は、同一の事故により同一の受傷者に対して、死亡に係る保険金を支払う場合において、既に支払った後遺障害に係る保険金があるときは、死亡に係る保険金から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

第6条 (事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑤ ①から④までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行ふことができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
 - ⑤ 見舞金を支払ったことを証明する書類
 - ⑥ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑦ 当会社の定める事故状況報告書
 - ⑧ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑨ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合は、①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は、①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合
- (注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害の額（注）}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

（注） 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

その他の補償などに関する特約

救援者費用等特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 (注1) 捜索 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) 被保険者の親族 これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その敷地を含みます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。
- ① 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外來の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索もしくは救助活動を要する状態となつたことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③ 保険期間中に住宅外において被った普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院（注1）した場合
- (2) (1)(3)の入院期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。
- (注1) 14日以上入院
他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合にかぎります。
- (注2) 処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条（費用の範囲）

前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

名称	費用の内容
① 搜索救助費用	遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
② 交通費	救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条(1)(2)の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
③ 宿泊料	現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)(2)の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
④ 移送費用	死亡した被保険者を現地から被保険者の住宅に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住宅もしくはその住宅の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注1）をいいます。ただし、被保険者が戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
⑤ 諸雑費	救援者の渡航手続費（注2）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、次のいずれかの金額を限度とします。 ア、これらの費用が、被保険者が日本国外において前条(1)のいずれかに該当したことにより発生した場合は、20万円 イ、これらの費用が、被保険者が日本国内において前条(1)のいずれかに該当したことにより発生した場合は、3万円

(注1) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合は、その費用を含みます。

(注2) 渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのではその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらとの特性による事故
- ⑫ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑬ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

山岳登はん（注4）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注5）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条（保険金を支払う場合）(1)(3)の入院をしたことにより生じた損害に対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、被保険者の誤嚥（注7）によって生じた肺炎によって第1条（保険金を支払う場合）(1)(3)に該当したことにより生じた損害に対しては、誤嚥（注7）の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、被保険者の入浴中の溺水によって第1条（保険金を支払う場合）(1)(3)に該当したことにより生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、溺水の原因が、当会社が保険金を支払うべき傷害による場合には、保険金を支払います。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（注8）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注5) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダーやパラシュート型超軽量動力機を除きます。

(注6) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注7) 誤嚥

食物、唾液、胃液、胃内容物等が誤って気管に入ることをいいます。

(注8) ロッククライミング

フリークライミングを含みます。

第4条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、保険証券記載の被保険者の型に従い、下表の右欄記載の被保険者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注）の子

⑤ 記名被保険者の同居の親族および別居の未婚（注）の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者対象外）	①および⑤

(2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、第7条（支払保険金の限度）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（保険金の支払額）

当会社は、第2条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合は、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第7条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額（注）をもって限度とします。

(注) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第8条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 第1条（保険金を支払う場合）(1)(1)または(2)の場合は、行方不明もしくは遭難または事故の状況 イ. 第1条(1)(3)の場合は、事故の状況および傷害の程度 ウ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名	

④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすくことができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすくことによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合またはその他の費用を支出する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、次のことを履行すること。 ア、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ、当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行えることができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことを証明する書類

④ 保険金の支払を受けようとする第2条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

⑤ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{第2条(費用の範囲) の費用の額 (注)}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 第2条(費用の範囲)の費用の額

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第11条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次にいずれかの額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">費用のうち保険金が支払われていない額</div>

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、(1)の規定により移転した債権の保全および債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（重大事由による解除に関する特則）

(1) 当会社は、普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(2)および（注2）の規定を次のとおり読み替えて、この特約に適用します。

- 「(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
① 被保険者が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
② 保険金を受け取るべき者が、(1)③のいずれかに該当すること。

(注2) 保険契約

（2)①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。」

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)③のいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた損害については適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

携行品損害特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう（注）、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注) 骨とう 希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
携行	保険の対象が次のいずれかの状態にあることをいいます。 ① 被保険者の身体に装着している状態 ② 被保険者の身体により移動または運搬されている状態 ③ 被保険者の身辺にあって移動と共にしている状態 ④ ①から③までに該当しない場合で、被保険者の居住の用に供される建物（注1）外における被保険者の一連の行動の過程において、被保険者の管理下にある状態 ⑤ 一時預かり等、③に該当しない場合で、一時的に他人に寄託されている状態 (注2) (注1) 被保険者の居住の用に供される建物 物置、車庫その他の付属建物を含みます。 (注2) 一時的に他人に寄託されている状態 運搬、点検、調整、修理、加工、清掃等、保険の対象に対する作業または保険の対象の使用を目的として他人に寄託している間を除きます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属等については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みません。

乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車船券または航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 （注）乗車船券または航空券 定期券は除きます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内外における偶然な事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が被保険金の一部の受取人である場合は、その者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ ⑥から⑨までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は保険金を支払います。
 - ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 - イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかつた欠陥を原因とする事故による損害については保険金を支払います。
- ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注5）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他の単なる外観の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害
- ⑮ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災、破裂または爆発による損害については保険金を支払います。
- ⑯ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（注6）を負うべき損害（注7）
- ⑰ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については保険金を支払います。
- ⑱ 保険の対象の置き忘れ（注8）または紛失（注9）
- ⑲ 楽器の弦（注10）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被つた場合は、保険金を支払います。
- ⑳ 楽器の音色または音質の変化
- ㉑ 証欺または横領
- ㉒ 保険契約者
 - 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ㉓ 保険金を受け取るべき者
 - 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ㉔ 核燃料物質
 - 使用済燃料を含みます。
- ㉕ 核燃料物質（注3）によって汚染された物
 - 原子核分裂生成物を含みます。
- ㉖ 自然の消耗もしくは劣化
 - 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- ㉗ 契約上の責任
 - 保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
- ㉘ 法律上または契約上の責任（注6）を負うべき損害
 - その保険の対象に生じた損害にかぎります。
- ㉙ 置き忘れ
 - 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。
- ㉚ 置き忘れ（注8）または紛失
 - 置き忘れ（注8）または紛失後の盗難を含みます。
- ㉛ 楽器の弦
 - ピアノ線を含みます。

第3条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される建物（注1）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 自動車、原動機付自転車、船舶（注2）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品（注3）
- ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品（注3）
- ③ 漁具（注4）
- ④ 動物、植物等の生物
- ⑤ 稿本、設計書、図案、証書（注5）、帳簿その他これらに類する物
- ⑥ 商品券、預貯金証書（注6）、手形その他の有価証券（注7）およびこれらに類する物
- ⑦ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
- ⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑨ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
- ⑩ その他下欄記載の物

- | |
|--|
| ・移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 |
| ・義歎、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス |
| ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 |

- （注1） 被保険者の居住の用に供される建物
物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- （注2） 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ポートおよびカヌーを含みます。
- （注3） 付属品
実際に定着（注8）または装備（注9）されているか否かを問わず、定着（注8）または装備（注9）することを前提に設計または製造されたものをいいます。
- （注4） 漁具
釣竿、竿掛け、竿袋、リール、浮き等の釣具類をいいます。また、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似の釣り用に設計された用具を含みます。
- （注5） 証書
公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。
- （注6） 預貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。
- （注7） 手形その他の有価証券
小切手は除きます。
- （注8） 定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- （注9） 装備
備品として備え付けられている状態をいいます。

第4条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、保険証券記載の被保険者の型に従い、下表の右欄記載の被保険者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注）の子
 - ⑤ 記名被保険者の同居の親族および別居の未婚（注）の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者対象外）	①および⑤

- (2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- (注) 未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、次のとおりとします。

区分	損害額
① 損害の生じた保険の対象について、修理が不可能な場合	再調達価額（注1）
② ①以外の場合	次の算式により算出された額 修理費（注2） - 修理に伴って生じた残存物 がある場合は、その価額

- (2) 盗難によって生じた損害（注3）については、盗取されたこの特約の保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。また、切手および印紙の損害額については、その料額によって定めます。

- (3) 損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段に要する費用（注4）をもって損害額とします。

- (4) 保険の対象の格落損（注5）は損害額に含まれません。

- (5) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)から(4)までの規定によって損害額を決定します。

(6) 保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(5)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

名 称	費用の内容
① 損害防止費用	第8条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	第8条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

(7) (1)から(6)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額（注1）を超える場合は、その再調達価額（注1）をもって損害額とします。

(8) (1)から(7)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(6)①および②の費用の合計額を損害額とします。

(9) (1)から(8)までの規定にかかわらず、保険の対象が交通機関の定期券の場合において、(3)に規定する再発行等の手段による再取得ができないときは、その定期券の残存有効期間に対する価額（注6）および保険契約者または被保険者が負担した(6)①および②の費用の合計額を損害額とします。

(10) 保険の対象が乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

(注1) 再調達価額

保険の対象が貴金属等である場合は時価額とします。

(注2) 修理費

損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。

(注3) 盗難によって生じた損害

盗取されたこの特約の保険の対象が貴金属等以外の場合は再調達価額を、貴金属等の場合は時価額を限度とします。

(注4) 再発行等の手段による費用

交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。

(注5) 格落損

価値の下落をいいます。

(注6) 定期券の残存有効期間に対する価額

取得額に残存期間に応じて日割をもって算出した額をいいます。

第6条（保険金の支払額）

(1) 当会社が1回の事故につき支払う保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{前条の損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の前条の損害額のうち、回収金（注）がある場合において、回収金（注）の額が保険証券記載の自己負担額を超過するときは、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。

(注) 回収金

第三者が負担すべき金額で、被保険者のためにすでに回収されたものをいいます。

第7条（支払保険金の限度）

当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額（注1）をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注2）ごとに保険金額（注1）をもって限度とします。

(注1) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

(注2) 契約年度

初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、1年末満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。

第8条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを見た場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控 除 額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 損害発生の日時、場所、損害状況および損害の程度 イ. ア. の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 保険の対象が盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出ること。また、次のいずれかに該当する場合はそれぞれ次の届出をただちに行うこと。 ア. 盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出 イ. 盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関もしくは宿泊施設または発行者への届出	
④ 他人に損害賠償の請求（注2）をできる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額

⑤ 損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ 保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし必要な応急の仮手当てを行う場合を除きます。	
⑧ ①から⑦までのほか、次のことを履行すること。 ア、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ、当会社が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求める場合は、これに協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盜難届出証明書にかぎります。

⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類

⑥ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注3）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の親族（注3）のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

(注2) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注3) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第10条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があり、それぞれの支払責任額の合計額が、第5条（損害額の決定）に規定する損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

第5条（損害額の決定）に規定する損害額（注1）

- 再調達額基準の他の保険契約等（注2）によって既に支払われている保険金または共済金の額

- 時価額基準の他の保険契約等（注3）によって支払われるべき保険金または共済金の額

= 保険金の額

(注1) 第5条（損害額の決定）に規定する損害額

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

(注2) 再調達額基準の他の保険契約等

再調達額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

(注3) 時価基準の他の保険契約等

時価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

第12条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収に要した費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。

(3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

(4) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の再調達額に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(5) (2)または(4)のただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。

(注) 保険金に相当する額

回収に要した費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第14条（代 位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区 分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被保険者が取得した 債権の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害額のうち保険金が 支払われていない額</div>

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条（重大事由による解除に関する特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）の規定のほか、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社は、被保険者が、普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

(2) 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③に規定する事由による解除、または①の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、同条項第3節第2条(1)③に規定する事由または①の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③に規定する事由による解除、または①の規定による解除がなされた場合は、②の規定は、同条項(1)③のア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

個人賠償責任特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 (注) 情報の流布 特定の者への伝達を含みます。

軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地（注）をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 (注) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅（注1）または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅（注1）をいい、住宅敷地内（注2）の動産および不動産を含みます。 (注1) 居住の用に供される住宅 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。 (注2) 住宅敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地（注3）で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。 (注3) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
受託品	被保険者が日本国内において正当な権利を有する者から受託した財物のうち、被保険者が管理するものをいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内外において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取（注1）または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故

(注1) 盗取
財物が受託品の場合にかぎります。

(注2) 日常生活

住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらとの法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性
その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染（注4）に起因する事故
- ⑦ ②から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物が受託品でない場合は、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ② 第4条（被保険者）に定める者およびこれらとの同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用者人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用者人が被保険者の家事使用人である場合は保険金を支払います。
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑥ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶および車両（注6）または銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者
法人である場合は、その役員を含みます。
 - (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
 - (注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
 - (注4) 環境汚染
流出、いっしもしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ、身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
 - (注5) 不動産
住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。
 - (注6) 船舶および車両
次のいずれかに該当するものを除きます。
 - ① 主たる原動力が人力であるもの
 - ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
 - ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
 - (注7) 銃器
空気銃を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 自動車（注1）、原動機付自転車（注2）、船舶（注3）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品（注4）
 - ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品（注4）
 - ③ 動物、植物等の生物
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書（注5）、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 通貨、小切手、印紙、切手、商品券、預貯金証書（注6）、手形その他の有価証券その他これらに類する物
 - ⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
 - ⑦ 貴金属、宝石、書画、骨董（注7）、彫刻、美術品その他これらに類する物
 - ⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑨ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
 - ⑩ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
 - ⑪ 所持することが日本国の法令に違反する物
 - ⑫ 不動産（注8）
 - ⑬ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登はん（注9）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダーダッケ、超軽量運動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 - ⑮ 受託した地および時における受託品の価額が1個もしくは1組または1対（注10）で100万円を超える物（注11）
 - ⑯ その他下欄記載の物
- ・ 移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 - ・ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス
 - ・ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品
 - ・ 漁具

- (2) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
 - ③ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は保険金を支払います。
ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
 - ④ 自然の消耗もしくは劣化（注12）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等
 - ⑤ 偶然な外來の事故に直接起因しない、受託品の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故
 - ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
 - ⑦ 受託品の置き忘れ（注13）または紛失（注14）
 - ⑧ 詐欺または横領
- (3) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任
 - ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことにより起因する損害賠償責任（注15）
 - ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことにより起因する損害賠償責任
- (4) 当会社は、被保険者が受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車をいい、被けん引自動車を含みます。また、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

- (注2) 原動機付自転車
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
- (注3) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注4) 付属品
実際に定着（注16）または装備（注17）されているか否かを問わず、定着（注16）または装備（注17）することを前提に設計、製造されたものをいいます。
- (注5) 証書
公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。なお、旅券および運転免許証を含みます。
- (注6) 預貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。
- (注7) 骨とう
希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。
- (注8) 不動産
畠、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。
- (注9) 山岳登はん
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（注18）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注10) 1個もしくは1組または1対
付属品（注4）を含みます。
- (注11) 1個もしくは1組または1対（注10）で100万円を超える物
ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- (注12) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注13) 置き忘れ
保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。
- (注14) 置き忘れ（注13）または紛失
置き忘れ（注13）または紛失後の盗難を含みます。
- (注15) 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任
収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。
- (注16) 定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- (注17) 装備
備品として備え付けられている状態をいいます。
- (注18) ロッククライミング
フリークライミングを含みます。

第4条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注1）の子
⑤ 記名被保険者が未成年者または責任無能能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者（注2）。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能能力者に関する事故にかぎります。

(2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- (注1) 未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
(注2) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者
記名被保険者の親族にかぎります。
(注3) 監督義務者に代わって責任無能能力者を監督する者
その責任無能能力者の親族にかぎります。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

名 称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第8条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	第8条(1)⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

④ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 示談交渉費用	次の費用 ア、事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 イ、第10条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア、訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ、その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

第7条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払う保険金の額は、次の額の合計額とします。

① 前条①の額。ただし、保険金額を限度とします。

② 前条②から⑥までの費用の合計額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額とします。

$$\frac{\text{前条⑤または⑥の費用}}{\text{前条①の損害賠償金}} \times \boxed{\text{保険金額}} = \boxed{\text{前条⑤または⑥の費用に対する支払額}}$$

第8条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。	
⑤ 他人に損害賠償の請求（注1）をできる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑦ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑧ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑨ ①から⑧までのほか、次のことを履行すること。 ア、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ、当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事實を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事實を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条（当会社による援助）

被保険者が日本国内において発生した事故（注）にかかるわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

(注) 日本国において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第10条（当会社による解決）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注1）を行います。
- ① 被保険者が日本国内において発生した事故（注2）にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件について合意している場合
- ② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (注1) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き
弁護士の選任を含みます。
- (注2) 日本国内において発生した事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 日本国内において発生した事故（注1）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} = \boxed{\text{損害賠償額}}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使できるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。
- ① (2)④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注1) 日本国内において発生した事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (注2) 支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (注3) 法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第12条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これ行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、④については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
- ① 保険金請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める事故状況報告書
④ 公の機関が発行する交通事故証明書
⑤ 損害を証明する書類
⑥ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書
⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑧ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
⑨ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠

- として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者はまたは被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合
- (注1) 配偶者 普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族 普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第13条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日 数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日
被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 下表に定める日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してもみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{第6条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金（注）および同条②から⑥までの費用}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 第6条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金
 それぞれの保険契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第15条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 損害を証明する書類

④ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書

⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑥ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

⑦ その他当会社が(5)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) (1)の請求について、当会社は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うことを求めることができます。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合

② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(5) 当会社は、第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から、第13条（保険金の支払時期）の規定を準用して損害賠償額を支払います。

(6) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者

(7) (6)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

(注1) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第16条（損害賠償請求権の行使期限）

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第17条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第9条（当会社による援助）または第10条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額の範囲内（注1）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け

② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託

③ ②の供託金の、その供託金に付されるると同率の利息による被保険者への貸付け

(2) (1)(3)により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第7条（保険金の支払額）①ただし書

② 第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）②ただし書

③ 第11条⑦ただし書

(4) (1)の供託金（注2）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注2）の限度で、(1)の当会社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 第12条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額の範囲内

同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

第18条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注1）について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が①の先取特権を行なったことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を買収の目的とし、または②③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権

第6条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第19条（代位権）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額	
① 当会社が損害額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額	
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 被保険者が取得した債権の額 — 損害額および費用のうち保険金が支払われていない額	

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第20条（重大事由による解除に関する特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）の規定のほか、次のとおり取り扱います。

① 当会社は、被保険者が、普通保険約款基本条項第3節第2条①③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

② 普通保険約款基本条項第3節第2条①③に規定する事由による解除、または①の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、同条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、同条項第3節第2条①③に規定する事由または①の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

③ 普通保険約款基本条項第3節第2条①③に規定する事由による解除、または①の規定による解除がなされた場合は、②の規定は、次のいずれかに該当する損害または費用については適用しません。

ア. 同条項第3節第2条①③ア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用

イ. 同条項第3節第2条①③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する被保険者に生じた第6条（支払保険金の範囲）①に規定する損害賠償金の損害

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

住宅内生活用動産特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう（注）、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注) 骨とう 希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
再調達額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属等については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
敷地内	囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の建物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みません。
乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車船券または航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注) 乗車船券または航空券 定期券は除きます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみしません。 ① ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 ② 第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故が発生し、その後作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 ③ 第1条(1)の事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合
宅配物	荷受人に配達された荷物をいい、その荷物を保管する無人受け渡しシステムを備えた動産である宅配ボックス等を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
被災世帯	第1条（保険金を支払う場合）(2)(3)の損害が生じた世帯または法人をいいます。
費用保険金	臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および失火見舞費用保険金をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害保険金または同条(2)に規定する費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、日本国内における偶然な事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、この特約に従い、次に掲げる費用に対して費用保険金を支払います。

費用保険金の区分	費用
① 臨時費用保険金	(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用
② 残存物取片づけ費用保険金	(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物取片づけ費用
③ 失火見舞費用保険金	次のア、イの事故によって、イ、の損害が生じた場合は、それによって生ずる見舞金等の費用 ア、保険の対象または保険の対象を収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（注1）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注2）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 イ、第三者（注1）の所有物（注3）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(注1) 第三者

保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

(注2) 被保険者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

(注3) 所有物

動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものにかぎります。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれら者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、その者が受け取るべき金額にかぎります。

③ 被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。

④ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

⑤ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。

⑥ 保険の対象である生活用動産が被保険者の居住の用に供される保険証券記載の建物（注3）外にあ

- る間に生じた事故。ただし、敷地内（注4）に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車（注5）に生じた事故による損害または費用については保険金を支払います。
- ⑦ 運送業者または託送の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑧ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損害または費用については保険金を支払います。
- ⑨ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注6）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由
- ⑩ ねずみ食い、虫食い等
- ⑪ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、建物の外側の部分（注7）が第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故によって破損することにともない、その破損部分から建物の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害または費用については保険金を支払います。
- ⑫ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災、破裂または爆発による損害または費用については保険金を支払います。
- ⑬ 保険の対象の置き忘れ（注8）または紛失（注9）
- ⑭ 詐欺または横領
- ⑮ 土地の沈下、隆起、移動、振動等
- ⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については保険金を支払います。
- ⑰ 楽器の弦（注10）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は、保険金を支払います。
- ⑱ 楽器の音色または音質の変化
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用（注11）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注12）もしくは核燃料物質（注12）によって汚染された物（注13）の放射性、爆発性
その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他の単なる外観の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害または費用
- ② 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（注14）を負うべき損害または費用（注15）
- ③ 保険の対象に対する加工、修理等の作業（注16）上の過失または技術の拙劣によって生じた損害または費用。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害または費用については、保険金を支払います。
- (注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 被保険者の居住の用に供される保険証券記載の建物
保険の対象である生活用動産を収容している物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- (注4) 敷地内
この特約の＜用語の定義＞の規定にかかわらず、保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、団いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
- (注5) 自転車および原動機付自転車
自転車または原動機付自転車の付属品（注17）を含みます。
- (注6) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注7) 建物の外側の部分
外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (注8) 置き忘れ
保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。
- (注9) 置き忘れ（注8）または紛失
置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- (注10) 楽器の弦
ピアノ線を含みます。
- (注11) 損害または費用
(2)のいずれかの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害または費用、および発生の原因がいかなる場合であっても、同条の事故が(2)のいずれかの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
- (注12) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注13) 核燃料物質（注12）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注14) 契約上の責任
保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
- (注15) 法律上または契約上の責任（注14）を負うべき損害または費用
その保険の対象に生じた損害または費用にかぎります。
- (注16) 加工、修理等の作業
点検、調整または試運転を伴う場合は、これらを含みます。
- (注17) 付属品
実際に定着（注18）または装備（注19）されているか否かを問わず、定着（注18）または装備（注19）することを前提に設計または製造されたものをいいます。
- (注18) 定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状

態をいいます。

(注19) 装備

備品として備え付けられている状態をいいます。

第3条 (保険の対象およびその範囲)

(1) 保険の対象は、日本国内に所在する被保険者の居住の用に供される保険証券記載の建物に収容されている被保険者が所有する生活用動産（注1）とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 自動車、船舶（注2）、航空機およびこれらの付属品（注3）
- ② 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（注4）に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。
- ③ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
- ④ 動物、植物等の生物
- ⑤ 稿本、設計書、図案、証書（注5）、帳簿その他これらに類する物
- ⑥ 移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス
- ⑧ 商品・製品等
- ⑨ 業務用の什器・備品等
- ⑩ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物（注6）
- ⑪ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品（注3）
- ⑫ その他下欄記載の物

(3) 建物と生活用動産の所有者が異なる場合において、畳、建具その他これらに類する物または電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備で被保険者の所有する物は、保険の対象に含まれます。

(注1) 保険証券記載の建物に収容されている被保険者が所有する生活用動産

生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他付属建物に収容される生活用動産ならびに敷地内（注7）に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車（注8）は、生活用動産に含まれます。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注3) 付属品

実際に定着（注9）または装備（注10）されているか否かを問わず、定着（注9）または装備（注10）することを前提に設計または製造されたものをいいます。

(注4) 生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等

小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。

(注5) 証書

公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。

(注6) プログラム、データその他これらに類する物

OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害保険金が支払われる場合にかぎり、保険の対象に含むものとします。

(注7) 敷地内

この特約の＜用語の定義＞の規定にかかわらず、保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、問い合わせの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

(注8) 自転車および原動機付自転車

自転車または原動機付自転車の付属品（注3）を含みます。

(注9) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注10) 装備

備品として備え付けられている状態をいいます。

第4条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注）の子

(2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第5条 (損害額の決定)

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払うべき損害額は、次のとおりとします。

区分	損害額
① 損害の生じた保険の対象について、修理が不可能な場合	再調達価額（注1）
② ①以外の場合	次の算式により算出された額 修理費（注2） - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

(2) 盗難によって生じた損害（注3）については、盗取されたこの特約の保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。また、切手および印紙の損害額については、その料額によつ

- て定めます。
- (3) 損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段に要する費用（注4）をもって損害額とします。
- (4) 保険の対象の格落損（注5）は損害額に含みません。
- (5) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)から(4)までの規定によって損害額を決定します。
- (6) 保険契約者または被保険者が次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(5)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

費用の区分	費用の内容
① 損害防止費用	第9条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	第9条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

- (7) (1)から(6)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額（注1）を超える場合は、その再調達価額（注1）をもって損害額とします。
- (8) (1)から(7)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(6)①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (9) (1)から(8)までの規定にかかわらず、保険の対象が交通機関の定期券の場合において、(3)に規定する再発行等の手段による再取得ができないときは、その定期券の残存有効期間に対する価額（注6）および保険契約者または被保険者が負担した(6)①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (10) 生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（注7）に盗難による損害が生じた場合において、それらのものの損害額の合計が5万円を超えるときは、5万円をもって損害額とします。
- (11) 1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等に損害が生じた場合において、その損害額が30万円を超えるときは、30万円をもって損害額とします。
- (注1) 再調達価額
保険の対象が貴金属等である場合は時価額とします。
- (注2) 修理費
損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。
- (注3) 盗難によって生じた損害
盗取されたこの特約の保険の対象が貴金属等以外の場合は再調達価額を、貴金属等の場合は時価額を限度とします。
- (注4) 再発行等の手段に要する費用
交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。
- (注5) 格落損
価格の下落をいいます。
- (注6) 定期券の残存有効期間に対する価額
取得額に残存期間に応じて日割をもって算出した額をいいます。
- (注7) 生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等
第3条（保険の対象およびその範囲）(2)②ただし書きに規定するものをいいます。

第六条（損害保険金の支払額）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき額は、1回の事故につき、次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{前条の損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

第七条（損害保険金の限度）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注ごとに）に保険金額をもって限度とします。

(注) 契約年度

初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第八条（費用保険金の支払額）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(2)の費用保険金として支払うべき額は、それぞれ次のとおりとします。

費用保険金の区分	費用保険金の支払額
① 臨時費用保険金	第1条(1)の損害保険金の10%に相当する額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。なお、当会社は、臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。
② 残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額。ただし、第1条(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とします。なお、当会社は、残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
③ 失火見舞費用保険金	被災世帯の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額。ただし、1回の事故につき、保険金額（注1）の20%に相当する額を限度とします。なお、当会社は、失火見舞費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

(注1) 保険金額

保険金額が再調達価額（注2）を超える場合は、再調達価額（注2）とします。

(注2) 再調達価額

保険の対象が貴金属等である場合は時価額とします。

第九条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行し

なければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア、損害発生の日時、場所、損害状況および損害の程度 イ、アの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 保険の対象が盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出ること。また、次のいずれかに該当する場合はそれぞれ次の届出をただちに行うこと。 ア、盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出 イ、盗難にあった保険の対象が預貯金証書の場合は、その預貯金先への届出 ウ、盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関もしくは宿泊施設または発行者への届出	
④ 他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ 保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし必要な応急の仮手当てを行う場合を除きます。	
⑧ ①から⑦までのほか、次のことを履行すること。 ア、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ、当会社が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 小切手の振出人
被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第10条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盗難届出証明書にかぎります。

⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類

⑥ のその他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注3）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の親族（注3）のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造したまま変造した場合
- (注1) 公の機関
やむを得ない場合は、第三者とします。
- (注2) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注3) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第11条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があり、それらの支払責任額の合計額が、第5条（損害額の決定）に規定する損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{第5条に規定する}} - \boxed{\text{再調達価額基準の他の保険契約等(注2)によって既に支払われている保険金または共済金の額}} = \boxed{\text{時価額基準の他の保険契約等(注3)によって支払われるべき保険金または共済金の額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) 第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があり、それぞれの支払責任額の合計額が、費用保険金の区分ごとに下表に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

<支払限度額表>

費用保険金の区分	支払限度額
① 第1条(2)①の臨時費用保険金	1回の事故について、1敷地内ごとに100万円。ただし、他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
② 第1条(2)②の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
③ 第1条(2)③の失火見舞費用保険金	1回の事故について、20万円に被災世帯の数を乗じて得た額。ただし、他の保険契約等に1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額に被災世帯の数を乗じて得た額とします。

(注1) 第5条に規定する損害額

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

(注2) 再調達価額基準の他の保険契約等

再調達価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

(注3) 時価額基準の他の保険契約等

時価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

第13条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収に要した費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。

(3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

(4) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の再調達価額（注1）に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注2）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(5) (2)または(4)のただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。

(注1) 再調達価額

保険の対象が貴金属等である場合は時価額とします。

(注2) 保険金に相当する額

回収に要した費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第15条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被保険者が取得した 債権の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害額および費用のうち保険金 が支払われていない額</div>

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第16条（重大事由による解除に関する特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）の規定のほか、次のとおり取り扱います。

① 当会社は、被保険者が、普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

② 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③に規定する事由による解除、または①の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、同条項第3節第2条(1)③に規定する事由または①の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

③ 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③に規定する事由による解除、または①の規定による解除がなされた場合は、②の規定は、同条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

弁護士費用特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
起訴等	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条に定める公訴をいい、少年法（昭和23年法律第168号）第3条に定める審判を含みます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
刑事案件等	被保険者に対して行われる刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく科刑等を決定するための手続きに関する事件をいい、少年事件を含みます。
刑事弁護士費用等	刑事案件等に関する争訟について、当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。ただし、刑事法律相談費用等を除きます。 ① 弁護士への報酬 ② 裁判所に対して支出した訴訟費用 ③ その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第93条に定める保釈に伴う保証金を除きます。
刑事法律相談費用等	当会社の同意を得て支出した刑事案件等に関して弁護士が行う弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条の「その他一般の法律事務」に基づく法律相談（注）の対価として生じた費用をいいます。 (注) 法律相談 接見等にかかる日当およびその他の費用を含み、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第30条に定める選任された弁護人が選任後に行う接見等のために要した費用を除きます。
原因事故	紛争の原因となった偶然な事故または事由をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

交通乗用具	下表のいずれかに該当するものをいいます。	
	分類	交通乗用具
	軌道上を走行する陸上の乗用具	<p>汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。</p> <p>（注） ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</p>
	軌道を有しない陸上の乗用具	<p>自動車（注1）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注2）。ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注3）、ペダルのない二輪遊具等は含みません。</p> <p>（注1） 自動車 スノーモービルを含みます。</p> <p>（注2） 歩行補助車 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。</p> <p>（注3） キックボード 原動機を用いるものを除きます。</p>
	空の乗用具	航空機。ただし、ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は含みません。
	水面上の乗用具	<p>船舶（注）。ただし、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は含みません。</p> <p>（注） 船舶 ヨット、モーターボート、水上バイク、ポートおよびカヌーを含みます。</p>
	その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道。ただし、立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は含みません。
勾留等	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第60条に定める勾留をいい、少年法（昭和23年法律第168号）第17条に定める観護の措置を含みます。	
裁判員裁判	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づく裁判をいいます。	
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みません。	
借地または借家に関する紛争	<p>被保険者が賃借人となる借地または借家の賃貸借契約において発生した、地代、賃料、敷金、礼金、契約期間またはその他契約に関する事由を原因事故とする紛争をいいます。ただし、被保険者からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（注1）に関する紛争を含みません。なお、原因事故の発生の時は、賃貸借契約に関するこれらの事由が発生した時（注2）とします。</p> <p>（注1） 賃貸借契約の条件交渉 賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。</p> <p>（注2） 事由が発生した時 被保険者が通知を受けることによって紛争の発生を知った場合は、その通知を初めて受領した時とします。</p>	
少年事件	被保険者に対して行われる少年法（昭和23年法律第168号）に基づく処分等を決定するための手続きに関する事件をいいます。	
人格権侵害に関する紛争	<p>被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為（注1）またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことを原因事故とする紛争をいいます。ただし、相談窓口等への届出（注2）の事実を客観的に証明できる紛争にかぎります。なお、原因事故の発生の時は、被保険者がこれらの精神的苦痛を初めて被った時とします。</p> <p>（注1） ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条に定める「つきまとい等」のうち、被保険者に対する行為をいいます。</p> <p>（注2） 相談窓口等への届出 警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口またはこれらに代わる機関への届出、申立もしくは相談をいいます。</p>	

接見等	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第39条に定める接見をいい、少年法（昭和23年法律第168号）第17条に定める観護の措置により弁護士が少年鑑別所に収容された被保険者に対して行う面会を含みます。
対人事故	日本国内において、保険期間中に被保険者が自動車等を所有、使用または管理することに起因して発生した偶然な事故により、他人の生命または身体を害することをいいます。
逮捕	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条、第210条および第213条に定める逮捕をいいます。
他の保険契約等	紛争解決弁護士費用条項第1条（保険金を支払う場合）または刑事弁護士費用条項第1条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	保険金請求権者に対し、紛争解決弁護士費用条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の紛争に関する法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
犯罪行為	刑法（明治40年法律第45号）第38条に定める罪を犯す意思のある行為をいい、過失による行為を含みません。
被害事故に関する紛争	次のいずれかに該当する被害が生じたことを原因事故とする紛争をいいます。 ① 被保険者の生命または身体が害されること（注1）。 ② 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損、汚損または盗取（注2）されること。 (注1) 生命または身体が害されること 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。 (注2) 盗取 詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。なお、この場合における原因事故の発生の日は、盗取の原因となる財物の占有移転があった日とします。
被保険者	紛争解決弁護士費用条項第5条（被保険者）または刑事弁護士費用条項第4条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。
紛争	保険金請求権者が法律相談、書類作成または弁護士等への委任による解決を要する状態をいいます。
紛争解決弁護士費用等	弁護士等への委任により紛争を解決するために、当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。ただし、紛争解決法律相談・書類作成費用を除きます。 ① 弁護士等への報酬 ② 裁判所に対して支出した訴訟費用 ③ あっせんまたは仲裁を行う機関（注）に対して支出した仲裁、和解または調停に要した費用 ④ その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 (注) あっせんまたは仲裁を行う機関 申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
紛争解決法律相談・書類作成費用	当会社の同意を得て支出した法律相談または書類作成に関する次の行為の対価として生じた費用をいいます。 ① 弁護士が行う、弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条の「その他一般の法律事務」に基づく法律相談 ② 司法書士が行う次の行為 ア. 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談 イ. 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第2号および同項第4号に規定する書類の作成 ③ 行政書士が行う次の行為 ア. 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第4号に規定する相談 イ. 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2および第1条の3第3号に規定する書類の作成
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
保険金	紛争解決弁護士費用条項においては、紛争解決弁護士費用保険金または紛争解決法律相談・書類作成費用保険金、刑事弁護士費用条項においては、刑事弁護士費用保険金または刑事法律相談費用保険金をいいます。
保険金請求権者	被害を被った紛争解決弁護士費用条項第5条（被保険者）に定める被保険者をいいます。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
略式命令	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第461条に定める略式命令をいいます。

第1章 紛争解決弁護士費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、原因事故によって発生した次のいずれかに該当する紛争について、保険金請求権者が弁護士等への委任を行った場合に、保険金請求権者が紛争解決弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、この条項に従い、紛争解決弁護士費用保険金を支払います。
- ① 被害事故に関する紛争
 - ② 人格権侵害に関する紛争
 - ③ 借地または借家に関する紛争
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、原因事故によって発生した(1)のいずれかに該当する紛争にかかる紛争解決法律相談・書類作成費用を負担することによって被る損害に対して、この条項に従い、紛争解決

法律相談・書類作成費用保険金を支払います。

- (3) 当会社は、(1)のいずれかに該当する紛争の原因事故が保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。
- (4) 当会社は(1)および(2)に規定する費用のうちこの保険契約に付帯された他の特約において支払われるものがある場合は、その費用に対しては保険金を支払いません。
- (5) この条項において、当会社は、同一の原因事故から生じた一連の紛争は、一つの紛争とみなし、最初の紛争が発生した時にすべての紛争が発生したものとみなします。
- (6) (1)および(2)に規定する紛争解決弁護士費用等および紛争解決法律相談・書類作成費用については、日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものにかぎります。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当会社は、次のいずれかに該当する原因事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意、重大な過失もしくは法令違反または契約違反によって発生した原因事故
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意、重大な過失もしくは法令違反または契約違反によって発生した原因事故。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発生した原因事故。ただし、自殺行為については、この条項で支払対象となる紛争の原因事故によって自殺し、かつ、その原因事故の発生時期等この条項の支払条件を満たすことが明らかな場合は保険金を支払います。
 - ④ 次のいずれかに該当する間に発生した被害事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで交通乗用具を運転している間
 - イ. 被保険者が法令に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で交通乗用具を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響を受けているおそれがある間
 - ⑤ 被保険者が、交通乗用具の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで交通乗用具に搭乗中に発生した原因事故
 - ⑥ 被保険者が自動車取扱業者である場合に、被保険者が業務として受託した自動車等に搭乗中に発生した被害事故
 - ⑦ 被保険者もしくは被保険者の使用者が営む事業に使用される財物、またはその事業に関連して預託を受けている財物について生じた原因事故。ただし、その財物が自動車等または自動車等に積載（注3）中の財物である場合は保険金を支払います。

（注1） 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 積載

車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容、または車室外積載装置（注4）に固定もしくは収納することをいいます。

（注4） 車室外積載装置

自動車等の屋根、トランク上等の車室外に設置された、荷物を固定または収納するための装置をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由または紛争によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 被保険者が自動車等を競技もしくは曲技（注3）のために使用すること、または、競技もしくは曲技（注3）を行うことを目的とする場所において使用（注4）すること。
- ⑧ 被保険者が所有、使用または管理する財物に存在する欠陥、自然の消耗もしくは劣化（注5）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等
- ⑨ 被保険者が所有、使用または管理する財物の偶然な外來の事故に直接起因しない電気的損害または機械的損害
- ⑩ 差し押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- ⑪ 被保険者に対する刑の執行
- ⑫ 被保険者が受けた次の行為（注6）による被害事故に関する紛争
 - ア. 医師、歯科医師、獣医師、助産師またはこれららの業務の補助者が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病的予防
 - イ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - ウ. 身体の美容または整形
- ⑬ あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復その他これらに類似のもの
- ⑭ 次の事由による被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争
 - ア. 環境汚染（注7）。ただし、急激かつ偶然な事故による環境汚染（注7）の場合は保険金を支払います。
 - イ. 石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性物質その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事由
 - ウ. 外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性の作用
 - エ. 電磁波障害
 - オ. 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由
 - ⑯ 債務整理および金銭消費貸借契約に基づく行為（注8）。ただし、盗取（注9）による被害事故が生じた場合は保険金を支払います。
 - ⑰ 被保険者の職務遂行に関する紛争
 - ⑱ 被保険者の職場におけるいじめまたは嫌がらせによる精神的苦痛に関する紛争

- (注 1) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注 2) 核燃料物質(注 1)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注 3) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注 4) 競技もしくは曲技(注 3)を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
- (注 5) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注 6) 行為
不作為を含みます。
- (注 7) 環境汚染
流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ、被害事故に関する紛争が発生するおそれがある状態をいいます。
- (注 8) 金銭消費貸借契約に基づく行為
過払金の返還請求を含みます。
- (注 9) 盗取
詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。

第4条 (保険金を支払わない場合—その3)

- (1) 当会社は、被保険者と次のいずれかに該当する者との間で発生した紛争である場合は、保険金を支払いません。
 - ① 次条(1)①から④までに規定する被保険者
 - ② 被保険者の父母、配偶者または子
 - ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合にかぎります。
- (2) 当会社は、保険金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求等またはこれにかかる法律相談を行う場合は、それにより生じた費用に対しては保険金を支払いません。
 - (注) 業務
家事を除きます。

第5条 (被保険者)

- (1) この条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、原因事故発生の時におけるものをいいます。

第6条 (個別適用)

この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が1回の原因事故につき支払うべき紛争解決弁護士費用保険金の額は、別表1に定める金額に消費税を加えた額の範囲内で支払うものとし、被保険者1名につき300万円を限度とします。
- (2) 当会社が1回の原因事故につき支払うべき紛争解決法律相談・書類作成費用保険金の額は、被保険者1名につき10万円を限度とします。

第8条 (事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が第1条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当する紛争にかかる弁護士等への委任を行う場合は、その弁護士等への委任について、委任契約の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が第1条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当する紛争にかかる紛争解決弁護士費用等または紛争解決法律相談・書類作成費用を支出しようとする場合は、あらかじめ当会社に次の事項について書面等で通知しなければなりません。
 - ① 紛争の相手方の氏名およびその者に関する有する情報
 - ② その他当会社が必要と認める事項
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合

第9条 (保険金請求権者の協力)

- (1) 保険金請求権者は、当会社の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (2) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

- (1) この条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が紛争解決弁護士費用等または紛争解決法律相談・書類作成費用を支出した時から発生し、これを行えることができるものとします。
- (2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める紛争状況申告書
 - ④ 原因事故の内容を確認できる客観的書類
 - ⑤ 紛争解決弁護士費用等または紛争解決法律相談・書類作成費用を支出した事実、日付およびその額を証明する客観的書類
 - ⑥ 弁護士等の委任契約書
 - ⑦ 裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し
 - ⑧ 調停調書、和解調書、審判書、示談書または判決書その他これに代わるべき書類
 - ⑨ 保険金請求権者の印鑑証明書
 - ⑩ 被相続人の戸籍謄本
 - ⑪ 法定相続人の戸籍謄本

- ② 当会社が、紛争解決弁護士費用または紛争解決法律相談・書類作成費用にかかる弁護士、司法書士または行政書士に照会し、事案の内容の説明を求めてることについての保険金請求権者からの同意書
- ③ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ④ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、原因事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または保険金請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険金請求権者が2名以上の場合の保険金の請求については、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合
- (注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

実際に発生した紛争解決弁護士費用等または紛争解決法律相談・書類作成費用の額	-	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額	= 保険金の額
---------------------------------------	---	-------------------------	---------

- (3) (1)および(2)の規定は、紛争解決弁護士費用保険金と紛争解決法律相談・書類作成費用保険金とに区分して、それぞれ別に適用します。

第12条（支払保険金の返還）

当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った紛争解決弁護士費用保険金について、それぞれ下表に定める額の返還を請求することができます。

区分	当会社が返還を請求することができる額
① 弁護士等への委任取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合	返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
② 原因事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイ、アの額がア、イの額を超過するとき。 ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士等に支払った費用の全額 イ. 判決で確定された弁護士費用等の額と当会社が第1条の規定により既に支払った保険金の合計額	左記イ、アの額から左記ア、イの額を差し引いた超過額に相当する金額。ただし、第1条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金請求権者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるること。
ウ. 反社会的勢力（注1）を不適に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

- オ、その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者または保険金請求権者が、(1)③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者または保険金請求権者に係る部分（注2）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかるわらず、(1)または(2)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③および(2)のいずれにも該当しない被保険者または保険金請求権者に生じた損害または費用については適用しません。
- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（注3）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) その被保険者または保険金請求権者に係る部分
該当する保険金請求権者が死亡した被保険者の法定相続人の場合は、その被保険者に係る部分をいいます。
- (注3) 暴力団員
暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第14条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア、左記の支払った保険金の額 イ、保険金請求権者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア、左記の支払った保険金の額 イ、次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険金請求権者が取得した債権の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害の額のうち保険金が支払われていない額</div>

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および保険金請求権者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条（準用規定）

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 刑事弁護士費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、対人事故が発生し、その直接の結果として次のいずれかに該当した場合に、被保険者が刑事弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、この条項に従い、刑事弁護士費用保険金を支払います。
- ① 被保険者が逮捕された場合
② ①以外の場合で、生命または身体を害された者が死亡したとき。
③ ①および②以外の場合で、被保険者が起訴等をされたとき。ただし、略式命令の請求がなされた場合を除きます。
- (2) 当会社は、被保険者が対人事故にかかるる刑事法律相談費用等を負担することによって被る損害に対して、この条項に従い、刑事法律相談費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は(1)および(2)に規定する費用のうちこの保険契約に付帯された他の特約において支払われるものがある場合は、その費用に対しては保険金を支払いません。
- (4) この条項において、当会社は、同一の原因から生じた一連の対人事故は、一つの対人事故とみなし、最初の対人事故が発生した時にすべての対人事故が発生したものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
② 記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑤ 台風、洪水または高潮
⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
⑧ ③から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑨ 自動車等を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(注1) 保険契約者

- 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質(注2)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 競技もしくは曲技(注4)を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

- 当会社は、次のいずれかに該当する対人事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた対人事故
② 次のいずれかに該当する間に生じた対人事故
ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
エ. 被保険者が、自動車等の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、その自動車等を運転している間

第4条(被保険者)

- この条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
② 自動車等を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
ア. 記名被保険者の配偶者
イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第5条(個別適用)

この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第2条(保険金を支払わない場合—その1)①の規定を除きます。

第6条(保険金の支払額)

- (1) 当会社が1回の対人事故につき支払うべき刑事弁護士費用保険金の額は、別表2に定める金額に消費税を加えた額の範囲内で支払うものとし、被保険者1名につき150万円を限度とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者に対して裁判員裁判が行われた場合で、2名以上の弁護士が選任されたときは、弁護士1名ごとに別表2に定める金額に消費税を加えた額の範囲内で刑事弁護士費用保険金を支払うものとし、被保険者1名につき300万円を限度とします。ただし、選任された弁護士が2名を超える場合は、弁護士2名分を限度とします。
(3) 当会社が1回の対人事故につき支払うべき刑事法律相談費用保険金の額は、被保険者1名につき10万円を限度とします。ただし、接見等にかかる日当は、別表2に定める金額に消費税を加えた額の範囲内で支払うものとします。

第7条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、対人事故により刑事案件等に関する争訟となった場合は、その弁護士への委任について、委任契約の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
(2) 保険契約者または被保険者は、被保険者が対人事故により刑事弁護士費用等または刑事法律相談費用等を支出しようとする場合は、あらかじめ当会社に次の事項について書面等で通知しなければなりません。
① 被疑者または被告人を特定するための情報
② その他当会社が必要と認める事項
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合
② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合

第8条(被保険者の協力)

- (1) 被保険者は、当会社の求めに応じ、訴訟の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
(2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(保険金の請求)

- (1) この条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が刑事弁護士費用等または刑事法律相談費用等を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
① 保険金請求書
② 保険証券
③ 対人事故の内容を確認できる客観的書類
④ 刑事弁護士費用等または刑事法律相談費用等を支出した事実、日付およびその額を証明する客観的書類
⑤ 弁護士委任契約書
⑥ 裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し
⑦ 調停調書、和解調書、審判書、示談書または判決書その他これに代わるべき書類
⑧ 被保険者の印鑑証明書
⑨ 当会社が、刑事弁護士費用等または刑事法律相談費用等にかかる弁護士に照会し、事案の内容の説明を求めるについての被保険者からの同意書
⑩ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
⑪ その他当会社が普通保険契約基本条項第6節第2条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
 - (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
 - (5) 当会社は、対人事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - (6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合
- (注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{実際に発生した刑事弁護士費用等} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}}$$

- (3) (1)および(2)の規定は、刑事弁護士費用保険金と刑事法律相談費用保険金とに区分して、それぞれ別に適用します。

第11条（支払保険金の返還）

当会社は、次のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った刑事弁護士費用保険金について、それぞれ下表に定める額の返還を請求することができます。

区分	当会社が返還を請求することができる額
① 弁護士への委任取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合	返還された着手金の額に相当する金額。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
② 対人事故に関する刑事事件等の結果が無罪とされ、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第188条の2に基づき、被保険者がその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイ. の額がア. の額を超過するとき。 ア. 被保険者がその訴訟について弁護士に支払った費用の全額 イ. 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第188条の2に基づき支払われた弁護士費用等の額と当会社が第1条の規定により既に支払った保険金の合計額	左記イ. の額から左記ア. の額を差し引いた超過額に相当する金額。ただし、第1条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第12条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不正に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (2) 当会社は、被保険者が、(1)③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)または(2)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場

合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③および(2)のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用については適用しません。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準備構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 暴力団員

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第13条（代 位）

(1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 保険金請求権者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険金請求権者が取得した債権の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害の額のうち保険金が支払われていない額</div>

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および保険金請求権者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求める場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条（準用規定）

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1 紛争解決弁護士費用保険金算定基準

当会社が支払う紛争解決弁護士費用保険金については、それぞれ次の規定に従い算出します。ただし、保険金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は別に定めるところによります。

1. 着手金

(1) 弁護士等に委任した原因事故にかかる損害賠償請求等手続きについて、対象の経済的利益の額に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。ただし、経済的利益の額の算定が困難な場合は、過去の判例等に基づき合理的に推定される金額のうち最も少ない金額を経済的利益の額として仮に定めて、その額を基準として計算された着手金を当時の着手金とし、2. に定める報酬金を支払う段階で不足額を調整することができます。

経済的利益の額	限度額（注）
① 125万円以下の場合	10万円
② 125万円を超える300万円以下の場合	経済的利益の額×8%
③ 300万円を超える3,000万円以下の場合	経済的利益の額×5%+9万円
④ 3,000万円を超える3億円以下の場合	経済的利益の額×3%+69万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益の額×2%+369万円

(2) (1)の経済的利益の額は原因事故の内容および被保険者が原因事故によって被った損害について、弁護士等への依頼時の資料から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。ただし、下表に掲げる金額とします。

区分	経済的利益の額
事件の性質から経済的利益の額の計算が不能な場合	800万円
継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。 ただし、期間不定のものは、7年分の額とします。
賃料増減額請求事件	増減部分の7年分の額

(3) (1)の規定にかかわらず、借地非訟事件の着手金は下表に掲げる金額を限度額とします。

区分	限度額
① 借地権の額が5,000万円以下の場合	20万円以上50万円以下とします。
② 借地権の額が5,000万円を超える場合	①の限度額に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額

(4) (1)の経済的利益の額には次のいずれかに該当する金額を含みません。

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保険法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額または既に支払われた金額

② 賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険者、共済者からの事前提示に基づき支払が予定される保険金もしくは共済金の額または既に支払われた保険金もしくは共済金の額

③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

(5) 同一の原因事故にかかる損害賠償請求手続きに関し、次のいずれかに該当する場合で当会社が妥当と認めたときは、(1)の額の25%に相当する額を限度に増額することができます。

- ① 弁護士等が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟を受任する場合
 - ② 弁護士等が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟を受任する場合
 - ③ 弁護士が、第1審から引き続いて控訴審を受任する場合
 - ④ 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合
- (6) 同一の原因事故にかかる損害賠償請求手続きに関し、弁護士等がその争訟の解決までに、(5)の複数の手続きを受任する場合は、すべての手続きを通じての着手金の合計額を、(1)の額の50%に相当する額を限度に増額することができます。ただし、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事務処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当会社が妥当と認めた場合は50%を超える額とすることができます。

- (7) 同一の原因事故にかかる損害賠償請求手続きに関し、弁護士等が調査から引き続き、示談交渉、調停、仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合は、(1)の着手金の額から、既に受け取っていた調査手数料の額を差し引くこととします。

(注) 限度額

原因事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、限度額に規定する額を上回ることが妥当と当会社が認めた場合は、30%の範囲内で増額ができるものとします。

2. 報酬金

- (1) 弁護士等への委任によって取得した経済的利益の額に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。

経済的利益の額	限度額（注1）
① 300万円以下の場合	経済的利益の額×16%（注2）
② 300万円を超える場合	経済的利益の額×10%+18万円
③ 3,000万円を超える場合	経済的利益の額×6%+138万円
④ 3億円を超える場合	経済的利益の額×4%+738万円

- (2) (1)の経済的利益は保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士等が行った損害賠償請求手続きにより取得することができた額をいいます。ただし、下表に掲げる金額とします。

区分	経済的利益の額
事件の性質から経済的利益の額の計算が不能な場合	800万円
継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。 ただし、期間不定のものは、7年分の額とします。
賃料増減額請求事件	増減部分の7年分の額
借地非訟事件・申立の認容	借地権の額の2分の1
借地非訟事件・相手方の介入認容	財産上の給付額の2分の1

- (3) (1)の経済的利益の額には次のいずれかに該当する金額を含みません。

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額または既に支払われた金額
- ② 賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険者、共済者からの事前提示に基づき支払が予定される保険金もしくは共済金の額または既に支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

- (4) 同一の弁護士が引き続き上訴審を受任した場合は、最終審の報酬金のみを支払います。

(注1) 限度額

原因事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、限度額に規定する額を上回ることが妥当と当会社が認めた場合は、30%の範囲内で増額ができるものとします。

(注2) 経済的利益の額×16%

経済的利益の額が125万円以下の場合は、事案の難易度等に応じて20万円まで増額することができます。

3. 時間制報酬

- (1) 弁護士等に委任した原因事故にかかる損害賠償請求手続きの事務処理に実際に要した時間（注1）1時間あたり2万円を限度額とし、1回の原因事故につき、30時間分を上限とします。ただし、原因事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、当会社が妥当と認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

- (2) 同一の原因事故について着手料、報酬金、自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料および日当と時間制報酬を同時に請求することはできません。

- (3) 事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士等が法律事務を処理するために社会通念上必要かつ妥当と当会社が認めた時間にかぎるものとし、弁護士等から提出された執務内容報告書（注2）により確認するものとします。

(注1) 事務処理に実際に要した時間

書面作成、裁判所への出頭、保険金請求権者との打合せ、賠償義務者との交渉、法律・事実関係の調査等の、弁護士等が法律事務を処理するために要する時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間、執務内容報告書の作成に要した時間、弁護士等の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。

(注2) 執務内容報告書

執務内容の詳細および執務時間が1分単位で記載されたものにかぎります。なお、原則として毎月1回提出するものとします。

4. 手数料

- (1) 弁護士等が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、下表に掲げる金額を限度とします。

支払われるべき金額	限度額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

- (2) (1)以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. 日当

弁護士等が事務処理にあたり遠方に移動する必要がある場合（注）の日当は、1日につき下表に掲げる金額を限度とします。

目的地までの所要時間	限度額
往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
往復7時間を超える場合	10万円

（注）遠方に移動する必要がある場合

事務処理のために必要もしくは有益な事務処理に伴う移動であると当会社が認めた場合または裁判所もしくは公的紛争機関の期日への出席もしくは現地調査をした場合をいいます。

6. その他の費用

1. から5.まで以外のその他の費用については、社会通念上必要かつ妥当な実費等（注）とします。

（注）実費等

収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた額をいいます。

別表2 刑事弁護士費用保険金算定基準

当会社が支払う刑事弁護士費用保険金または刑事法律相談費用保険金については、それぞれ次の規定に従い算出します。ただし、被保険者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は別に定めることとあります。

1. 着手金

(1) 弁護士に委任する内容に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。

弁護士に委任する内容	限度額
① 少年事件の場合	20万円
② 被保険者が起訴等（注）をされる前に委任した場合	
③ 被保険者が起訴等（注）をされた後に委任した場合	30万円
④ 被保険者に対する訴訟が裁判員裁判の場合	50万円。ただし、②または③により支払われる保険金がある場合は、その額を50万円から差し引いた額を限度とします。

(2) 次のいずれかに該当する場合で当会社が妥当と認めたときは、(1)の着手金の額に下表に掲げる金額を限度に増額することができます。

区分	限度額
① 弁護士が、起訴等（注）の前から引き続いて公判を受任する場合。 ただし、(1)④の場合を除きます。	15万円
② 弁護士が、第1審から引き続いて控訴審を受任する場合	
③ 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合	
④ ①から③まで以外の場合で、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事務処理に要する手数の煩雑さ等の事情があるとき。	50万円

（注）起訴等

この特約の＜用語の定義＞の規定にかかわらず、少年法（昭和23年法律第168号）第3条に定める審判を含みません。

2. 報酬金

(1) 刑事事件等の結果に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。ただし、少年事件の場合で、少年法（昭和23年法律第168号）第3条に定める審判が行われたときは、その結果にかかわらず20万円を限度とします。

刑事事件等の結果		限度額
① 起訴等（注1）前	ア. 不起訴	20万円
	イ. 求略式命令	10万円
② 起訴等（注1）後	ア. 無罪	60万円
	イ. 賞金刑より重い刑を求刑された場合で、罰金刑に軽減されたとき。	40万円
③ 刑の執行猶予	ウ. 刑の執行猶予	30万円
	エ. イ. およびウ. 以外の場合で、求刑された刑から8割未満に軽減されたとき。	30万円
	オ. イ. からエ. まで以外の場合で、求刑された刑から軽減されたとき。	20万円
カ. 檢察官上訴が棄却された場合		30万円

(2) 次のいずれかに該当する場合で当会社が妥当と認めたときは、(1)の報酬金の額に下表に掲げる金額を限度に増額することができます。なお、(1)に該当する報酬金がない場合においても、下表に掲げる金額を限度として増額することができるものとします。

区分	限度額
① 弁護士の活動により被保険者が逮捕・勾留等（注2）の身体拘束から解放された場合	5万円
② 弁護士の活動により被保険者が勾留等（注2）を免れた場合	

(③) 弁護士が、公判を受任した場合で、公判開廷数が3回を超えたとき。	20万円
(④) 弁護士が、公判を受任した場合で、裁判員裁判のとき。	50万円
(⑤) ①から④まで以外の場合で、通常想定される範囲を超える事案の複雑さ、事務処理に要する手数の煩雑さその他考慮すべき特別な事情等があるとき。	70万円

(3) 同一の弁護士が引き続き上訴審を受任した場合は、最終審の報酬金のみを支払います。

(注1) 起訴等

この特約の<用語の定義>の規定にかかわらず、少年法（昭和23年法律第168号）第3条に定める審判を含みません。

(注2) 勾留等

この特約の<用語の定義>の規定にかかわらず、少年法（昭和23年法律第168号）第17条に定める観護の措置を含みません。

3. 日当

(1) 弁護士が、勾留等をされている被保険者に接見等を行う場合の日当は、1日につき下表に掲げる金額を限度とし、10日分かつ30万円を限度とします。

所要時間	限度額
往復2時間以内の場合	2万円
往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
往復7時間を超える場合	10万円

(2) (1)以外の日当で、弁護士が事務処理にあたり遠方に移動する必要がある場合（注）は、1日につき下表に掲げる金額を限度とします。

目的地までの所要時間	限度額
往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
往復7時間を超える場合	10万円

(注) 遠方に移動する必要がある場合

事務処理のために必要もしくは有益な事務処理に伴う移動であると当会社が認めた場合または裁判所もしくは公的紛争機関の期日への出席もしくは現地調査をした場合をいいます。

4. その他の費用

1. から3. まで以外のその他の費用については、社会通念上必要かつ妥当な実費等（注）とします。

(注) 実費等

収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費およびこれらに準ずるもので、委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた額をいいます。

ホールインワン・アルバトロス費用特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴（注）し、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (注) 他の競技者1名以上と同伴 公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内（注）に開催された祝賀会に要する費用をいいます。 (注) 3か月以内 祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から当会社にゴルフ競技を行う時期について告げ、当会社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。

他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入るなどを、その場で確認することをいい、アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入るなどを、その場で確認することをいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に(2)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に対して保険金額を限度に、この特約に従い、保険金を支払います。
- ① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を除きます。
 - ア. 貨幣、紙幣
 - イ. 有価証券
 - ウ. 商品券等の物品切手
 - エ. プリペイドカード（注1）
 - ② 祝賀会費用
 - ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用
 - ④ 同伴キャディに対する祝儀
 - ⑤ その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技の発展に資する費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。
- (2) (1)の規定により当会社が保険金を支払うべきホールインワンまたはアルバトロスとは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 次に規定する者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、次に規定する者のいずれかが目撃したものとします。
 - ア. 同伴競技者
 - イ. 同伴競技者以外の第三者（注2）
 - ② 記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
- （注1） プリペイドカード
被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものについては保険金を支払います。
- （注2） 同伴競技者以外の第三者
同伴者を含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

（注） 使用人
臨時雇いを含みます。

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、保険証券記載の被保険者の型に従い、下表の右欄記載の被保険者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注）の子
 - ⑤ 記名被保険者の同居の親族および別居の未婚（注）の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者対象外）	①および⑤

- (2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（注） 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第4条（保険金額の自動復元）

当会社が保険金を支払った場合においても保険金額は減額しません。

第5条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、ホールインワンもしくはアルバトロスを達成したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時および場所を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
② 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. ホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況 イ. ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所および状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名	
③ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。	
④ ①から③までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第6条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 被保険者が、保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券

③ 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

④ 次の者すべてが署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書。
ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスの場合には、次のいずれかの者とします。

- ア. 同伴競技者
イ. 第1条（保険金を支払う場合）(2)①イ. に規定する同伴競技者以外の第三者（注1）。ただし、⑤の証拠を提出できる場合を除きます。

⑤ 第1条(2)②に規定するホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等

⑥ 第1条(1)の費用の支払を証明する領収書

⑦ その他当会社が普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注3）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の親族（注3）のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 第三者

複数名存在する場合はいずれかの者とします。

(注2) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注3) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対し

てのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{支払限度額(注)}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 支払限度額

それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。

第8条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約または被保険者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)(3)のいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)(3)ア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

お手続きに関する特約

安心更新サポート特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続証等	保険契約の更新の証として当会社が交付する保険契約継続証等の書面をいいます。
更新後契約	第1条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
自動更新後契約	第2条（更新後契約の内容）(2)の規定により更新された契約をいいます。
制度または料率等	普通保険約款、特約、保険引受に関する制度、保険料率等をいいます。
通知締切日	満期日をいいます。
満期日	この保険契約の保険期間が満了する日をいいます。

第1条（保険契約の更新）

- (1) 満期日の属する月の前月の当会社所定の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、この保険契約は次条に定める内容で更新されるものとします。
- (2) 更新後契約の保険期間の初日は満期日とします。
- (3) (1)の規定によりこの保険契約が更新された場合は、当会社は、継続証等を交付します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、この保険契約更新の際に、当会社と保険契約者との間に継続証等を交付しないことについての合意がある場合（注）は、当会社は、継続証等の交付を省略できます。この場合は、契約内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を継続証等とみなします。
- (5) 更新後契約においては、継続証等を保険証券とみなして、更新後契約の普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。

(注) 継続証等を交付しないことについての合意がある場合

この保険契約がこの特約の規定により更新された保険契約である場合で、当会社がこの保険契約の継続証等を交付していないときを含みます。

第2条（更新後契約の内容）

- (1) 前条(1)の規定にかかわらず、通知締切日までに、次に定める条件をいずれも満たす場合は、この保険契約は、保険契約者が申し出た内容で更新されるものとします。
 - ① 当会社が、保険契約者に対して、更新後の内容についての提示を行うこと。
 - ② ①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に対して、更新後契約の内容の申出（注1）を行い、当会社がこれを承認すること。
- (2) (1)以外の場合は、この保険契約は、満期日と同一の内容（注2）にて更新されるものとします。
 - (注1) 申出
当会社の定める通信手段による申出を含みます。
 - (注2) 同一の内容
別表に定める内容を除きます。

第3条（更新後契約の保険料の取扱い）

更新後契約の保険料の払込みに関する取扱いは、更新後契約の普通保険約款および付帯される他の特約の定めるところによります。

第4条（更新後契約の告知義務）

- (1) 第1条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、次のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当会社に告げなければなりません。
 - ① 保険契約申込書等に記載した事項または継続証等に記載された事項のうち普通保険約款および特約に共通する用語の定義に定める告知事項に該当する事項に変更があったとき。
 - ② この保険契約の普通保険約款および付帯された他の特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。
- (2) (1)の告知については、更新後契約の普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）の規定を適用します。

<別表> 自動更新後契約に適用される内容（同一条件の例外）

項目	内 容
補償・保険金額および保険料関連	<p>(1) 特約に定める付帯条件により、この保険契約に付帯されている特約が自動更新後契約に付帯されないこと、またはこの保険契約に付帯されていない特約が自動更新後契約に付帯されることがあります。</p> <p>(2) 自動更新後契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の条件等、自動更新後契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合は、自動更新後契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。</p> <p>(3) 当会社は、自動更新後契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすること、またはこの保険契約に付帯されている特約と異なる特約を付帯することがあります。</p> <p>(4) (1)から(3)までのほか、当会社が制度または料率等を改定（注1）した場合は、次に定めるところによります。</p> <p>① 当会社は、自動更新後契約には、保険期間の初日における制度または料率等を適用するものとします。</p> <p>② 当会社は、自動更新後契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または付帯されている特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款を適用し、または特約を付帯することができます。</p> <p>(5) (1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、その変更の内容または変更がある旨を、継続通知（注2）により通知します。</p> <p>(注1) 改定 普通保険約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。</p> <p>(注2) 継続通知 保険契約者に対する書面等をいいます。</p>

インターネット特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
契約情報画面	契約情報入力画面および契約情報確認画面をいいます。
通信手段	インターネットその他の情報処理機器等の通信手段をいいます。
申込意思の表示	当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第1条（保険契約の申込み）

- 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、通信手段を媒介として、申込意思の表示を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
- (1)の規定を適用する場合は、当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、インターネットの専用画面において、次の手続きを行ふものとします。
 - 契約情報入力画面に定められた必要な事項を入力すること。
 - 契約情報確認画面に明示された内容を確認し、また、その内容に同意したうえで、契約情報画面を当会社へ送信すること。

- (3) (2)の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行ふものについては、契約承認画面を保険契約者に明示します。

第2条（契約情報画面が送信されない場合の取扱い）

保険契約者により契約情報画面が送信されない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

第3条（当会社への通知）

保険契約者または被保険者は、契約内容の変更等について、その手続きを通信手段により行なうことができます。ただし、当会社が通信手段により手続きが可能な事項として通信手段を介して明示した契約内容の変更等にかぎります。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料一括払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務、通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同第7節第5条（契約年齢誤りの取扱い）に定める追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。

第1章 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（クレジットカード払の特則）

- (1) 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。
- ① 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合
 - ② 当会社が①の申出を承認した場合
- (2) (1)の場合、当会社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
- ① 当会社がクレジットカード発行会社から(2)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
- (4) 当会社は、(3)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (5) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3)の規定にかかわらず、(2)の規定を適用します。

第3条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還ができるものとします。
- (2) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、クレジットカード発行会社を経由して返還ができるものとします。
- (3) (1)および(2)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の払込期日までに、保険料を一括して払い込まなければなりません。
- (2) (1)において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、(1)の払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときにおいては、その払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が前条(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みを怠った場合は、当会社は保険期間の初日以後に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領收前事故の特則）

- (1) 被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、保険料払込み前に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、保険料が払い込まれたものとしてその支払事由に対して保険金を支払います。
- ① 支払事由またはその原因が発生した日が第1条（保険料の払込み）(1)の払込期日以前であること。
 - ② 保険契約者が保険料を第1条(1)の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1条（保険料の払込み）(1)の払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が支払事由またはその原因が発生した日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合において、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその支払事由またはその原因による支払事由に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その支払事由またはその原因による支払事由に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、第1条（保険料の払込み）(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定めるところに従い、保険料を返還します。

第3章 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、変更確認書記載の払込期日までに、追加保険料を一括して払い込まなければなりません。

第2条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務、通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当会社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が同条の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（追加保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、変更確認書記載の変更日以後第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料払込み前に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその支払事由またはその原因による支払事由に対して保険金を支払います。

- ① 支払事由またはその原因が発生した日が第1条（追加保険料の払込み）の払込期日以前であること。
② 保険契約者が追加保険料を第1条の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。

- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1条（追加保険料の払込み）の払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	当会社が返還を請求することができる金額
① 前条①①の追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 前条①②の追加保険料	次の算式により算出された額 既に支払った保険金の額 - 同条①②の保険金の額

- (4) 保険契約者が支払事由に該当した日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその支払事由またはその原因による支払事由に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

第4条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定めるところに従い、保険料を返還します。

保険料一括払特約（即時払）

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第2条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の保険料領収前に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対しては、保険金を支払いません。

第3条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務、通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務、通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(2)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

第4条（追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、保険契約者が前条(2)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のはずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定めるところに従い、保険料を返還します。

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が前条(2)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料分割払特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
次回払込期日	保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
第1回追加保険料払込期日	追加保険料払込条項第1条（追加保険料の払込み）(2)に定める第1回追加保険料の払込期日をいいます。
第1回保険料払込期日	契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(2)に定める第1回保険料の払込期日をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務、通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同第7節第5条（契約年齢誤りの取扱い）に定める追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。

第1章 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。

② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（クレジットカード払の特則）

(1) 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。

① 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合

② 当会社が①の申出を承認した場合

(2) (1)の場合、当会社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

- ① 当会社がクレジットカード発行会社から(2)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
- (4) 当会社は、(3)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (5) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3)の規定にかかわらず、(2)の規定を適用します。

第3条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- (2) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード発行会社を経由して返還することができるものとします。
- (3) (1)および(2)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき保険料	払込期日
第1回保険料	保険証券記載の払込期日
第2回以降の保険料	第1回保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

- (3) (1)および(2)において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第1回保険料払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるところにおいては、第1回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその第1回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- (4) (3)の規定が適用される場合であっても、第2回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次の支払事由に対しては、保険金を支払いません。

保険契約者が払込みを怠った保険料	保険金を支払わない支払事由
第1回保険料	保険期間の初日以後に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由
第2回以降の保険料	保険料の払込みを怠った払込期日の翌日以後に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由

- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、第1回保険料払込み前に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第1回保険料が払い込まれたものとしてその支払事由に対して保険金を支払います。
- ① 支払事由またはその原因が発生した日が第1回保険料払込期日以前であること。
 - ② 保険契約者が第1回保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確認を行うこと。
- (3) (2)②の確認に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が支払事由またはその原因が発生した日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその支払事由またはその原因による支払事由に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときには、その支払事由またはその原因による支払事由に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当会社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第1回保険料である場合は、保険期間の初日とします。
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定めるところに従い、保険料を返還します。

第5条 (解除の効力に関する特則)

- 前条(1)①の場合であって、保険契約者が保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当会社が認めるときは、同条(1)①の規定にかかわらず、その解除は、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。
- (1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対して当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、保険契約者に対してその保険金の全額の返還を請求することができます。

第3章 追加保険料払込条項

第1条 (追加保険料の払込み)

- 保険契約者は、追加保険料を未経過期間等によって当会社が決定する回数に分割し、毎月、変更確認書記載の金額を払い込むこととします。
- 保険契約者は、次に定める払込期日までに、(1)の追加保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき追加保険料	払込期日
第1回追加保険料	変更確認書記載の払込期日
第2回以降の追加保険料	第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

第2条 (追加保険料領収前の事故)

- 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務、通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当会社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後第1回追加保険料領収までの間に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った 第1回追加保険料	変更日以後に生じた支払事由またはその 原因が生じた支払事由に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節 第1条①または②の規定により 当会社が請求した第1回追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節 第1条③の規定により当会社が 請求した第1回追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- 当会社は、保険契約者が前条の第2回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条 (追加保険料領収前事故の特則)

- 被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、変更確認書記載の変更日以後第1条（追加保険料の払込み）の第1回追加保険料払込み前に生じた支払事由またはその原因が生じた支払事由に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第1回追加保険料が払い込まれたものとしてその支払事由またはその原因による支払事由に対して保険金を支払います。
 - 支払事由またはその原因が発生した日が第1回追加保険料払込期日以前であること。
 - 保険契約者が第1回追加保険料を第1回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (2)(2)の確約に反して保険契約者が第1回追加保険料払込期日に第1回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った 第1回追加保険料	当会社が返還を請求することができる金額
① 前条(1)①の第1回追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 前条(1)②の第1回追加保険料	次の算式により算出された額 既に支払った保険金の額 - 前条(1)②の保険金の額

- 保険契約者が支払事由に該当した日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその支払

事由またはその原因による支払事由に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

第4条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定めるところに従い、保険料を返還します。

その他の特約

共同保険特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注）引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の賃権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に係し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に係し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款または付帯された他の特約の保険金を支払わない場合の事由の規定中、

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注□）」
とあるのは
「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注□）。ただし、テロ行為（注□）を除きます。
(注□) テロ行為
政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。」
と読み替えて適用します。

第2条（この特約の解除）

当会社は、前条の規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲（注）を超えることとなつた場合は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

（注）この特約の引受範囲

この特約を引き受けできる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

解除または失効の場合の保険料の取扱い一覧

普通保険約款および付帯された特約の規定による解除または失効の場合の保険料の取扱いは次の区分によるものとします。

1. 保険料の取扱い

(1) 解除の場合

解除の根拠	取扱い方法
① 普通保険約款基本条項第2節第1条(告知義務) (2)または(4)	月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
② 普通保険約款基本条項第2節第2条(通知義務) (2)	月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
③ 普通保険約款基本条項第3節第1条(保険契約者による保険契約の解除)	月割計算(注)により算定した額を返還し、または請求できます。
④ 普通保険約款基本条項第3節第2条(重大事由による解除)(1)または(2)	月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
⑤ 普通保険約款基本条項第3節第7条(被保険者による保険契約の解除請求)(1)	月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
⑥ 普通保険約款基本条項第7節第5条(契約年齢誤りの取扱い)(2)	月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
⑦ この保険契約に付帯される特約の規定	月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。

(注) 保険契約者が次の事由によりこの保険契約を解除する場合で、かつ、当会社の定める条件を満たすときは、日割計算によるものとします。

解除の事由	具体例
併合更改のための解約	保険始期の異なる2つの契約を1つにまとめる場合

(2) 失効の場合

失効の根拠	取扱い方法
① 普通保険約款基本条項第3節第6条(保険契約の失効)	月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
② この保険契約に付帯される特約の規定	その特約の保険料について、月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。

2. 返還する保険料の計算方法

原則として、当会社は、保険証券記載の払込方法および保険期間に対応する次に定める算式により算出された額を返還します。ただし、算出された額が「マイナス」となる場合は、当会社はその額を請求することができます。

返還保険料は、被保険者ごと・補償種類ごと・特約の種類ごとに算出された適用保険料を元に、各々計算します。

払込方法	取扱い方法	月割計算	日割計算
保険料一括払特約 保険料一括払特約(即時払)	①		③
保険料分割払特約	②		④

①の算式

$$\boxed{\text{保険料 (変更がある場合は変更後保険料)}} \times \boxed{\frac{\text{未経過月数}}{\text{保険期間月数}}} = \boxed{\text{解約または失効合計保険料(A)}}$$

未払保険料(B)

(A)-(B)=返還保険料

②の算式

$$\boxed{\text{各回保険料 (変更がある場合は変更後各回保険料)}} \times \boxed{\text{未経過月数}} = \boxed{\text{解約または失効合計保険料(A)}}$$

$$\boxed{\text{各回保険料 (変更がある場合は変更後各回保険料)}} \times \boxed{\text{未払回数}} = \boxed{\text{未払込分割保険料(B)}}$$

(A)-(B)=返還保険料

③の算式

$$\boxed{\text{保険料 (変更がある場合は変更後保険料)}} \times \boxed{\frac{\text{未経過月数}}{\text{保険期間月数}}} + \boxed{\text{保険料 (変更がある場合は変更後保険料)}} \times \boxed{\frac{\text{未経過端日数}}{\text{保険期間月数} \times 30}} = \boxed{\text{解約合計保険料(A)}}$$

未払保険料(B)

(A)-(B)=返還保険料

④の算式

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{各回保険料 (変更}} \\ \boxed{\text{がある場合は変更}} \\ \boxed{\text{後各回保険料)}} \times \boxed{\text{未経過月数}} + \boxed{\text{各回保険料 (変更}} \\ \boxed{\text{がある場合は変更}} \\ \boxed{\text{後各回保険料)}} \times \boxed{\frac{\text{未経過端日数}}{30}} = \boxed{\text{解約合計}} \\ \boxed{\text{保険料(A)}} \\ \boxed{\text{各回保険料 (変更がある場合}} \\ \boxed{\text{は変更後各回保険料)}} \times \boxed{\text{未払込回数}} = \boxed{\text{未払込分割保険料(B)}} \end{array}$$

(A)-(B)=返還保険料

(注1) 未経過月数

1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。

(注2) 保険期間月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 未経過端日数

解約日の日付が保険期間の末日の日付より小さい場合、「解約日から解約日の属する月の保険期間の末日と同じ日付までの日数」

解約日の日付が保険期間の末日の日付より大きい場合、「解約日から解約日の属する月の翌月の保険期間の末日と同じ日付までの日数」とします。ただし、保険期間の末日と同じ日付がない場合は、その月の末日までとします。

弁護士費用特約にセットされるサービス

「弁護士紹介サービス」、「被害事故・嫌がらせ相談窓口」は「THE カラダの保険」に弁護士費用特約をセットされた皆さんに無料でご利用いただけるサービスです。

1 弁護士紹介サービス

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。

お客さまからご依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

2 被害事故・嫌がらせ相談窓口

子どものいじめ、ストーカー被害や誹謗中傷などの被害事故または人格権侵害を受けた場合の対応についてのご相談に、警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが電話でお応えします。

電話番号：0120-621-351

[受付時間] 平日：午前7時から午後7時
(土・日・祝日・年末年始 [12/29-1/4] は休業)

(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際には、お名前、証券番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注1)ご利用は日本国内からにかぎります。

(注2)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「弁護士費用特約」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、取扱代理店または事故サポートセンターへご連絡ください。

事故サポートセンター：0120-727-110 [受付時間] 24時間365日

苦情・ご相談窓口

おかげ間違いにご注意ください。

保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

【保険金支払ご相談窓口】 0120-668-292

〈受付時間〉 平日：午前9時～午後5時

(土・日・祝日、12月31日～1月3日は休業)

保険金支払いの無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに損保ジャパンがお支払いの対象となる旨をご通知した事案につきまして、損保ジャパン窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

【無責免責不服申立窓口】 0120-388-885

〈受付時間〉 平日：午前10時～午後6時

(土・日・祝日、年末年始は休業)

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

2. お申し立て後の対応

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てにつきましては、損保ジャパンが設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。

その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。

なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

そんぽADRセンター

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808 〈通話料有料〉

〈受付時間〉 平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

お客さま向けインターネットサービス

損保ジャパン公式ウェブサイトからアクセスしてください。

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

損保ジャパン

検索

マイページ

いつでもご利用可能!

マイページのご案内

損保ジャパン マイページ

検索

<https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>



いつでも「ご契約内容の確認」「各種変更手続き」「事故対応状況の確認」などが可能です。

ご注意 1. マイページのご利用には事前登録（無料）が必要です。

2. マイページのサービスは、ご契約内容やご利用の端末によって、一部ご利用いただけない場合があります。

MEMO

MEMO

もしも保険金支払事由が発生したら

支払事由発生 → 保険金のお支払い

支払事由発生

ご連絡

取扱代理店または事故サポートセンターにて
ご連絡をうけたまわります。

事故サポートセンター

0120-727-110 24時間365日受付
(通話料無料)

※おかげ間違いにご注意ください。

お客さまへのご連絡

- 事故の状況やおケガをされたときのご様子・ご病気の状態等について、確認します。
- お支払い対象となる保険金の種類や期間、必要書類についてご説明します。
- 治療経過や、その後のおケガ・ご病気のご様子などについて確認します。

必要書類のご作成・ご提出

保険金請求書等、必要書類一式をご作成いただき、ご提出ください。

お支払い金額の決定・保険金のお支払

ご提出いただいた書類を確認し、ご契約の内容にしたがって
お支払い金額を決定し、保険金をお支払します。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

損保ジャパン 問い合わせ

検索

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

カスタマーセンター

0120-888-089

〈受付時間〉 平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。



損害保険ジャパン株式会社

SOMPO

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SJ23-51007 (2023.5.18) 17741-01 (23040292) 504650 - 0400